

博士論文

混合測定会計の意義と論理

平成 31 年 3 月

中央大学大学院商学研究科商学専攻博士課程後期課程

高坂紀広

目次

序章	4
I 本論文の目的と問題意識	4
II 本論文の構成	5
第1章 混合測定会計類型化の論理	7
I はじめに	7
II 混合測定会計の種類	8
III 取得原価会計と混合測定会計	10
IV 公正価値会計と混合測定会計	14
V 将来キャッシュ・フローモデルの展開	17
VI おわりに	19
第2章 混合測定会計と正統性概念	21
I はじめに	21
II サッチマンにおける正統性概念	22
III オミロス＝ジャックにおける会計への適用	29
IV 正統性概念と会計測定の基礎	31
V おわりに	36
第3章 忠実な表現の意義と展開	38
I はじめに	38
II IASC (1989) および FASB (1980) における信頼性概念	39
III 信頼性概念の混乱とその改善の帰結としての忠実な表現	41
IV 信頼性の後退と公正価値会計の拡張の議論	45
V 忠実な表現の概念とそれとの関連における検証の意味	47
VI おわりに	51
第4章 ニッシム＝ペンマンにおける混合測定会計	53
I はじめに	53
II 公正価値会計とは何か	54

III	会計の目的と測定基礎	57
IV	公正価値会計の問題点	61
V	公正価値会計の 5 原則	62
VI	おわりに	65
第 5 章	収益認識の観点からみた混合測定会計の論理—IFRS 第 15 号を中心として—	68
I	はじめに	68
II	IFRS 第 15 号公表の経緯	69
III	資産負債中心観における収益認識	73
IV	収益認識における混合測定会計の論理	76
V	おわりに	81
第 6 章	正統性概念と混合測定会計の論理	83
I	はじめに	83
II	正統性概念と混合測定会計の論点	83
III	混合測定会計の説明論理	86
IV	おわりに	88
	参考文献	90

序章

I 本論文の目的と問題意識

本論文の目的は、現行制度が抱えている問題である混合測定会計の意義と論理を明らかにすることである。例えば、現行制度における貸借対照表項目の中には、会計測定・評価が、原則的に取得原価とされる事業用資産と原則的に公正価値とされる金融資産が混在している。その結果として、時制ないし属性の異なる測定値が1つの財務諸表に混在することになる。この混在の状態については、いまだ統合的な論理は存在しているとは言いがたい。本論文においてはこの点についてまず先行研究を確認するところからはじめる。この確認の中で、会計測定値が混在していることに対して、混合測定会計と名付け、当該混合測定会計とは何かを明らかにしたい。そして、当該混合測定会計の統合的な論理を明らかにする。

ただし、混合測定会計という用語法は通説的ではない。それに対して、会計測定値を冠したのものとして、取得原価会計や公正価値会計という用語法¹は存在する。この用語法を使用して、取得原価会計という枠組みの中で、異質な公正価値測定項目を内包させたり、取得原価測定を批判的にとらえ、公正価値会計がそれにとって代わろうとしたりする議論が展開されてきたところである。また、個々の会計測定値の意味を列挙して、それぞれの存在を認めようとする概念フレームワークのような存在もある。しかし、測定値の混合の意味を正面から捉え、それを統合的にとらえた議論は、本論文でも取り上げるが、数が限られたものとなっている。

以下これらの通説的な議論を検討していくが、いずれの議論においても、統合的な議論としては不十分である。というのも、取得原価には取得原価の、公正価値には公正価値の論理をそれぞれ追及していても、取得原価と公正価値の混合は、論理的には成立しがたいものになるからである。取得原価の本質と公正価値の本質は互いに相いれない関係にあるのである。また複数の会計測定値の意味を1つ1つ説明したとしても、それぞれの会計測定値が互いに独立したものであるということ以外は見出すことはできない。つまり、取得原価および公正価値という測定の混合はどこから来るのか、また、両測定値が1つの財務諸表の中に存在する意義を検討するものにはならないのである。

このような現状認識の中で、どのように混合測定会計の意義と統合的な論理を明らかに

¹ 取得原価会計および公正価値会計という用語法は、第1章において論じるが、それぞれ取得原価・公正価値を原則的な取り扱いとしている。これを強調したのものとして、取得原価「主義」会計および全面公正価値会計指向の考え方がある。混合測定会計はこれに対して取得原価・公正価値のどちらかを原則とすることを所与としていない。この意味における混合測定会計という用語法は存在しないと考えている。

するのが本論文の課題である。すなわち、取得原価の本質的な議論や公正価値の本質的な議論を確認したうえで、それとは別に、新たな観点から検討する必要がある、そこから統合的な論理を導く必要がある。

当該別の観点を明らかにして、本論文のテーマである、混合測定会計の意義と論理を提示することが本論文の解決すべき問題なのである。

II 本論文の構成

本論文は、序章および第1章から第6章の全7章の構成である。本章は、本論文の目的・構成を明らかにするものである。第1章は、混合測定会計の議論と思われる通説的な先行研究を検討するものである。第2章では、それを別の角度で検討した先行研究を取り上げる。混合測定会計を統合的に議論するための正統性概念をここでは取り上げる。第3章では、概念フレームワークにおける会計情報の質的特性である、忠実な表現という概念を取り上げる。忠実な表現は、本論文において主要なカギとなる概念である。ここでは、忠実な表現概念が制度上重視されてきていることを確認する。第4章および第5章は、忠実な表現の概念が会計測定を決定している適用例を示している。第4章は、取得原価と公正価値の混合測定会計それ自体を検討しているニッシム=ペンマンを取り上げる。第5章は、貸借対照表項目の測定と、収益認識・測定は表裏一体の関係にあるという考えから設けた章である。混合測定会計の間接的な議論として位置づけられる。第6章は、以上の議論を総括する。

本論文では、混合測定会計の意義と論理を明らかにすることが目的である。当該目的との関係に着目し、第1章から第6章の位置づけを示すと以下ようになる。

第1章では、そもそも混合測定会計とは何かを明らかにするために、これまでの先行研究における議論を分類し、それぞれを検討している。既述したように、混合測定会計という用語法は、通説的ではなく、会計測定の混合が、取得原価会計・公正価値会計という用語法の中で議論されてきたものである。当該用語法の中における議論を確認し、ここでは、これらの用語法における議論によって混合測定会計の論拠を明らかにすることは、内生化されていない（混合測定会計それ自体を検討していない）ゆえに一定の限界があることを明らかにする。そのため、以降では混合測定会計それ自体を説明の対象とする必要があるのである。

第2章では、混合測定会計それ自体を議論するために、正統性概念を取り上げる。正統性概念は、経営学・経営組織論または社会学における概念である。混合測定会計は、第1章において明らかにされたように、議論の収束が困難な論点である。議論の収束を可能とするために、正統性概念を取り上げるのである。また、これを会計測定に適用した先行研究も検討対象となる。ここでは、制度会計としての混合測定会計を想定している。混合測定会計は、制度として認められてきたという事実に着目するとみえてくるものがあると思

われる。制度としての会計の検討は、会計測定の構造を検討するだけではみえない議論が導出される点に加え、広く会計情報の利用者の視点が付与されることになる。しかし、ここでの主要な検討対象であるオミロス=ジャックの論文では、混合測定会計の論拠となる正統性概念を直接的に提示しておらず、当該正統性概念を提示する必要が求められるのである。

第3章では、混合測定会計の論理を収束させる正統性概念を提示するために、会計情報の質的特性の議論を検討する。正統性概念の適用は、混合測定の混合の程度の議論を収束させる必要条件を示すことを意味する。そのために、会計情報の備えるべき条件は、密接な議論を提供すると考えられる。具体的には概念フレームワークの議論をここでは検討する。検討内容の中心は、概念フレームワークにおける信頼性概念から忠実な表現概念への概念変更である。この概念フレームワークの改定の議論の中で、信頼性のある測定値は取得原価であり、信頼性のない測定値が公正価値であって、公正価値指向の下で、信頼性の概念を後退させるという議論がある。しかし、これは誤りであるということを確認する。これとは別の論理で、信頼性に代わる忠実な表現の概念が会計測定に係る中心的な概念になり得る論拠を示し、取得原価および公正価値という両測定値を導出する可能性を述べる。この忠実な表現概念は、まず、表現の対象が存在する必要がある。そのような対象と会計測定値を結び付けた議論として、第4章および第5章を位置づける。

第4章では、公正価値会計の適用範囲を画定して、結果的に混合測定会計の論理を明らかにしたニッシム=ペンマンの学説を検討する。この学説は、混合測定会計についての議論を進展させると考える。彼らは、混合測定会計それ自体を検討の対象としていることに加え、その論理を、測定の対象たる会計上の取引を2つに分けることにより説明するのである。そして、2つの取引と2つの測定値を結び付けた議論をしているのである。

第5章では、**International Financial Reporting Standards**（以下、**IFRS**という）第15号を議論の俎上に載せ、収益認識の観点から混合測定会計の論理の示唆を得たい。収益認識の議論は資産測定と関係している。評価差額を収益として認めるか否かという問題は資産を期末時に公正価値に評価替えするか否かという議論と表裏一体である。ここでは、利益観の混合が混合測定会計と関係することを明らかにする。具体的には、資産負債中心観の枠組みの中で、収益費用中心観による利益測定を成立させる論理が成立するというを確認するのである。

第6章では、混合測定会計の意義と論理に関する結論を明らかにする。ここでは、第1章から第5章までの議論を総括して、混合測定会計が正統性をもつということの意味を明らかにする。そして、混合測定会計の意義および論理を明らかにする。

第 1 章 混合測定会計類型化の論理

I はじめに

本章では、混合測定会計に関係する先行研究の検討を行う。混合測定会計は、現行会計制度がそうであるように、貸借対照表の中に、取得原価で評価されるものと、公正価値で評価されるものがあるという会計測定値の混在を対象としたものである。ただし、「混合測定会計」という用語法は、現在、通説的にはなっていない。ここに、これまでの「混合測定会計に関係する先行研究」を検討する必要があるのである。

通説的になっていない混合測定会計という用語法に対して、会計測定値を冠した用語法は確かに存在している。すなわち、取得原価会計や公正価値会計という用語法である。取得原価および公正価値は、会計測定値を意味しており、後で述べるように、取得原価会計という会計の枠組みの中で公正価値の測定値が認められたり、公正価値会計の中でも、取得原価が入る余地が残されていたりしている。したがって、ここにいう先行研究の検討は、この取得原価会計および公正価値会計を検討するということになる。

また、取得原価会計および公正価値会計の検討に加えて、あるべき会計測定値を提示している概念フレームワークを取り上げる。というのも、概念フレームワークは様々な会計測定値を示し、それぞれの性質を示すものとなっており、そこには、暗に複数の会計測定値を認めるものとなっているからである。国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, 以下 IASB という) による改定概念フレームワークは、取得原価 (Historical cost) および公正価値ないし時価が含まれる現在価値 (Current value) の 2 元的な測定値を提示している。

この概念フレームワークについては、2015 年 5 月に、IASB から財務諸表の構成要素、認識および測定、ならびに、包括利益計算書における表示等を含む、財務報告に関する概念フレームワークの公開草案 (以下、公開草案という) が公表され、2018 年 3 月には、公開草案を踏襲した改定概念フレームワークが公表されたところである。

本章の目的は、混合測定会計とは何かという問題を、先行研究を通じて明らかにすることであり、会計測定値が使い分けられる論理について明らかにすることである。このような会計測定値に対して、測定値としてどれが一番望ましいのかという形で、取得原価か公正価値かという選択の議論の中で、取得原価会計や公正価値会計という用語が生じたものと思われる。

しかし、混合測定会計がこのような取得原価会計や公正価値会計とは異なる別の体系であるとも考えることもできる。この見地に立った場合には、改めて取得原価会計および公正価値会計とはそれぞれどのようなものであるのか検討する必要がある。その上でそれらと

混合測定会計はいかなる違いがあるのかを検討したい。現行制度会計においても、測定基礎として取得原価も公正価値も共に適用されているところである。また、測定基礎を混合することを肯定し、その選択の論理を明らかにする試みも存在する(例えば、Nissim and Penman [2008])¹。

さて、公開草案および改定概念フレームワークでは、新たに、測定およびどのような場合に特定の測定基礎を使用すべきなのかに関するガイダンスを改訂「概念フレームワーク」に含めている(Chapter6—MEASUREMENTにおいて)。

これにより、1つの会計の体系の中で、測定基礎を複数認める論拠が示され、一定程度、混合測定会計の明確化が図られたものと考えることができる。

本章においては、まず、混合測定会計がどのような体系であるかを明らかにするために、当該体系がどこから生じるものであるのかを確認して、また、取得原価会計および公正価値会計のそれぞれがどのようなものであるかも同時に確認し、その境界領域として、取得原価会計の枠内という議論、および公正価値会計の種類の議論を確認する。そして、これら2つの議論とは異なる混合測定会計の種類として、概念フレームワークにおいて将来キャッシュ・フローを基礎としたモデルを検討して、そこに内在する取得原価や公正価値という測定基礎の位置づけを決定する論理を明らかにすることが本章の目的である。

II 混合測定会計の種類

本論文において、混合測定会計とは、会計の測定対象に対して、ある項目に対しては、主に取得原価評価を行い、他の項目に対しては、主に公正価値評価を行う会計の体系を意味する。その結果、1つの財務諸表に複数の測定基礎が混在するものを指す。本節では、このような会計の体系がどこから生じ、どのように解釈され得るのかを明らかにしたい。なぜなら、混合測定会計は、多義的に解される可能性があり整理する必要があるからである。

従来、会計における測定基礎には、取得原価をはじめ、カレント・コスト、正味売却価額、回収可能価額、公正価値等様々なものが存在してきたところである。これらの測定値に対して、様々な分類がなされ、取得原価と公正価値(時価)という区分、時価は、さらに購入時価と売却時価という区分が設けられ、整理されてきたところである。このような様々な測定基礎が一つの会計の体系の中で、併存ないし使い分けられてきたのである。

このように、複数の測定基礎を認め、それへの対応を図ったものの中に、基礎的会計理論(A Statement of Basic Accounting Theory, 以下 ASOBAT と呼ぶ)があるが、そこでは、「歴史的情報のみの表示では、当該企業への環境の完全な影響を締め出すことになり、カレント・コスト情報のみの表示では、実現した市場取引の記録を覆い隠す。本委員会が勧めるのは、この両種類の情報が多次元評価の記録の中で、表示されるべきというこ

¹ この点については、第4章において検討する。

とである」(AAA [1966] pp.30-31) が主張され、ここでは、取得原価情報とカレント・コスト情報の別々の開示、すなわち、2 欄開示が主張されたのである。また、金融資産に対して公正価値と償却原価を使い分ける混合属性アプローチという方法が、IFRS 第 9 号においても示されている(IASB [2014] par.BC4.6-4.8)。

本論文における混合測定会計は、2 欄表示のものではなく、金融資産に限ったものでもなく、これも含め様々な資産に対して、会計測定の基礎を使い分ける論理を内在した会計体系を想定する。

ここで、さらにこの会計体系で想定する会計測定の基礎は 2 元的に捉えることとする。以下でも議論されるが、取得原価とそれ以外、もしくは、公正価値とそれ以外という議論が、展開されることが多く、概念フレームワークにおいても、取得原価 (Historical cost) と現在価値 (Current value) の 2 つの区分を示しているからである (IASB [2018] pars.6.4 and 6.10)。

IASB や米国の財務会計基準審議会 (FASB)、および日本の企業会計基準委員会 (ASBJ) の会計基準の中には、その開発の趨勢をみると、公正価値測定への指向性を見ることができる。この指向性の中で、合意が得られるものが公正価値で測定され、合意が得られない基準については、取得原価等の公正価値以外の評価が採用されている。このことに対する一つの解釈として、現在の混合測定会計を公正価値評価に関してすべての項目に対して適用する過渡的な段階であるというものが考えられる。

また、別の観点から公正価値評価を行うか否かに関して、信頼性を判断基準とする議論がある。すなわち、「意思決定有用性についての測定パースペクティブとは、会計専門家が財務諸表本体に信頼性が確保される範囲で公正価値を取り入れる責任を負い、投資家が企業価値を予測する手助けをすることに会計専門家がこれまで以上に関わる、財務報告に対するアプローチである」(Scott [2015] p.189) という議論である。現在の会計基準が公正価値評価の信頼性の獲得過程であるとみなせば、これも混合測定会計の類型となる。

このように混合測定会計の議論は、公正価値評価を行うことが可能か否かという判断と関わるものである。また一方で、2 元的な評価を前提とすれば、このことは取得原価で評価すべきかどうかとの議論とも関係をもつことになる。

したがって、次節から取得原価会計に公正価値が導入される観点、公正価値会計に取得原価が入る観点の 2 つから混合測定会計の検討をしたい。というのも、次節以降で見ることになるが、混合測定会計に係る先行研究は、取得原価から公正価値へという議論の方向性を示し、その転換の過程の中で測定値の混合が起こった際に、それに対する整合的な説明を試みてきたと考えられるからである。以下で述べるが、この検討の結果、混合測定会計の類型は、取得原価会計の枠内の議論、公正価値会計の類型の議論、および将来キャッシュ・フローの議論の 3 つに分けることができるのである。

Ⅲ 取得原価会計と混合測定会計

取得原価会計とは、取得原価を測定基礎の中心とする会計の体系であり、そのような会計の体系とは何かを本節では検討したい。取得原価会計といわれるものは、他の測定基礎を排他的に捉える取得原価主義会計とは異なり、測定基礎の中心を取得原価とするものの、ある場面においては、時価ないし公正価値を認めてきたものと考えられる。一部の項目の測定基礎に時価ないし公正価値を認めたとしても、その会計の体系を取得原価会計と呼ぶとするのであれば、それは、どのようなものなのであろうか。ここでは、取得原価という測定基礎を検討し、それと公正価値会計との境界となる取得原価会計の枠内という議論を検討することにする。

取得原価会計という会計の体系を検討するにあたり、以下2段階に分けて検討することにした。すなわち、まず、その中心となる測定基礎たる取得原価²の主な特徴を確認したうえで、その次に取得原価によって構成される取得原価会計を明らかにしたい。ここでは、Paton and Littleton [1940] および井尻 [1968] を手がかりにして検討したい。というのも、この2つの著作は、取得原価の測定値の重要性を会計の目的ないし機能の観点から原理的に説明されたものであり、また、以下で述べる Paton [1946] と好対照の議論があるから検討対象とするのである。Paton [1946] は、取得原価会計における取得原価という測定値を相対化した議論をしている。そのコントラストをみて議論を深めたい。

Paton and Littleton [1940] において、会計は企業経験 (enterprise experience) 対象としたものであるとされ、その企業経験は交換価格取引によって構成される³。そして、「企業の大部分の活動は他の企業との交換取引によって成り立っているので、会計における基本的な関心は、取得した用役 (原価・費用) と提供した用役 (収益・利益) の『測定された対価』 (measured consideration) にある」 (Paton and Littleton [1940] pp.18-19)。そして、以下の価格総計 (price-aggregate) という言葉の中に取得原価概念が内包されているのである。

すなわち、「交換取引の対価または価格総計は、当該交換取引の時点において買い手と売り手が相互に合意した評価額を表すものであり、この意味に限って、そしてまた当該取引時点に限って、そうした価格総計の記録は価値 (value) の記録とみなしうる。交換取引がなされた後に、価値は変化するであろうが、記録された価格総計は変化しない。したがって会計においては、この価格総計こそが、多様な取引を同質な尺度で表現するための最良の手段となるのである」 (Paton and Littleton [1940] p.19) とされる。このような変化しない記録された価格総計を表示するために、取得原価が適用されることになる。

ところで、これらの文言の中には、価値という言葉が言及されており、この価値が交換

² 本論文では、取得原価と歴史的原価は、同じ意味で解釈している。

³ 「交換」については、井尻 [1968] においても、支配、数量とともに交換が会計の公理として重要視される。

のタイミングにおいて捕捉され、記録されることになる。しかし、この記録は、価値の記録を目的としたものではなく、むしろ、その目的は、価値と対比される価格総計であることを意味しているのである。記録の目的が明らかになっている点、この文言には留意が必要である。取得原価で記録する目的は、価値を表示することにあるのではなく、価格総計を表示することにある。

なお、取得原価は企業活動の中心である交換価格取引の一測定値であり、交換価格取引には、取得した用役という側面に加え、提供した用役という側面があることに注意が必要である。このように、取得原価を2つの測定値の1つの側面としてとらえているのは、井尻 [1968] において、犠牲値として取得原価をとらえているのに加え、この犠牲値に対応する効益値として実現価額を捉えているのと同様である(井尻 [1968] pp. 86-91)。

いずれにせよ、取得原価の特徴は、交換価格取引による価格であるということと変化しない価格総計という言葉に集約されることになる。

このような取得原価を採用する論拠としては「検証力ある客観的な証拠」(verifiable, objective evidence)の重要性が指摘される。「記録された収益は、相互に独立した当事者間の誠実な販売において作成される客観的な証拠に基礎づけられた場合にのみ、有効なものとして認められた。そして記録された費用は、その取引に関する正式の業務書類によって提供される客観的な証拠に基礎づけられた場合にのみ、有効なものとして認められた。…中略…こうして、検証力ある客観的な証拠は、会計の重要な要素となり、信頼できる情報を提供するという会計の機能を適切に遂行するうえで必要な付属物となったのである」(Paton and Littleton [1940] p.18)とされる。

以上のように「検証力ある客観的な証拠」を重視され、実際に取引がなされ測定されたという過去の事実が取得原価だとされるのである。そして、そのような取得原価がもたらす情報が信頼できる情報であることが指摘されるのである。

また、会計は「利害調整会計 (equity accounting) と意思決定会計 (operational accounting) とに分けた場合、歴史的な原価による評価方法は利害調整会計に重要な役割を占めるのである」(井尻 [1968] p.90)とされる。そして、そのような利害調整のためには、「評価方法の単一性と安定性が欠くべからざる要件となる」(井尻 [1968] p.91)とされる。改めて Paton and Littleton [1940] における価格総計の概念も「変化しない」という特徴を示しており、検証力ある客観的な証拠の目指すところは、利害調整会計と同じところとなる。したがって、取得原価という測定基礎は、利害調整会計の観点から採用されるものであると考えることができる。ただし、ここでの取得原価の議論が、意思決定会計から論じられることの多い現行会計と対照的であることに留意する必要がある。

ここまでの議論において、Paton and Littleton [1940] および井尻 [1968] は取得原価の本質およびその機能について整合的な説明をしている。すなわち、取得原価という測定値はその特徴として、①交換価格取引に端を発したものであり、②その交換価格は、取得原価および実現価額を内包したものであり、③検証力ある客観的な証拠という側面から

利害調整という会計の機能を遂行するのに重要であること、が示される。

次に、取得原価会計の境界線にあるといえる議論を検討する。ここまで、主に利害調整会計の議論から、取得原価という測定基礎の特徴を明らかにしてきた。ここでは、以上の取得原価により構成される取得原価会計について検討する。現行会計が意思決定の観点から論じられることが多いので、取得原価という測定値だけではなく、より広い観点から論じる必要がある。

この問題について検討するためにまず、Paton [1946] の議論を参考にしたい。というのも、価格総計の議論において価値に言及した Paton and Littleton [1940] p.19 の議論と好対照をなすからである。2つの議論を対比させることにより、取得原価という測定基礎の議論と異なる議論が導き出されるのである。

既述した通り、取得原価による記録の目的が記録後変化しないという特徴を持つ価格総計を表すことであったが、ペイトンは、これとは異なる目的を示している。すなわち、Paton [1946] によると「原価と価値というのは対立的で相互排他的な用語ではない。取得時において、原価と価値は少なくとも大部分の取引において実質的に同じである。支払手段が…中略…現金以外の財産である場合、取得資産の原価はその財産の公正市場価値によって測定される。事実、原価はそれが主として取得日における公正価値に近似するがゆえに重要なのである。原価は支払金額を表すがゆえに基本的な重要性をもつのではなく、取得したものの価値の尺度として重要なのである」(Paton [1946] p.193)とされる。

ペイトンは、取得原価という測定値の本質を Paton and Littleton [1940] とは異なるものとして主張しているのである。すなわち、ここでの取得原価の測定値は検証力ある交換価格としてみるのではなく、取得日における公正価値としてみている。取得原価を捉える発想が検証可能な交換価格の一測定値から価値のための一測定値に変化しているのである。言い換えると、利害調整会計から導かれたはずの取得原価の測定値の議論から価値を捕捉することから取得原価の測定値を考える議論へと変化してしまっている。したがって、ここには、取得原価という測定値からの議論とは異なる議論、すなわち、意思決定会計から取得原価の測定を議論することが示唆されているのである。

このような取得原価を意思決定会計から考える議論が成立するのであろうか。この議論によると、取得原価を検証可能性ないし確定性等ではなく、価値の測定値の側面を捉えるものであり、換言すれば、利害調整会計として側面ではなく、意思決定会計としての側面で捉えられるものである。そして、現行会計の方向性がそうであるように、意思決定会計を強調し始めると、取得原価以外の会計測定値が登場する余地が出てくるのである。繰り返すが、このような変化が同じ取得原価会計の議論として成立するのであろうか。

山田 [2009] では、取得原価会計の特徴を挙げた上で、棚卸資産の評価に関する会計基準で、正味売却価額という取引額を意味しない⁴時価を取得原価として認められることを示している。すなわち、取得原価を名目上のものではなく、「将来の収益を生み出すという

⁴ この点、取得原価という測定値の特徴として挙げた交換価格取引から外れていることに留意したい。

意味においての有用な原価、すなわち回収可能な額」と捉え、「時価の意味を回収可能性とみなすことによって、低価基準を原価配分で捉えられるようになったといえるだろう」(山田 [2009] p.16)とし、「低価基準を取得原価主義会計の枠内で理解することが可能となったのである」(山田 [2009] p.17)と述べる。

山田 [2009] は、取得原価の本質を検証力ある交換価格とは別の側面で説明しているのである。ここでは、原価配分という根拠の下、「将来に損失を繰り延べないために」取得原価の、回収可能額という側面に注目した捉えなおしが行われている。検証可能な変化しない交換価格の一測定値という側面がここでは、影を潜めているといえる⁵。

そして、このような取得原価の捉えなおしの根拠としては、価値の変化を捕捉するという上記の Paton の議論が関係するが、「長期の持続的な収益獲得能力」の表示目的を挙げることができる。すなわち、取得原価会計は、「当期のキャッシュ・フローを並び替えて、このキャッシュ・フローが暗示している長期の持続的な収益獲得能力をあらわすようにする方法」(Scott [2015] pp.57 - 58)であるとされ、原価配分の考え方もこのことを考慮したものである。すなわち、長期に持続可能な収益獲得能力として回収可能額を測定したと考えることができる。

以上、取得原価会計の枠内という取得原価たる会計基礎からみた境界線の議論を検討して、当該議論から 2 つの主張ないし方向性が導かれる。1 つは、回収可能価額という公正価値ないし時価の測定値は取得原価会計の議論の枠内であるという主張であり、この議論を肯定的に見た上で、取得原価会計の枠の拡張を検討する方向性である。もう 1 つは、取得原価会計の枠内という議論を懐疑的に考え、回収可能価額はあくまでも公正価値ないし時価の測定値であることを強調する方向性である。

まず、前者の議論には、問題が内包されており、限界があるものの取得原価会計の枠内という考え方は成立しうるものである。問題とはすなわち、キャッシュ・フローの並び替えや、それに伴う収益と費用の対応、配分については、ただ一つに定まるものではないので、つまり、主観的なところがあるということである。しかしながら、利害調整の議論から導かれるように、取得原価そのものは、検証可能なものであるので、相対的に信頼性が高いものであるという整理が考えられる。意思決定情報が信頼できるものであるためには、検証可能性という利害調整会計の議論から導かれる取得原価の測定基礎の議論に帰着できる点をここでは、留意したい。

それに対して、後者の方向性から検討すると、取得原価という測定値から検討することになり、取得原価会計の枠内という議論それ自体に問題があるという主張が成立する。取得原価は交換価格という事実として成立した価額であるのに対して、回収可能価額は、未成立の価額である。また、取得原価が支出額であるのに対して、回収可能価額は収入に着目した概念であるという異同がある。さらに言えば、時価を取得原価という会計体系に導

⁵ 取得原価を「変化させる」このような議論は、減損会計でも議論される。低価基準については、平敷 [1990] にも詳しく論じられている。

入する便宜が枠内の議論にはあるという解釈も考えられるが、あえて言及するのであれば便宜的な説明に過ぎないということであり、評価益の計上論拠はこの枠内の議論では説明できないのである。

以上を要約すると、取得原価会計は、交換価格を基本とするものであるから利害調整という機能に役立つものであり、取得原価および実現価額を内包する体系である。取得原価会計の枠内の議論を肯定すると原価配分等により、持続的な収益獲得能力を表示しようとする意思決定の機能も考慮される会計の可能性が示される。しかし、回収可能価額は取得原価という測定基礎の本質を示しているとは言い難く、さらに、公正価値ないし時価の導入という点からすると評価益が計上されないのが非対称的である。

したがって、取得原価会計の枠内という議論とは異なる議論が必要であろう。

IV 公正価値会計と混合測定会計

前節においては、取得原価会計の枠内という議論から、回収可能価額という時価が、主たる取得原価という会計基礎と並んで1つの体系に含まれる議論を検討した。しかし、この議論は、交換価格たる取得原価という会計基礎と異なる測定基礎を導入することに対しての説明を示すものではなく、また、評価損を計上するという限られた場合にだけしか議論できない限界があった。そこで、取得原価の枠内ではなく、枠外の議論を考える必要があるものと考えられるのである。

本節では、その枠外の議論として公正価値会計とは何かを検討したい。公正価値会計に対して、しばしば混乱があるとされる⁶。そこで、前節との比較の中で公正価値会計を捉えることにする。ここから見える前節および本節の相違を通してまず公正価値会計を理解することが混乱を解決することにつながるものと考えられる。それが枠外の議論として公正価値会計を検討するという意味である。

そのために、公正価値の測定のそもそもの発生論拠(目的)と取得原価会計で説明のできない処理の存在に言及する必要がある。

まず、発生論拠についてであるが、後にも述べるが、価値関連性(value relevance)の議論が挙げられる。すなわち、Lev [1989] が挙げられる(Scott [2011] p.223)。ここでは、取得原価による利益情報の有用性が低いことが示された。有用性が低いのであれば、取得原価ではない会計測定が必要となる。そして、有用性の低下が財務諸表情報の価値関連性についての研究につながったとされる。すなわち、ここでの議論は、取得原価会計の情報では、有用ではないから価値関連性の必要性が示され、後の議論と整合するが、価値関連情報の追求の結果として、公正価値会計が示されるのである。取得原価とは相いれな

⁶ 例えば、Nissim and Penman [2008] においても、その旨が示されており、3つの類型を紹介している。公正価値の測定値を代替的な測定値と捉えたり、入口価値と捉えたり、出口価値と捉えたりするものである。

い議論として価値関連情報があり、これとの関係で重要となる会計の基礎が公正価値である。

もう1つの議論として、取得原価会計枠内では説明できない処理について検討する必要がある。例えば、前節での議論において、時価評価を行うのであれば、本来的には評価益の計上が原理的にあり得るのにもかかわらず、原価配分の考えからは、説明論拠が見いだせないという点にも留意する必要がある。

この2つの議論を考慮に入れて公正価値会計とは何かの検討が必要となる。その際、Barth and Landsman [1995] によることとする。公正価値会計は、IFRS 第13号において、「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」(par.9) と公正価値を定義している。以下で検討する Barth and Landsman [1995] は異なる部分もあるのであるが、本論文の関心は、公正価値会計の境界の議論であり、それが公正価値会計の3つの類型に現れているという考えから、検討対象としているのである。以下でその3つの類型を検討する。

第1に、完全完備な市場と経済的に同質である単純な状況下では、公正価値会計ベースの貸借対照表はすべての価値関連性を反映しており、損益計算書は余分であり、収益の実現はバリュエーションには関連せず、経営能力に関連するあらゆる無形資産、資産のシナジーまたは、オプションは貸借対照表に完全に反映しているとされる。

第2に、より現実的な市場の仮定の中では、公正価値は不明確であり、入口価値、出口価値、および使用価値の3つの価値の混合価値をもたらしている。これらのどれも必ずしも観察可能ではないので、公正価値会計の実施は見積りが必要であり、それゆえ、潜在的に見積りエラーをもたらす。もし見積りエラーが重大でないのであれば、使用価値が経営者の能力に関連した無形資産を含む一つの資産に関するトータルの企業価値を捉える唯一のものであるため、他の2つよりも継続企業のバリュエーションにとってより適切なものとなる。

そして第3に、もっとも現実的な状況下では、貸借対照表も損益計算書も完全にはすべての価値関連情報を反映せず、利益の実現は潜在的には、経営者の自由裁量がその価値関連性を減じるにもかかわらず、価値関連性を持ちうるのである。

以上の3つは、状況に応じて意味内容が異なるが、それらを貫くものとしてバリュエーションを行うことによって価値関連性を反映させることが目的とされることが述べられている。公正価値会計にとって価値関連性が重要であることがわかる。その上で、第1の公正価値会計は、貸借対照表のみで価値関連性を反映させるものであり、第2の公正価値会計は、見積りが必要で、3つの混合概念を公正価値として扱うものであり、その主たる測定値として、使用価値を挙げるものである。そして、第3の公正価値会計は、貸借対照表および損益計算書はともに不完全な価値関連性を示すものであり、翻って見れば、価値関連性を主に利益情報から見出すものと考えることができる。そして、「利益の実現」とあ

るように、取得原価の入り込む余地がここには存在するのである。

第1および第2の公正価値会計として挙げられるものは、ともに貸借対照表に着目したものである。Penman [2011]において「公正価値会計の擁護者は歴史的な原価の貸借対照表を見て、それを不名誉であると呼ぶ。株主は当該資産および負債が実際にはどれだけの価値があるのかを知る必要がある。公正価値によれば、投資家は価値を読むために貸借対照表を見さえすればよい—それは、直接的なアンカーである。会計は、企業がビジネスを行って価値を加えるのを待つよりもずっとタイムリーなものであり、会計は価値を即座に指し示すだろう。これらの考えは、取得原価会計の中にはめ込まれた考えと明確に異なっている」(Penman [2011] p.169) とされる。

したがって、公正価値会計とは、その目的を価値関連性におき、企業価値を捉えること(バリュエーション)を指向するものであるという点が大きな特徴であり、貸借対照表においてそれを示そうとするのであれば、そのことは、取得原価会計と一線を画することになるのである。投資家の目的が最終的に企業価値の予測である⁷ので、この点、意思決定会計の機能を果たすことになる。そして、その公正価値の情報を貸借対照表上で反映させるものである。現行会計に照らして考えたとき、第1の意味における公正価値会計は、完全完備な市場という前提が必ずしも成り立たないため、否定される⁸。第2の意味は、使用価値を導出しようとする議論となっているが、市場参加者の観点から測定しようとするIFRS第13号と整合しないことになる。すなわち、「公正価値は、市場を基礎とした測定であり、企業固有の価値ではない。一部の資産および負債については、観察可能な市場取引または市場情報が利用可能ではないかもしれない。しかし、公正価値測定の目的は両方の場合で同じである。現在の市場の状況下において測定日時点で市場参加者の間で資産の売却または負債の移転の秩序ある取引が生じるであろう価格を見積ることである」すなわち、当該資産を保有しているかまたは当該負債を負っている市場参加者の観点からの測定日現在の出口価格とされており、制度上測定基礎の混合の中には含まれてこないことになる。

ここで特に留意したいのは、第3の意味における公正価値会計である。第3の意味における公正価値会計は、「完全にはすべての価値関連情報を反映せず」という文言からわかるように、全ての項目を公正価値で測定することを意味していない。逆に言えば、公正価値以外の測定基礎を想定したものであり、むしろ、全面的な公正価値評価ができない状況をここでは示している。というのも、公正価値には相対的に見れば、完全完備な市場が確保されない限り信頼性に欠けるところがあるからである。前節で述べたように信頼性につ

⁷ 2018年改訂概念フレームワークにおいて、スチュワードシップも目的に含まれることが明示されている(IASB [2018] par.1.22)。このことが公正価値だけではなく、取得原価も会計測定値として認められる根拠となり得る。これについては、第5章および第6章において議論することになる。

⁸ この点については、効率的市場仮説を否定する実証研究を参照のこと。Scott [2015] 第6章では、このことについて様々な先行研究をレビューしている。但し、完全に市場の効率性が否定されると、市場を前提に成り立つ公正価値概念が成立しなくなることには、留意が必要である。

いては、取得原価会計の方に長所を見出すことができる。さらに言うと、信頼性というフィルターを通るか否かという形で、公正価値が適用出来るかどうかを決める。ここには、公正価値と取得原価との関係において公正価値の優位性が示されている。

ただ、いずれにせよ、取得原価と公正価値の相容れない議論が暗示されており、その相容れないものが価値関連性（特に貸借対照表の表示による）であり、公正価値会計の枠内という議論を想定するとすれば、取得原価が入る余地は無いように考えられるのである。

V 将来キャッシュ・フローモデルの展開

以上のように、取得原価会計および公正価値会計を整理してきたが、取得原価および公正価値という2つの測定値が、1つの体系の中に存在することに対して、まず、取得原価会計の枠内という議論をし、次に公正価値会計の枠内ないし類型の議論をした。いずれにおいてもその枠内に入れることができなかった。すなわち、回収可能価額を取得原価の枠内と考えたとして、その他の公正価値はその枠内に入れることができないし、公正価値会計の枠内に取得原価を入れることもできないのである。ここに混合測定会計という体系が導かれるというわけである。

ここからは、概念フレームワークにおける混合測定会計をみていく。概念フレームワークが示しているものが取得原価会計や公正価値会計と如何に異なるものであるのかをこれ以降明らかにしたい。そこから、測定基礎の混合の論理を検討したい。

まず、概念フレームワークは、測定基礎を明らかにすることの意義を認識していると評価できる。

概念フレームワークにおける取扱いにおいて、注目すべき点は会計目的ないし測定目的によって測定が規定されていることが明らかになったということである。そして、その上で測定値が複数認められている取り扱いとなっている。したがって、会計目的から演繹的に測定基礎の混合が示されるものとなっている論理構成である。

概念フレームワークにおいて、新たに測定に対して目的が示されるということは、つまるところ財務報告に適う測定を要求するものである。そのことについて、測定基礎を選択する際に考慮すべき要因としてまとめている。会計測定値には、財務報告の目的や会計情報の質的特性（目的適合性・忠実な表現）の即した測定値の性質が示され、測定基礎の選択が要求されるのである（IASB [2018] pars.6.1-6.3）。

このような概念構成のなかで、目的適合性のある情報を忠実に表現するという究極的な目標を達成するため、さらに中間的な目的が示される。投資家等が必要とする将来キャッシュ・フローに関する見通しを評価する際に有用な情報を提供するというものである。公開草案では、この中間目的を達成するものとして測定基礎を位置づけている。

資産の測定基礎の決定に対しては、当該資産が将来キャッシュ・フローに寄与する方法に着目し、負債の測定基礎の決定に対しては、当該負債の決済又は履行される方法に着目

する(同 pars. 6.23–6.40)。このように、投資家等が必要とする情報、つまり測定の対象となるものを明らかにした上で、測定基礎の決定で以上のような方法に着目するのは、論理的に強固な整合がとられているように見受けられる。

測定基礎が将来キャッシュ・フローに結びつくものであるとすれば、測定目的、ひいては、会計の目的に従った測定基礎の選択が可能となるのである。このことは、価値関連情報を投資家に提供しようとする中で、公正価値測定が認められるという前節における論理と整合的である。前節までの議論においては、価値関連性を根拠として、取得原価とは相いれない公正価値たる測定基礎が登場し、しかしながら、信頼性を根拠に取得原価という測定基礎も否定できないということが明らかになったが、公開草案は、以下で述べるが、同じ測定目的の観点から取得原価という測定基礎も公正価値という測定基礎も共に導かれるものとなっているので、測定基礎の混合の論理が示唆されたものとなっている。

そして、公正価値の測定値は、そもそも、投資家の意思決定の観点から生じたものであるから、ここでは、特に将来キャッシュ・フローに関する情報と取得原価情報の関係を明らかにすることが重要である。

ここまでの議論で、価値関連性ないし意思決定目的から演繹される形で公正価値会計が導出されることを示したが、取得原価は意思決定目的から導かれたものとは必ずしも言えない測定基礎である(ただし、測定目的の中に検証可能性についての言及も存在する)。そこで、意思決定との関係で取得原価を検討することが必要となる。本節のここまでの議論からこのことを言い換えると、将来キャッシュ・フローと取得原価の関係を明らかにする必要があるということである。

概念フレームワークにおいて、測定基礎である原価ベースの特徴は、資産が売却(消費ではなく)されるか又は負債が移転(決済ではなく)される場合には、売却又は移転の決定の影響は、企業が当該売却又は移転を会計処理する際に明らかになる。すなわち、投資家が望む将来キャッシュ・フローの情報は、売却又は移転を待たないと明らかにならないものがあるというのである。

そして、将来キャッシュ・フローに寄与する方法の観点から、当該資産が将来キャッシュ・フローに直接寄与しないかまたは他の資産との組み合わせによる場合に、取引および資産の消費に関する原価ベースの情報が使用され、そこで過去のマージンを識別し、そこから将来のマージンを見積もるというものである。つまり、原価ベースの測定値が利用される考え方は、当該資産の将来キャッシュ・フローへの貢献に注目するが、直接的な貢献ではない場合には、当該資産が売却されるまで原価をベースとした測定値で据え置くことでマージン情報(売価－原価)を手がかりにするというものである。原価ベースの測定値が提供する将来キャッシュ・フローへの貢献に係る情報は、マージン情報すなわち損益計算の情報として提供されるということである(IASB [2018] par.6.28 参照)。

一方で、将来キャッシュ・フローへの貢献が直接的なものに関しては、公正価値で評価される取り扱いとなっている。将来キャッシュ・フローの情報が直接的なものはその本来

の在り方から貸借対照表に公正価値の情報が示される(IASB [2018] pars.6.54-6.57 参照)。

これらについて、概念フレームワークにおいては、予測価値がある場合や確認価値がある場合として述べている。

以上、将来キャッシュ・フローと会計測定値の関係は、次のようになる。すなわち、当該資産項目がそのまま単独で将来キャッシュ・フローを生む場合、例えば有価証券のような項目は、公正価値で評価される。しかし、そうではない項目、すなわち、そのままでは将来キャッシュ・フローを生むわけではないが、将来キャッシュ・フローに貢献する項目、例えば、販売努力が伴う棚卸資産や固定資産のような項目は、取得原価で評価されるのである。

翻って、取得原価を適用すると論拠は、以下のように整理できる。すなわち、取得原価の測定対象となるものは、将来キャッシュ・フローを直接生むものではなく、他の資産と共同で将来キャッシュ・フローを生むもの、つまり貢献するものであるとされる。これは、つまるところ事業モデルの概念により説明しようとする試みである(IASB [2013] par.9.33 および IASB [2015] 6.54)。すなわち、将来キャッシュ・フローを単独で直接生み出す事業と複数の資産の共同で生み出す事業の存在が識別され、それぞれを別の測定基礎で捉えようとするものである。これは、信頼性がないから、公正価値に代えて、取得原価の測定基礎を採用しようとする議論とは質の異なるものであると考えることができる。

したがって、将来キャッシュ・フローを中心とした混合測定会計の統合論理は、事業モデルの識別によってもたらされるものであるといえる。この議論は、資産を事業用資産と金融資産に分ける議論および Nissim and Penman [2008] で示されるように事業活動は裁定取引が働くので取得原価で測定するといったものと同類の議論と考えられる。しかしながら、これらの議論は1つの会計の中で、異なる性質のものを「併存」させる論理に過ぎないようにも思われる。

ただし、Ⅲ節の議論を幾分進めていることをここに留意したい。すなわち、将来キャッシュ・フローの観点から取得原価の測定基礎が採用される必然性は十分なものではないが、取得原価の測定値の中から回収可能価額が引き出される論拠が将来キャッシュ・フローにあることを指摘する。すなわち、取得原価の内、将来キャッシュ・フローに貢献しないものは、除くべきであることは、この議論から導出できるのである。将来キャッシュ・フローの観点から取得原価枠内の議論の一部は内包されるということである。

VI おわりに

本章では、混合測定会計の類型論理を明らかにするため、会計モデルとしての取得原価会計が公正価値会計に代わる変遷をまずみてきた。そして、将来キャッシュ・フローモデルとしての混合測定会計を検討してきた。

混合測定会計の論理は、取得原価および公正価値という会計測定の基礎の2元的な考え方から、3つの類型に分かれるということである。第1に、取得原価会計の枠内という議論に集約される、取得原価とそれ以外の公正価値・時価の混合という議論である。第2に、公正価値会計の枠内ないし類型という議論に集約される議論である。そして、第3の議論として将来キャッシュ・フローモデルによって取得原価および公正価値をともに認める議論である。

そこでは、交換価格を根拠として検証可能性等を強調した取得原価会計から、原価配分の制約の中で変容した取得原価会計をみてきた。ここでは回収可能価額という時価を取得原価会計の体系の中に入れる議論をみたのである。しかしながら、評価益を計上できない点や、交換価格たる取得原価と回収可能価額の関係の議論ができない点で、取得原価会計の枠内の議論の限界を指摘した。

そして、その枠から外れたものとして公正価値会計を次に議論した。公正価値会計は価値関連性に着目したものである。実現利益は価値関連性があるという議論がここには存在しているのであるが、ここでも価値関連性と交換価格の議論は結び付かず、この議論の出発点が取得原価の有用性の無さからきている点も踏まえると取得原価を公正価値会計の枠内に入れる議論にも限界があることを確認した。

そしてこれらの限界を克服し説明する論拠としての公正価値会計を明確化したものが改定概念フレームワークにおける将来キャッシュ・フローモデルでありうることを指摘したのである。

以上混合測定会計の3つの類型を検討したが、意思決定有用性の観点から、価値関連性の議論がキーワードとなり、将来キャッシュ・フローの予測というより具体的な目的によって、混合測定を統合しようとするものが改定概念フレームワークにおける混合測定会計である。会計測定の基礎を測定目的から演繹する場合、まず、価値関連性という性質を有している公正価値が導出されるであろう。また、取得原価もマージン情報として、測定目的と関連を持つその導出過程は異なるであろうが、改定概念フレームワークは少なくとも混合測定会計の論拠を明らかにしようとする指向性が存在することは確認できた。導出過程の異同についてはさらなる検討が必要であると思われる。また、混合測定会計それ自体の議論は、まだ十分なされたわけではない。

第2章においては、混合測定会計それ自体の議論を展開したい。

第 2 章 混合測定会計と正統性概念

I はじめに

本章は、会計測定に係る制度的な歴史および以後述べる正統性概念によって、会計測定の問題を正面から取り扱ったオミロス＝ジャックの論文(Omiros and Jack [2011])を検討し、混合測定会計の問題を扱う枠組みを得ることを目的とする。第 1 章において、混合測定会計は、先行研究の検討において、取得原価会計枠内の議論、公正価値会計類型の議論、および将来キャッシュ・フローモデルという 3 つの類型を検討してきたが、いずれも混合測定会計それ自体を検討しているとはいえない。本章では、混合測定会計それ自体の検討をはじめめる。

混合測定会計の問題を検討するにあたり、そもそもそれは何かという定義の問題が重要となるが、この問題は、解決困難な問題を含むものであり、それゆえに、この問題を扱うこと自体の困難をもたらす可能性がある。

混合測定の意味を考えることは、混合の意味を考えるということでもある。それは、混合の程度を考えるということでもあり、程度の問題を扱うのであれば、議論の収束が困難である可能性があるのである。

オミロス＝ジャックは、公正価値会計を制度的に適用しようとする歴史の中で、会計人を含めた利害関係者からの承認が一枚岩ではなく、それを追求する (in pursuit) 歴史を記述しており、その歴史を正統性 (legitimacy) の問題として扱っている。会計制度は、時代の要請に対してその時々において変化し異なるものであり、その意味で収束困難な問題になり得るが、常に正統性が求められるものでもある。それゆえに正統性の追求が会計制度の問題を検討するにあたって重要となるのである。

そして、混合測定会計という混合の程度の問題は、正統性概念に照らして検討することにより、解決が図られるものと考えられる。なぜなら、混合の程度は正統である範囲で認められるのであり、混合の程度の議論は収束されると考えることができるからである。

本章は、II 節において、オミロス＝ジャックが適用したサッチマンの正統性概念を概説し、III 節においてオミロス＝ジャックの適用過程を実際に検討する。IV 節においてそのオミロス＝ジャックの論文から会計測定の正統性の歴史を概観し考察する。その考察を通じて、混合測定会計の議論を収束する枠組みを獲得したい。

II サッチマンにおける正統性概念

1 正統性の評価主体

本節の目的は、混合測定会計ないし会計測定の基礎における正統性を検討することにある。それにはまず正統性を評価する主体は何かという問題が重要となる。というのも、ある測定基礎が認められるのは会計制度ないし会計基準の規定によることになるが、その会計基準は、基準設定主体によってトップダウンで決定されるわけでは必ずしもなく、その決定が無条件に承認されるわけではないからである。基準設定主体もまた、承認される対象である。

会計基準は、伝統的には、「企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準である」（企業会計原則・同注解二1）という企業会計原則の規定を引用してもわかるように、広く会計人ないし利害関係者からの要請が反映されたものである。

このことは、概念フレームワークを基礎とした IASB の IFRS の基準形成においてもいまだに当てはまるものである。例えば、概念フレームワークの質的特性の議論の中で、信頼性の概念が下位概念とされることに対して批判がなされている。信頼性の概念は、取得原価を支える概念とされるのである¹。また、収益認識のモデルとして、基準設定主体が提案していた現在出口価値（公正価値）モデルが批判され、取得原価を測定基礎とする顧客対価モデルによって基準化されたケース等を挙げることができるのである²。このことは、基準設定において、会計人たちの意見を反映すべきことが示唆されるのである。

したがって、正統性を決定する主体は、基準設定主体だけではなく、それ自体やそれが設定する会計基準を承認する利害関係者を含めて想定する必要がある。

2 正統性概念

本項で取り上げるのはサッチマンの正統性概念（legitimacy）である。彼の正統性概念は、もともと経営学におけるマクロ組織論という領域から生まれたものである。当該概念は、組織が自らの存在および行為に対して、正統性の評価主体に対して妥当であることを示すために、合理的な根拠が必要とされるという考えをその端緒としている。Meyer and Rowan [1977] は、コンティンジェンシー理論³における合理的な根拠は、技術的効率性

¹ このことは、第3章において詳しく検討する。

² このことは、第5章において詳しく検討する。

³ コンティンジェンシー理論とは、企業の組織構造や管理システムなどの組織デザインのあり

であることを挙げた上で、それに対して、彼らの主な提案として、制度を取り上げるのである。サッチマンによると正統性概念は、このコンティンジェンシー理論と新制度理論の2つの流れの先行研究を取り上げこれらの議論の統合を行っている。

コンティンジェンシー理論は、当該合理的な根拠は技術的効率性に依存することを指摘した。すなわち、技術的効率的な行動ないし組織は合理的な行動であり、組織であり、それが正統性の評価主体に承認されると正統性を認められるということである。その考え方においては、「正統化は、組織が他の同等のシステムかまたは上位システムに対してその生存権すなわちエネルギー、原材料もしくは情報を取り入れ、変形させ、産出しつづけるための権利を正当化する過程である」(Maurer [1971] p.361)と定義される。

サッチマンは、このようなコンティンジェンシー理論における技術的効率性に加え、新制度派組織論の概念を内包した合理的根拠として正統性概念を示した。新制度派組織論においては合理的根拠が制度によって参照される。そしてその制度には、コンティンジェンシー理論における技術的環境が含まれ、制度の概念は、それよりも広範な概念である。

制度によって参照される合理的な根拠としての正統性概念は、様々な利害関係者を想定する本論文の主旨に合致する。次項においては、会計の測定基礎の問題が当該正統性概念と合致しているということを確認したうえで、サッチマンの正統性概念を概観したい。

3 サッチマンの正統性

サッチマンの正統性概念は、広い分析視座に基づいて対象の正しさを決定するものであり、それよりも狭い領域において対立する問題の解決に寄与するものと考えられる。ある領域においてどちらが正統であるとはいえない2つの事柄に対して、より広い領域で考えれば、その問題が解決されうる場合を想定できる。このように考えると内包関係にある2つの領域を想定して議論が展開されることになる。

会計の測定基礎が、取得原価であるということ、または、公正価値であるということは、それぞれ別の観点から議論されることが多く、どちらが優れたものであるのかを判断することが困難である。これが、狭い領域において対立する問題である。それぞれの議論は、例えば、会計責任を果たすためには、取得原価という客観的な測定値を採用した方がよいという議論や意思決定に有用な情報を提供するには公正価値による測定値を採用した方がよいという議論である。つまり、それぞれの測定基礎が別々の目的を持っているということを根拠として対立するのであり、立場が異なれば当然異なる結論が出るという関係になっている。

しかし、別の観点から採用されるにもかかわらず、いくつかの目的は併存して、次節以降で述べるように取得原価および公正価値・時価等の測定基礎の混合は、制度として社会

方は、技術、市場での競争状況、産業の発展段階、などそれぞれの産業や事業に固有の諸条件(contingencies)に依存する考える理論である(山田・佐藤[2014] p158)。

的に受け入れられてきたのである。そのため、混合測定の見論として、会計責任ないし意思決定有用性、つまり会計の機能ないし目的の追究とは別の見論による追究が必要となると考えることができる。というのも、会計の機能ないし目的は、互いに両立するのか排他的であるのかが不明瞭になる可能性があるからである。ここでは、社会的に受け入れられてきたという事実に基づいて、正統性概念に照らして混合測定の見論を検討する。

正統であるとか、正しいという判断は、一般的に広く使用されている概念ともいえるが、それぞれに意義あるものを選択する場合においては、厳密な判断が必要であり、したがって、正統性概念は厳密に定義する必要がある。サッチマンは正統性について次のように述べる。すなわち、正統性について、当該概念は、多くの場合、それ自体の言及をすることをしないで、ある対象に対して適用され、そして、また定義づけがなされる前に言及される。サッチマンは、この順序の逆、すなわち正統性概念の定義づけからはじめている (Suchman [1995] p.573)。それ自体が何かを明らかにした上で、定義を行い、定義に基づいて適用しようというものである。

サッチマンは正統性を次のように定義し、それを3つに分けて、さらにそのそれぞれに対して2つの側面に照らしてさらなる細分化を行っている。すなわち、正統性とは、「規範、価値、信念、および定義づけに関するいくつかの社会的に構築されたシステムのうちにある実体の行動が、必要とされるか、正確であるか、もしくは適切であるという一般化された知覚または仮定である」 (Suchman [1995] p.574)。この正統性概念には、3つのニュアンス、すなわち、プラグマティック (pragmatic)、モラル (moral)、および認知 (cognitive) がある。それはさらに組織の行動に関するもの (actions) と組織それ自体の本質的なもの (essences) との区別があり、また、一時的なもの (episodic) と継続的なもの (continual) との区別が認識されるのである。

ここまでの見論に引き付けてサッチマンの正統性で特に重要なのは、正統性概念それ自体とそれを3つに分類しているということである。これにより正統性を狭く見論する場合に分類された3つの正統性の見論を展開して、それで解決されないときに正統性それ自体の検討がなされるということが可能となる。すなわち、正統性概念それ自体と3つの正統性である、プラグマティック、モラル、および認知の正統性が内包関係にあるのである。

以下では、この3つの正統性を一つずつ概観する。

(1) プラグマティックな正統性

プラグマティックな正統性とは、利害関係者による利己的な評価によって基礎づけられる正統性である。正統であることを決めるのは、利害関係者であり、その正しさの根拠は、組織が利害関係者に利益を与えるかどうかによって決まるのである。利害関係者が利益を得られる場合にそれを正統であると判断する。

既述した通り、サッチマンの正統性は、コンティンジェンシー理論および新制度派理論の両方を内包することも相まって、様々に細分化される。まず、正統性の対象が行動である場合と組織それ自体である場合の区分が存在し、まず、行動の正統性が一時的か継続的

かで交換の正統性（exchange legitimacy）および影響の正統性（influence legitimacy）の2つが挙げられる。

交換の正統性は、評価主体である利害関係者が主に直近の（immediate）関係であり、取引先等直接的な交換関係に属する場合の正統性である。このような取引先等利益をもたらす場合は、その行為が正統であるといえる（Suchman [1995] p.578）。この正統性は、コンティンジェンシー理論からも説明されるものだと考えられる。それに対して、影響の正統性は、社会的相互関係を問題とし、すなわち、当該組織と上位の社会システム（政治・経済・社会）の関係を問題として、その上位システムの利益をもたらす行為が正統であるといえる（Suchman [1995] p.578）。これは新制度派の考え方が現れている。

次に、企業それ自体である本質的なものとして、性質の正統性（dispositional legitimacy）が挙げられ、さらに一時的か継続的かで利害の正統性（interest legitimacy）および特徴の正統性（character legitimacy）に分かれる。

性質の正統性は、組織それ自体が、心から利害関係者にとって自分たちの利益を第一に考えているとか、価値観が共有されているとか、誠実で、信頼でき、きちんとしており、賢明であると認められていることを意味する（Suchman [1995] pp.578-579）。そのうち共通の利害（win-win の関係）をもっているかどうかに着目すると、それは利害の正統性であり、それを一般化すると良い特徴を持っているという特徴の正統性になる。

図表2-1 プラグマティックな正統性

	行為	本質 性質
一時的	交換	利害
継続的	影響	特徴

（出典：Suchman [1995] p.584 に基づき作成）

(2) モラルの正統性

モラルの正統性は、組織とその活動の積極的な規範的評価を反映し、当該行動が社会福祉を促進するかどうかに関する信念（belief）を基礎としたものである。この場合、正統であるということを決めるのは、やはり利害関係者であり、その正しいか否かの判断は規範的に正しいか否かによって決まる。利害関係者がそうであるべきと考えたり、正しいと考えたりすることで得られる正統性である。

これもプラグマティックの正統性と同様に4つに細分化される。まず、行動が正統性であるかどうかを一時的であるか否かに基づいて、結果の正統性（consequential legitimacy）、および手続きの正統性（procedural legitimacy）の2つがある。結果の正統

性は、社会構成員によって、社会規範的な尺度で、組織が成し遂げたことが評価されることで獲得する正統性である（Suchman [1995] p.580）。しかし、結果としての正統性が一時的に認められても、継続的には認められない場合がある。また、結果としての正統性は、その尺度が不明確になる場合が考えられる。そこで、何をなしたかだけでなく、どのようになしたかが問われるのである。ここで、手続きの正統性が出てくるのである。手続きの正統性は、組織の行動が、社会が認める正しい方法に則っているかどうかの判断によって決まる正統性である。「『適切な実務』は、見えないが価値のある目標を達成するためにたゆまぬ努力を行っていることを示すのに役立つので、明確な尺度がない場合には、手続きの正統性がもっとも重要となる」（Suchman [1995] p.580）。

次に、企業それ自体の本質的なものとして人の正統性（personal legitimacy）、および構造の正統性（structural legitimacy）がある。手続きの正統性を長期的にそして全体的に行う場合には、構造の正統性が組織の内面に備わっていなければならない。これは、組織の戦略、目標、結果のような曖昧なものに対して、容易にモニターできるものとして機能する。手続きの正統性が、たとえば、商品検査であるのであれば、構造の正統性は、品質管理部門を置いているという場合を指す。人の正統性は、リーダーのカリスマ性によって担保される正統性である。

図表2-1モラルの正統性

	行為	本質
一時的	結果	人
継続的	手続	構造

（出典：Suchman [1995] p.584 に基づき作成）

(3) 認知の正統性

認知の正統性は、いくつかの当然のこととされることの説明を基礎とした必要性または必然性としての正当化の要件となるものである（Suchman [1995] p.581）。この認知の正統性の重要な含意は、ある対象の正統たる所以は、利害関係者がその利害や規範的な判断を超えて当然であると考えことにあり、埋め込まれたものであるとされることである。このレベルに到達した正統性は容易には阻害されない。

これには、行為と組織それ自体を区別せずに、一時的か継続的かで理解可能性の正統性（comprehensibility legitimacy）および自明の正統性（taken-for-granted legitimacy）に細分化される。理解可能性の正統性は、その行動に対して予測可能性の正統性（predictability legitimacy）、組織それ自体に対して妥当な正統性（plausibility）

legitimacy) に分かれる。自明の正統性は、その行動に対して必然的正統性 (inevitability legitimacy), 組織それ自体に対して永続的正統性 (permanence legitimacy) に分かれる (Suchman [1995] p.582)。

認知の正当性は、まずは、大きな信念体系と日々の生活で経験した現実が一致するかどうかについての理解可能性の正統性が重要となる。文化的なモデルや説明を提示することで、それは予測可能性を生じさせ、予測可能な行動をとる組織が妥当なものとして受け入れられることになる。このような理解が一貫性を持つことで間主観的な自明のこととなり、ある特定の事象が必然として受け入れられ、必然的な行動をとる組織が永続性を持つに至り、自明の正統性が生まれるのである。

図表2-3 認知の正統性

	行為	本質
一時的	理解可能性	
	予測可能性	妥当性
継続的	自明性	
	必然性	永続性

(出典 : Suchman [1995] p.584 に基づき作成)

以上のように、サッチマンの正統性の概念は、様々な側面があり、それゆえに多角的に正統性を考えることができる特徴がある。例えば、永続的で (認知), 善良な特徴 (プラグマティック) を持つ構造ゆえ、教会組織それ自体は正統性をもった組織であると評価されたり、予測可能 (認知) で価値交換に従事する日用品の製造業者の行動 (プラグマティック) が正統性をもつと評価されたりするのである。

図表2-4 正統性の分類

	行為	本質	
一時的 継続的	交換 影響	性質 利害 特徴	プラグマティックな正統性
一時的 継続的	結果 手続	人 構造	モラルの正統性
一時的 継続的	理解可能性 予測可能性 自明性 必然性	妥当性 永続性	認知の正統性

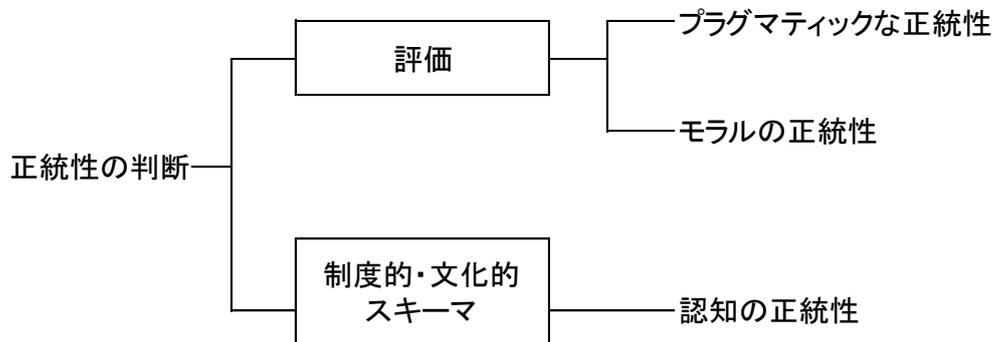
(出典：Suchman [1995] p.584 に基づき作成)

本節の最後に、正統性概念を適用する (invoke) にあたって、特にプラグマティック、モラル、認知の3つの正統性概念のニュアンス違いを横断する考え方を整理する。すなわち、以上の3つの正統性を内包した正統性概念それ自体を検討する。ここでは、組織それ自体および行動の正統性の判断が何によってなされるのか、それは操作可能かどうかによって区別できる。

まず、正統性は、その判断が利害関係者の判断によるのか、スキーマによるのかで分かれる。そしてその評価が損得に基づく場合がプラグマティックの正統性であり、社会的福利に適うか否かに基づく場合が、モラルの正統性に該当する。利害関係者の評価ではなく、歴史的・文化的スキーマによる場合が、認知の正統性である。

もう1つの横断的な区分は操作可能性である。一般に組織の行為でかつ特に一時的なもの、取引相手に利益を与えたり、手続きを正しく行ったり等により正当化をすることができると考えられるが、組織それ自体や認知の正統性は、利害関係者の信念等に還元されるものであり、正当化するのは困難であるといえる。一方で、逆に言えば、そのようにして獲得されたものは強化な正統性を得たといえるのである。

図表2-5 正統性概念の区別



(出典：Suchman [1995] に基づき著者作成)

III オミロス=ジャックの会計への適用

本節では、オミロス=ジャックの論文を検討する。オミロス=ジャックの論文は、会計測定の正統性を検討した数少ない先行研究であり、また、前節で取り上げたサッチマンの正統性を採用したものとなっている。サッチマンの正統性は、会計測定を想定したものではないが、既述した内包関係を念頭においたときに優れたものであると考えられる。そのため、会計測定に対してどのように適用すべきかに留意したうえで、適切に正統性概念を適用することが求められる。

会計測定の基礎の正統性をサッチマンの正統性概念の適用によって行おうとするとき、サッチマンの正統性概念が「組織の」正統性概念であることに注意する必要がある。現に会計学における正統性概念の適用における先行研究の多くは、IASBの正統性等、組織の正統性を問題視していた⁴。組織それ自体や組織の行為が対象であるので、基準設定主体や設定された会計基準に焦点があてられたのである。

本論文における正統性概念の適用対象は、組織ではなく会計の測定基礎であり、ある特定の会計の測定基礎の正統性をどのように判断するのかを問題としなければならないが、会計基準を検討対象とすることも考えられる。というのも会計の測定基礎は、会計基準によって規定されるともいえるからである。金融商品の基準において、売買目的有価証券に対して時価評価が要求されたり、固定資産は固定資産の基準によって取得原価評価が要求されたり等、会計測定の基礎は会計基準によって規定されているのである。

しかし、個々の会計基準の検討は、会計測定基礎の正統性を限定的にしか言及できず、取得原価および公正価値のような測定基礎のどちらが正統であるかという会計測定基礎選択というより一般的な検討を行うためには、会計基準の正統性の検討は不十分なものにな

⁴ この点は、山田 [2010] が正統性のニュアンスごとの先行研究を整理して示している。

ると考えられる。各会計基準の正統性を示しても、そのことが取得原価測定や公正価値測定
の正統性を示すことにはならない。

そのため、本節では先行研究の中で、オミロス=ジャックを参考に検討したい。オミロ
ス=ジャックの 2011 年の論文は、サッチマンの正統性概念を用いて、会計測定の基礎の
正統性を検討した数少ない先行研究である。

オミロス=ジャックは会計の測定基礎の正統性を検討するに当たり、組織だけではなく、
慣習の正統性概念によって、組織の正統性と会計測定の正統性の違いに対処してい
る。それだけではなくなぜサッチマンの正統性を適用するのか指摘している。

まず、彼らは組織の行動ないし組織それ自体の正統性は、制度によって参照されるとい
う考える制度論の考え方を援用して、会計の測定基礎を慣習により生まれるものであると
考え、そのような「慣習の正統性は、正当化のプロセスおよび組織と慣習の結びつきを研
究するために、組織の正当化と区分して認識できる」(Omimos and Jack [2011] p.312)
としており、その根拠を「社会の価値観と経済的行動を結びつける会計実務の能力によっ
てそれらの行動が正統性を獲得し、内在する価値を成立させている組織に正統性が付与さ
れる」と主張する。社会の価値観を行動と結び付けるのが会計であるという指摘である
が、この指摘は制度を参照することで自らの行動の合理性を確認する既述の新制度派の考
え方が反映されている。

次に、サッチマンの正統性を適用する理由として、一時的であるか継続的であるかとい
う観点があること、そして、プラグマティック、モラル、認知という 3 つのニュアンスを示
すことにより正統性がどこから来るのかという正統性の根拠を指摘できることという 2 つ
の観点を指摘している。そしてこれら 2 つの観点は、歴史的分析の中で適用される。これ
以下でも検討されるが、内包された 3 つの正統性の間で正統性の有無に関する対立が生じ
る際にしても、まずこの 3 つの検討が先行するのである。

会計慣習が正統性をもち制度化されると、サッチマンの正統性における認知の正統性の
うち、自明の正統性が得られることになるが、これまでの実務においてはその意味での正
統性は存在しないと主張される。自明の正統性が得られたときは「ほかのどんな実務も文
字通り考えがおよばず、それに反対する可能性は覆い隠されることになる」(Omimos and
Jack [2011] p.312) が、いまだそのレベルで認知の正統性に達した会計の測定基礎はな
いと主張し、「およそ 1940 年代から 1960 年代のアメリカの場合やドイツの場合でさえ取
得原価が財務諸表における唯一の受け入れられる基礎であるということに対して学者と実
務家における意見の相違がみられた」(Omimos and Jack [2011] p.312) のである。すな
わち、取得原価も、カレント・コストや公正価値・時価の形式も必然性が認められること
も、永久のものであると認知されることもなかった。しかし、それらの基礎は、理解可能
性は有していたのであり、一時的な認知の正統性は有していたのである。

そして、認知の正統性と平行する、または、結びつくものとして、プラグマティックお
よびモラルの正統性がある。この 2 つの面によりオミロス=ジャックは当てはめを行う。

プラグマティックの面を会計実務の観点に当てはめて考えると、コスト・ベネフィットの問題を挙げるができる。会計実務は交換および影響の正統性が直接には関係して、1970年代のカレント・コスト会計の問題において、正統性が得られなかったとされる。また認知の観点からも理解可能性の観点から否定されるのである。

モラルの面からは、IFRSのアドプション等の基準設定主体への賛成の意思表示等が導かれる。モラルの評価を行う利害関係者は、目的適合性等によって文脈的にモラルの定義づけを行う。例えば、意思決定有用性概念を用い、それに伴って、理論的な正しさ、透明性、恣意性の排除、監査可能性の考えが出てくる。ただし、カレント・コスト会計が、理論的に望ましいと考えられていた時点においても、コスト・ベネフィットの観点から否定され得るように、これらの考え方はプラグマティックと相反する可能性があるのである。

以上このような対立が生じたときに、より広く正統性概念それ自体の検討が必要になると考えられるが、以下の議論ではその点に限界があることを確認する。

IV 正統性概念と会計測定的基础

本節では、オミロス=ジャックに基づき、ある時期の、取得原価が推進された時期における取得原価の正統性の問題、および昨今の、公正価値の追求の動きとそれに対する動きからみる公正価値の正統性の問題を検討する。そして、このいずれの時期においても、混合測定がなされることになることを確認する。

オミロス=ジャックは、この問題を検討するに当たり、3つの歴史的区分を設けている。まず、第1の期間として、私企業および公共事業の主体が社外報告のために自発的に財務報告を開発してきた時期および英米の会計基準設定主体の成立辺りまでの1850年代から1970年代までである。次に、第2の期間として、財務報告における理論的概念が基準設定を通してテストされていた期間であり、取得原価と対立するものとしての公正価値・時価が用いられる時期の1970年代から1990年代辺りである。そして、第3の期間として、企業結合や金融商品の基準等、国際会計基準委員会（以下、IASCという）の取り組みの統合や概念フレームワークの作成期間である1990年から2005年辺りである。

以下では、この3つの期間のそれぞれにおける会計の測定基礎の正統性を概観する。

1 第1の期間：自由放任主義下の市場価格の使用

この期間において、会計の測定基礎に照らして重要な出来事は、米国SECが行った、取得原価以外の会計基礎の排除である。つまり、取得原価測定追求の事実がこの時期にはあったのである。この時期においては、その長い期間（1850年～1970年）を設定していることもあり、さまざまな事象を取り扱っている。しかしながら、それはまとめると、取得原価を中心としているが、公正価値・時価の必要性もまた認知されていたという歴史が

示されるのである。そして、取得原価を根拠とする論拠は多分にモラルの正統性のよるところが多いのである。ここでは、Zeff [2007] および Walker [1992] を引用している。

Zeff [2007] によると、1934年の創立時のSECの理事である、ロバート・ハーリーの影響を明らかにした。彼は、すべての上向きの取得原価の逸脱は本当に凶悪なものであると結論付けた (Zeff [2007] p.50)。そして、Walker [1992] も記述するように、SECは、第1に証券登録監視の文書の内における厳しいルールを通して、そして後に、取得原価を超えた資産評価を拒絶する公式決定を発行することによって、そのような慣行を思いとどまらせる主要な役割を演じた。理由として再評価額は恣意的であり、それらは不十分に現在の市場価格を参照したものを示していて、それゆえに、誤った情報を提供していることが挙げられた。

したがってSECは再評価の理論的背景ではなく、使用される評価モデルの妥当性にむしろ同意しないようであった。しかしながら、その時点における取得原価への支持は、不正および誤謬の表示を押さえる試みであると考えられ、その目的は明らかに本質的にはモラルに関する主張である。

また一方で、この期間末ごろにおけるASOBATは、意思決定有用性というモラルの正統性に係るものを提示する中で、「歴史的情報のみの表示では、当該企業への環境の完全な影響を締め出すことになり、カレント・コスト情報のみの表示では、実現した市場取引の記録を覆い隠す。本委員会が勧めるのは、この両種類の情報が多次元評価の記録の中で、表示されるべきということである」(AAA [1966] pp.30-31) とされ、モラルの正統性によって取得原価なのか公正価値・時価なのかは決まらない取り扱いがしてできるのである。

この期間において、取得原価は完全な認知的受容が達成されないことが指摘されるのである。監督機関や基準設定主体等が、取得原価を規範的に正しいものであるということが主な取得原価の正統性の根拠であり、これは、モラルの正統性が直接に当てはまる。しかし、意思決定有用性を鍵概念とした基準設定を行うという方針に適う会計準設定を行うようになった段階では、その規範的判断のもとにあったとしても、会計測定は、取得原価単一にはならない点に留意する必要がある。

いずれにせよ、取得原価の正統性が公正価値・時価より相対的に高い時期であったが、そのことは、正統性概念それ自体の観点からではなく、それに内包された正統性、もっぱらモラルの正統性から示されただけである。

2 第2の期間：規制および概念の開発の時代における公正価値の出現

この時期の重要な出来事としては、カレント・コストの台頭およびその正統性の低減である。インフレーションへの対応から、当初イギリスにおいては、Statement of Standards Accounting Practice (以下、SSAP という) 第7号を公表し、貨幣の購買力

平価の変動の会計を提案していたが、サンディランズ委員会によるカレント・コスト会計の提案により SSAP 第 7 号は廃止され、カレント・コスト会計を要求する SSAP 第 16 号が公表された。しかしながら、インフレーション率の持続的低下や規則的な利益を開示できない等、プラグマティックやモラルの面から否定されたのである。

その中で、取得原価および公正価値・時価の混合が実務で見られるようになってくるが、公正価値・時価の部分的利用についての需要が、例えば普通株式の時価評価という形で高まった。また、この流れの中で価値を捉えるのに最も理解可能な方法として、正味実現可能価額を使用することが望ましいという主張がスコットランド勅許会計士協会によりなされるに至るのであることが示される。

この期間において、プラグマティックおよびモラルの観点から、インフレーション期には、カレント・コスト会計に正統性があり、それが落ち着いて頃には、おなじ主にプラグマティックの観点からカレント・コスト会計が正統性を失い、新たな段階として、時価概念の中で、正味実現可能価額が認知の正統性の理解可能性（認知）の観点から登場するのである⁵。

この期間の中心的な会計測定値は、カレント・コストであるが、ここでのカレント・コストめぐる議論では、2つの正統性概念の問題が浮き彫りになる。第1に、正統性概念に内包された、3つの正統性概念間の対立をみることができる。カレント・コストは、プラグマティックおよびモラルの正統性からは是認されるが、認知の正統性からは認められないという議論である。また、第2に、会計測定の基礎は、時代の変遷等の影響を受けてある時期は認められていても、別のある時期は認められないことが起こりうるということである。

3 第3の期間：公正価値の前進

この期間は、企業結合および有形固定資産への時価の一部の適用の観点から混合的な会計の測定基礎が登場した期間となっている。

1994年、イギリス会計基準審議会：Accounting Standards Board（以下、ASBという）は企業にとっての価値概念を採用した。この概念はカレント・コスト会計の測定基礎として使われており、イギリス財務報告基準：Financial Reporting Standards（以下、FRSという）第7号：取得会計における公正価値の基礎である。当該基準が要求したことは、被取得企業が非貨幣性資産を時価で測定しない場合、それらの公正価値は再調達原価に基づくべきであり、しかしながらそれは取得日時点の回収可能価額を超えてはいけないということである。このことが取得原価および時価会計測定システムの混合をイギリス財務報告実務にもたらし、FRS第15号有形固定資産によってこの傾向が高まった。当該基

⁵ IASBにおける現行の概念フレームワークにおいてカレント・コストの会計測定が認められるようになった。正統性は、時代や考え方の変遷に影響を受けることに留意が必要である。

準が有形固定資産を取得原価および再評価額で表示する選択を認めたのである。これらの基準は公正価値の概念を含んでおり、1990年代の間においてこの概念がIASCおよびいくつかの国の基準設定主体の基準にますます大きな役割を与えたようである。

実際にCairns [2006] が主張するように、(例えば減損のような) IFRSsにおいて公正価値とみなされた会計実務の多くは、国際会計基準に含まれる前の各国のGAAPの一部に長年なっていた。取得原価と公正価値の混合は実務に埋め込まれていたものであり、認知の正統性を有していたといえる。

FRS 第7号に加えて、アメリカのこの期間には公正価値の使用が大きく発展し、企業結合に関する国際会計基準が発達した。会計原則審議会：Accounting Principles Board (以下、APBという) Opinion 第16号のもとで、事業結合は次の2つの内の1つを使って処理される。すなわち、プーリング法(持分併合法とも呼ばれる)または取得法(パーチェス法とも呼ばれる)である。これらの主な違いは、被取得企業によって以前に記録された無形資産にもプーリング法の下では認識されるというものである。米国財務会計基準書：Statements of Financial Accounting Standards (以下、SFASという) 第141号：事業結合およびIFRS 第3号：事業結合はともにプーリング法を廃止した。取得資産および負債は公正価値で測定され、同様にのれんおよび少数株主持分が計算される。そのときから、IASBはFASBと一緒にあって、より幅広い視点からIFRS 第3号を改訂した。

1980年代後半からの金融派生商品の普及が一つの動機となって、基準設定主体は国際系基準：International Accounting Standard (以下、IASという) 第9号 金融商品：認識および測定を開発した。IASCおよび世界中の主要国の基準設定主体からなるジョイント・ワーキング・グループ(以下JWGという)は企業が金融商品や類似の商品を会計処理する方法を提供した。それは例えば、リターンの現行の市場レートで割引現在価値を評価する方法である。JWGのこの方法に基づく会計のねらいは、既存の混合会計アプローチのアノマリーおよび複雑なヘッジ会計の必要性を低減することである。

ここで重要なことで留意すべきことは、欧州委員会が、完全な公正価値オプションの規定およびオリジナルのIAS 第39号におけるヘッジ会計に関連する特定の規定を2005年にEUがIFRSの公式のエンドースメントをする前にカーブアウトをしたということである。これは銀行管理者およびフランス政府によるロビー活動の結果であった(Dewing & Russell [2008])。IASBは、その適用と開示要求の拡張を組み合わせる公正価値オプションを限定した基準の修正版を公表した。原則アプローチに合わせて、企業は、それが利用者によりrelevantな情報となる場合にのみ金融資産および金融負債を公正価値で報告し、あわせて利益または損失の価値変動を認識するオプションを自分のものにした。これらのカーブアウトがあるにもかかわらず、EUによる基準のアドプションはIFRSsにある程度の形式的な正統性および基礎となる時価会計の哲学を与えたのである。しかしながら、この時でさえ、公正価値は幾人かの強い抵抗にあったのである(Langendijk, Swagerman, and Verhoog [2003])。

IAS 第 39 号の開発によって公正価値に関する IASB の原則が統合されたようである。その本質的な原則は意思決定有用性であり、Hague [2004] が指摘しているように、金融資産および金融負債の公正価値は原価もしくは原価ベースの測定値よりもレリバントで理解可能な情報を提供する (Hague [2004] p.23)。IASB にとって公正価値それ自体が原則的になったのも同 [2004] が明らかにしている。しかしながら、Cairns [2006] の主張によると、IASB による公正価値の使用は限定的である。「IFRS はすべての資産および負債を公正価値で測定すべきであることを要求するというのは真実ではない。金融資産および金融負債のすべてを公正価値で測定することを要求しているというのにもほど遠いのである」(Cairns [2006] p.19)。公正価値は意思決定有用性というモラルの正統性から支持されるが、一方でそのような正統性は限定的であるということである。

Cairns は、一方で、「公正価値の使用は『忠実な表現』を得るために必要なところはどこでも強調されるべきである」(Cairns [2006] p.19) と主張し、忠実な表現にすべきというモラルの正統性に資するものを一方で主張されるのである。

IASC の多くの努力が FASB の努力と足並みをそろえ、金融商品および時価の使用に集中する一方で (Barth, Beaver,& Landsman [1996]), 当該委員会は、非金融資産に公正価値を適用する IAS 第 40 号投資不動産および農業活動を行うすべての企業に公正価値モデルの実行を要求する IAS 第 41 号農業 (共に 2000 年公表) という 2 つの革新的な追加の段階に進んだ。モラルの正統性を所与としたときに、正統性をもった公正価値の適用範囲を広げていく過程としてこのことは、重要な意味を持っていると思われる。

対して、FASB は非金融項目に対して再評価することについては特に慎重な姿勢をとっているが、IASB は当然のこととして公正価値を採用しているという違いがある。さらに、2005 年までに、アメリカにおいて公正価値は、時価と同義であるが、一方で IASB は、公正価値が出口価値であろうと、割引現在価値であろうと、他の利用できる測定値であろうと、最も適切な測定値として採用するというより広い考え方を採用していることが指摘できる。しかしながら、2006 年に当時の IASB のねらいは、公正価値の概念の明確化が示されるのである。

モラルの観点で正統性があると強調するのであれば、正統性それ自体の議論に展開していくにあたってその対象である公正価値概念の明確化 (認知の正統性のうち特に理解可能性) は必要になると考えられる。そして概念と測定の統合をもたらすことになると考えられるのである。

また、IFRS に時価の概念が含まれており、IASB の基準に 100 か国以上が調和しているということは、公正価値会計には制度的なレベルで正統性があることを暗示しているという主張がなされる。一方で、しかしながら、この正統性は限定的であり、所定の組織による強制力が弱いという主張がなされる。なぜなら、「IASB は実際に自らが公布した基準を強制させる能力を持っておらず、公正価値会計は国家レベルで抵抗にあっていた (特に法律当局によって)。SEC やその歴史的な原価会計の要求と違って、IASB は、金融商品の

公正価値オプションを都合よく実施することに対して罰する際に起こった問題の中にみられるように、IFRSの不適切な適用に対して制裁を課すことができない」(Henry [2009])からである。測定できるか否かに関わらず、公正価値の原則はある程度正統性をもってきた。ただし、このことは会計基礎の歴史において未だ一時的なものを示したに過ぎないといえる。

以上の歴史が指し示すものを要約すると、公正価値に関する正統性は、意思決定有用性概念によって基準設定していくべきであるというモラルの正統性概念により、公正価値測定の拡張の歴史をみることができ、そのようなモラルの正統性が金融商品だけではなく、農業会計等の非金融商品にも適用対象を広げてきたといえる。一方で、主要対象である金融商品ですら全面的な公正価値の測定となっていない。その状況を補うものとして、IASBの構造の正統性(プラグマティック)が指摘されたが、ここにも限界があることが指摘された。さらに、公正価値概念を修辭的に使うことの反省がなされ、概念の明確化、具体的には出口価値への統一の至る動きが目標とされ、理解可能性(認知)を高めると思われるが、そのことがモラルの正統性をもつ「公正価値」概念を変えることにならないかが問題となる可能性もある。

このように公正価値測定に関する正統性の概念にはまだ課題が山積している。正統性概念の中に内包される各正統性概念の議論にとどまる限り、確固たる正統性を主張できない。そして、公正価値を出口価値であるとする当該期間の先の現在においても公正価値とすべきか取得原価とすべきかという議論は終わっていないと思われる。そこから読み取れるのは、公正価値概念の最終的な認知の正統性は、理解可能性の向上により単に達成されるものではなく、公正価値測定の正統性の探求の継続的議論の必要性の存在である。具体的には正統性概念それ自体の検討が必要となる。

V おわりに

オミロス=ジャックが明らかにしたことは、単一の測定基礎を追求する意味における取得原価会計および公正価値会計のそれぞれは、認知の正統性の観点から一時的な正統性を得てきたに過ぎず、その歴史的な発展は、財務報告における混合測定が避けられないということである。歴史的検討および正統性の概念に照らしたこのような検討は、混合測定を考える上での重要な一歩であるといえる。

そのことは換言すると、会計測定の中心にある取得原価および公正価値のそれぞれは、他を排除する程には正統性をもちえないということであった。会計測定の選択は、おもにまずは、プラグマティックおよびモラルの正統性に照らして、その操作可能性によって正当化を目指すのである。そして、歴史的に権威ある規制当局による取り組みや、意思決定有用性等の理論的な主張が会計測定の正統性に影響を与えてきたのである。しかし会計人ないし利害関係者たちが正統であると評価するにしても、会計測定の単一指向の方向性の

追求は達成されなかった。

正当化が確固たる正統性をもち得るためには、だれもが認める疑念が生じない概念および理論により確固としたモラルの正統性を獲得し、それが、コスト・ベネフィットの観点等プラグマティックな正統性から否定されないものとなる必要がある。そして、それが認知の正統性として確立すると考えられる。本論文の混合測定会計はこの意味における正統性を獲得したものである必要があるのである。

本章において、改めて単一の測定基礎を追求する取得原価会計および公正価値会計は以上のような正統性を持つに至らないということを指摘し、そのことは混合測定の方向性につながることをみたのである。

混合測定会計の混合の程度を確固たる正統性が担保されるものと定義することにより、混合測定会計の意味を考えるべきであることをここでは主張したい。当該主張を成立させるために、本章の主張を以下のように捉える。すなわち、オミロス＝ジャックによる主張は、取得原価および公正価値を単独の測定値としての正統性は確固たる正統性を持つに至らないゆえに混合測定会計の必然があるという論理である。

ここまでの結論は以上であるが、広い領域たる正統性概念それ自体の検討が不十分であり、混合測定会計それ自体の正統性が何かを明らかにしてはいない。確固たる正統性が担保される混合の程度がいかなるものであるのかをこれ以降検討する必要がある。この検討にあたり最も重要な概念が次の章における忠実な表現である。

第3章 忠実な表現の意義と展開

I はじめに

本章では、会計測定の基礎を検討するにあたり、会計上の質的特性を検討する。会計測定の基礎の正統性は、ここまでの議論でみてきた通り、時代や考え方の変遷とともに変わり得るものであった。会計情報が備えるべき要件も変化している。具体的には、信頼性から忠実な表現に変化した。この変化をみることは、会計測定の基礎の正統性を見るにあたり、重要な示唆に富むものであり、また、第1章においての検討において確認したように、混合測定の議論は変化の過程の中で展開される側面もある。したがって、本章において、会計情報の質的特性の変化をみることにする。

新しい会計基準が設定されたり、改訂されたりする背景には、様々な要因の複雑な関係が存在する。例えば、会計が対象とする経済環境の変化を挙げることができる。新しい経済現象を捉える会計ルールがない状況を認識しそれに合わせる形で、会計基準が新たに設定・改訂されるのである。しかしながら、会計基準の変更はこれだけが要因となるわけではない。経済現象の変化だけに限定されない、様々な要因が複雑に関係しあって、会計基準は、新設されたり、改訂がなされたりするのである。

本章での問題意識は、そのような新設・改訂要因を現在改定作業が進められている最中の概念フレームワークの概念変更にみようとすものである。概念フレームワークは、会計基準の設定の理論的基礎を与えるものとされ、財務報告が目的にするところを明示することからはじめて、その目的に従った会計基準を演繹的に導くものである¹。

本章で取り上げるのは、概念フレームワークの改訂のうち、会計情報が備えるべき特性である質的特性（**qualitative characteristics**）である。質的特性の概念は、財務報告が有用であるか否かを決定する判断基準である。それゆえに、この質的特性の概念が変更することになると、財務諸表の有用性に少なからず影響をもたらすものと考えられる。現行の改訂概念フレームワーク（**FASB/IASB [2010]**）の、質的特性については、従来の信頼性（**reliability**）が忠実な表現（**faithful representation**）に取って代わられ

¹ 本論文では、検討されないが、経済環境の変化や会計基準の新設・改訂の問題の方が、概念フレームワークに影響することも考えられる。現在においてまだ最終基準化に至っておらず、ディスカッション・ペーパーが出された段階に留まっているものとして動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチが提案されている。

これは、これまでのヘッジ会計が、金融機関のオープンポートフォリオのリスク管理に対応していないことを背景に基準化がめざされているものであるが、一方で、この提案は「財務諸表での忠実な表現と運用面での複雑性の低減を達する」（**IASB [2014] para.1.5**）を目指すものとなっている。この例は、経済の問題と概念フレームワークの問題が共に会計基準の新設に影響している例である。

た。

この変更理由は、大きく2つの議論が考えられる。1つが、会計基準設定主体や Solomons [1986] および Johnson [2005] の主張するものである。従来の信頼性を支える2つの概念である表現の忠実性 (representational faithfulness) と慎重性 (prudence) ないし検証可能性 (verifiability) の論理的序列を明らかにすることにあるとされ、この変更は、信頼性に対する誤解の解消であり、本質的な変更ではないという主張である。他方、2つ目の議論は、公正価値の測定の拡張への弊害となる信頼性概念を後退させることを意図した変更を主張するものである。

そこで本論文では、II節およびIII節において、FASB [1980] および IASC [1989] の概念フレームワークにおける本来の意味における信頼性概念を検討することを通じて、1つ目の議論を検討し、その結果としての FASB/IASB [2010] が2つ目の議論を超克するの可否かをIV節において検討することを通じて、ここでは、例えば、忠実な表現としての取得原価評価の問題等、忠実な表現と会計測定の問題の関係を明らかにしたい。

II IASC [1989] および FASB [1980] における信頼性概念

本節では、現行の概念フレームワーク以前の、国際会計基準審議会の IASB 概念フレームワーク (IASC [1989]) および米国財務会計基準審議会 (FASB) 公表の財務会計諸概念に関するステートメント (FASB [1980]) の信頼性について確認する。財務情報の質的特性として、信頼性を忠実な表現に置き換えた理由として、信頼性の概念について共通の理解が得られていないことが挙げられている (IASB [2013] para9.11)。そのため改訂前の概念フレームワークの信頼性概念の検討が必要となるのである。

1 IASC [1989] の信頼性

信頼性²は、財務報告の質的特性の理解可能性、目的適合性、比較可能性と並ぶものとして IASC [1989] において取り上げられる。この信頼性については次のように述べられている。すなわち、情報が「有用であるためには、信頼し得るものでなければならない。情報は、重大な誤謬や偏りがなく、情報が表現しようとしているかまたは表現することが合理的に期待できるものを忠実に表現したものとして利用者が依拠できる場合には、信頼性という特性を有する」(IASC [1989] para.31) とされる。

そして、信頼性は、表現の忠実性、実質優先主義 (substance over form)、中立性 (neutrality)、慎重性 (prudence)、完全性 (completeness) の5つの下位概念に支えら

²信頼性には、適用される場面によってさまざまな意味を持つものであるが、ここでは、概念フレームワークにおける信頼性に限定して議論する。他の概念も同様である。

れるものであり、それぞれの概念は次のようになる。

- ① 「表現の忠実性」は、「それが表示しようとするあるいは表示されることが合理的に期待される取引その他の事象を、忠実に表現しなければならない」(IASC [1989] para.33)とされる。
- ② 「実質優先主義」は、「取引その他の事象は、単に法的形式に従うのではなく、その実質と経済的実態に則して会計処理され表示されることが必要である」(IASC [1989] para.35)とされる。
- ③ 「中立性」は、「財務諸表に記載される情報は、それが信頼性を有するためには、中立、つまり不偏性を有するものでなければならない」(IASC [1989] para.36)とされる。
- ④ 「慎重性」は、「財務諸表の作成者は、多くの事象と状況に不可避免的に伴う不確実性に対処し、この不確実性は、その性質や範囲を開示することにより、また財務諸表の作成における慎重性の行使により認識される」(IASC [1989] para.37)とされる。
- ⑤ 「完全性」は、「財務諸表における情報の信頼性を有するためには、重要性およびコストの制約範囲内において、完全なものでなければならない」(IASC [1989] para.38)とされる。

このような信頼性を中心とした質的特性をまとめると、次の図表 3-1 のようになる³。

図表 3-1 IASC [1989] の信頼性および下位概念



出典：IASC [1989] により作成

2 FASB [1980] の信頼性

FASB の改訂前の概念フレームワークにおいては、その上位に理解可能性、下位に比較可能性が位置付けられ、目的適合性と並ぶ形で信頼性が質的特性として位置づけられている。この信頼性は次のように説明される。

すなわち、「信頼性」は、「情報が目的に適合するものであり、かつ信頼しうるものでなければならない」(FASB [1980] para.58)とされ、「ある測定値の信頼性は、それが表現

³ 以下挙げる図表は、本論文の検討対象である信頼性ないし忠実な表現およびその下位概念を示す。

しようとするものを忠実に表現することにかかっており、それは情報利用者に対する保証と結びつき、またその保証は測定値が表現上の特性をもっていることを検証することによって確保される」(FASB [1980] para.59)となっている。

そして、信頼性があるのは、検証可能性、表現の忠実性、中立性の3つの下位の特性が満たされた場合である。それぞれの概念は次のようになる。

- ① 「検証可能性」は、「独立した複数の測定者が同一の測定方法を用いれば、事実上同じになるであろう結果をもたらすものである」(FASB [1980] para.82)とされる。
- ② 「表現の忠実性」は、「測定値または記述と、それらが表現しようとする現象とが対応または一致することをいう。会計においては、表現されるべき現象は、経済的資源および債務ならびにそれらを変動させる取引および事象である」(FASB [1980] para.63)とされる。
- ③ 「中立性」は「会計基準を形成しまたは適用する場合に、もたらされる情報の目的適合性および信頼性に最大の関心を払わなければならないことを意味する」(FASB [1980] para.98)とされる。

次の図表 3-2 は、信頼性を中心とした FASB [1980] の質的特性の概略図である。

図表 3-2 FASB [1980] の信頼性と下位概念



出典：FASB [1980] により作成

III 信頼性概念の混乱とその改善の帰結としての忠実な表現

本節では、II節で述べてきた信頼性の概念がなぜ忠実な表現に置き換わったのかの理由を明らかにするが、それは、従前の信頼性概念では理解者に混乱を与えるので置き換える必要があったということである。既述のように、信頼性概念に対して共通の理解が得られなかったことが指摘されている。例えば、会計基準設定主体である FASB が同一の測定方法を提案した場合に、「信頼性を阻害する」と批判する者がいる一方で、同時に「信頼性を高める」として支持する者がいた。そのことは、信頼性とは何かについて市場関係者間で合意がなされておらず、会計基準設定主体の構成メンバーの間ですら合意が形成されていないからであるという (FASAC [2005] p.8)。

以上述べてきた信頼性概念は、IASC [1989] および FASB [1980] とともに「忠実に表現したもの」という記述が内包されていることに注意が必要である。「忠実に表現した…

場合に」信頼性をもつとされるのである。後述するように、信頼性の概念は、その中心に忠実な表現の概念があることが読み取ることができる。そして、ここでの「忠実に表現したもの」が現行の概念フレームワークにおいて信頼性にとって代わる忠実な表現と同内容とみなすと、信頼性から忠実な表現への概念変更は、表面的な変更に過ぎず、むしろ、実質的には変更はないものと考えられるのである。

現行概念フレームワークでは、この忠実な表現を中心とした概念の明確化を図ったものとみることができる。換言すれば、基本的特性から慎重性ないし検証可能性を取り除くことにより信頼性概念の混乱を解決したものといえる。以下では、IASC [1989] および FASB [1980] のそれぞれにおいてこの点に触れることにする。

1 IASC [1989] の信頼性の整理

本項においては、IASC [1989] の信頼性の混乱は、信頼性概念と慎重性概念との整合性からきていることを明らかにする。ここでは、慎重性概念を改めて確認し、本来的な信頼性概念の含意に基づけば、慎重性概念は信頼性概念と切り離す必要があることを主張する。

慎重性は、「不確実性の状況下で要求される見積りにあたって必要とされる判断の行使に際して、資産または収益の過大表示および負債または費用の過小表示とならないように、ある程度の用心深さを要求するものである。しかし、慎重性の行使によって、例えば、秘密積立金もしくは過大な引当金の計上、資産もしくは収益の故意の過小表示または負債もしくは費用の故意の過大表示となることは、財務諸表が中立性を失い、したがって信頼性の特性を有しなくなるため、容認されるものではない」(IASC [1989] para.37)とされる。

この慎重性を下位概念に含むことが信頼性に対して共通の理解が得られていない一つの理由になっているのであるが、ただし、慎重性が信頼性を高めるという議論もある。すなわち、慎重性を信頼性に含めるのは、その多様な意味を持つ信頼性の質を量的に表現することも経験的に測定することも困難であるとされ⁴ (IASB [2005] paras.32-37)、必要とされる信頼性の程度が決定困難であることにより信頼性は保守主義 (conservatism) または慎重性と結びつきやすい (FASAC, 2005 [2005] p.9) というところからきているのである。これは、慎重な判断により信頼性は高まるものと期待できるからである。

しかしながら、慎重な判断は、むしろ判断のバイアスを受け入れるものであるから表現の忠実性との間では、論理的に整合する概念とは言い難いのである。一方で、信頼性の概念からは保守主義ないし慎重性が要求されうる。その理由は、信頼性の数値化不能性が

⁴ 信頼性に係る数量化の問題は、永野 [2013] で踏み込んだ議論がある。FASB [1980] における表現の忠実性は、「妥当性」であることを指摘し、この妥当性および信頼性は、計量心理学で使われる用語とされる。

ら、慎重な判断が必要であるということである。他方で、信頼性の中心概念である表現の忠実性からは否定されるべきであると考えられるのである。慎重に判断がなされることと、表現を忠実にすることは一貫するとはいえず、言い換えると、表現を忠実にすることと判断はなじまないということである。このように改訂概念フレームワークの趣旨を、信頼性の概念の中心が表現の忠実性であるとみると、一見信頼性を高めるとみられる慎重性が基本的な特性から取り除かれるは当然ということになる。

2 FASB [1980] の信頼性の整理

本項においては、FASB [1980] における信頼性概念の混乱は、信頼性と検証可能性との関係に起因していること明らかにする。ここでは、検証可能性概念を確認して、本来的な信頼性概念の含意を確認し、検証可能性概念は、信頼性概念から切り離すべきであることを主張する。

検証可能性は、FASB [1980] paras.81-89 に説明される。すなわち、「検証可能性という特性は、会計情報の有用性を高める一因となるものである。なぜならば、検証の目的は、会計測定値が表現しようとするものを表現していることについてかなり高い程度の保証を与えることにあるからである」(FASB [1980] para.81) としている。

この記述の中で注目すべきことは、会計情報の有用性を高めるのが、上位の目的で、それには、会計測定値の目的適的な情報を表現しようとする（これは、下記の para.86 を踏まえると、表現の忠実性と関連すると考えることができる）ことが必要であり、その目的を達成するために、下位の目的として検証可能性があるという序列関係である。ここでは、検証可能性の下位性に着目する。

また、「検証は、測定の偏向よりも測定者の偏向を最小限に抑えることに役立つ」(FASB [1980] para.81) となされ、検証して抑えるべき偏向を測定の偏向と測定者の偏向の2つに分けて議論される。その上で、検証可能性は、測定者の偏向を抑えることに専ら役立つとするのである。

FASB [1980] において、信頼性の概念にはこの検証可能性を要件としているのであるが、そこでの検証可能性により担保される信頼性の意味は、測定者の偏向がないという意味であり、測定の偏向がないということは、検証可能性では担保できないことになる。検証可能性を要件とする信頼性の概念は、この点に限界があるものと考えられる。この点をさらに検討する。

すなわち、「情報から測定者側の偏向だけを取り除いたからといって、当該情報が信頼し得ることの保証にはならない。独立した複数の測定者が、単一の測定方法に同意し、それを正確かつ首尾よく適用するとしても、測定値が本来表現しようとするものを表現しないような測定方法が用いられるならば、その結果は信頼しうるものとはならないといえよう。報告される測定値の表現の忠実性は、測定値が表現する経済取引、事象、または環境

要因と当該測定値との対応の緊密さにかかっている」(FASB [1980] para.86)としている。

ここでも、検証可能性の下位性が指摘でき、信頼性の中で表現の忠実性が上位の概念として確認ができるのである。測定の偏向を検証可能性では担保出来ないためである。そしてそのような検証可能性が高いからといって、必ずしも信頼性が高いとはいえないということである。また、ここには、先ほどの忠実な表現および検証可能性の論理的序列関係を鑑みても、表現の忠実性が満たされてはじめて信頼性が高いとされることが暗示される。すなわち、表現の忠実性が信頼性における第一条件であるということである。これは言い換えると、測定の偏向が測定者の偏向よりも重視されることを示しているともいえる。

このことは、次の一連の記述から確認できる。すなわち、検証可能性と表現の忠実性に関し「会計専門家が検証という場合には、会計測定値そのものが検証されているか、または測定値を得るために用いられた会計手続きのみが検証されているかのいずれか一方を意味しているという点が重視されなければならない。例えば、一組の市場性ある有価証券または一区画の土地を取得するために支払った対価は、通常、直接に検証できるが、一会計期間の償却額は、通常、償却方法、用いられた会計手続き、償却方法の首尾一貫性を検証することによって間接的にしか検証できない。会計測定値の直接的検証は、測定者によってもたらされる個人的偏向（測定者の偏向）と測定方法に内在する偏向（測定の偏向）の両者を最小限に抑えるのに役立つ。測定方法のみの検証は、測定者の偏向を最小限に抑えるのに役立つが、測定または配分方法の選択にみられるいかなる偏向も取り除けないのが普通である」(FASB [1980] para.87)とされる。

したがって、「要するに、検証可能性は、複数の測定者が同一の測定値を得る可能性が高いことを示しているにすぎない。検証可能性は、主として会計測定値をめぐって不確実性から生じる測定上の諸問題に対処しようとするための一つの手段であり、他の特性よりも測定上の諸問題にうまく対処することができる」(FASB [1980] para.89)といえるが、「会計情報を検証したからといって、当該情報が高度の表現の忠実性を有していることの保証にはならないし、また測定値が高度の検証可能性を有しているからといって、それが有用であるとされる意思決定にとって必ずしも目的適合性を有していることにはならない」(FASB [1980] para.89)とされるのである。

以上のように、意思決定有用性を支える目的適合的な経済事象を忠実に表現するという観点から、信頼性の概念の要件となる検証可能性には、本来的な信頼性を支えるものとして一定の限界があることになる。意思決定有用性を高めるために質的特性として目的適合性と信頼性の概念が存在するが、以上の議論(FASB [1980] para.81等)を踏まえ、表現の忠実性に着目する場合に、目的適合性と信頼性は密接な関係が存在するのである。すなわち、信頼性概念の本来的に重要な部分は、目的適合的な情報を忠実に表現することにあるのであり、そのために一義的に必要なことは、測定値そのものの偏向を排除することである。検証可能性はこれを排除しないため、本来信頼性は、意思決定有用性に質的特性

として影響するのであるが、これを支えるはずの検証可能性の意味が不明確なのである。

このことが概念的な混乱をもたらしている。本来同じ信頼性概念を支える2つの下位概念である表現の忠実性および検証可能性が一定の場合に論理的に不整合となる概念であるということである。すなわち、表現の忠実性を無視したうえで検証可能性を追求しても、信頼性を高めることにはならないのである。というのも、そもそも、ここでの検証可能性の定義は、先ほど指摘したように表現の忠実性を前提としたものとなっているからである。そして、このことが信頼性の概念を不明確とし混乱を引き起こしているといえるのである。

この混乱を解消するために、次のように信頼性を考えることになる。すなわち、信頼性を支える2つの下位概念には、上位たる忠実な表現および下位である検証可能性という論理的序列があると考える。このような概念規定を前提とするのであれば、序列が下位となる検証可能性が基本的特性から取り除かれるのはある意味で必然である。表現の忠実性と検証可能性を同格とみることによる混乱を考えれば、検証可能性を取り除くことにより概念は明確なものとなると考えられる。

以上のような、信頼性概念の中に存在する慎重性ないし検証可能性を基本的質的特性から除くのは、おもに信頼性の概念の中にある表現の忠実性を中心に据えていることから導かれるのである。信頼性から忠実な表現へ概念を変更することにより、表現の忠実性の中心性が明らかにされるのである。そして、信頼性概念で意図していた本来の意味の「信頼性」を忠実な表現において示したことになる。

ただし、慎重性ないし検証可能性を基本的特性としていたという事実は、いまいちど検討する必要があるものと思われる。換言すると、慎重性および検証可能性の意味の検討である。特に検証可能性については会計測定論による重要な特性と考えられ、以下で述べるような議論がなされているところである。

IV 信頼性の後退と公正価値会計の拡張の議論

以上述べてきたように、信頼性の概念を忠実な表現の概念に置き換える取り扱い、表現の忠実性を中心概念に据えることを前提とすれば、その中心概念との間の不整合になる慎重性ないし検証可能性を取り除くという点で論理的には必然性があると考えられることができる。

ただし、基本的特性として、表現の忠実性と慎重性ないし検証可能性を同列に扱っていたという事実について注意すべき点もある。慎重性や検証可能性の概念適用が問題となるのは、会計が表現しようとするものに不確実性があるからである。経済事象ないし経済的資源のような会計対象が不確実であるのであれば、それを忠実に表現しようと思えば、当然不確実性は避けることができない。対象が不確実であるのに確実な表現は成り立たないということである。よって付随的にそして必然的に表現した項目が信頼できるのかどうか

ということが問題となる。ひいては、以上のような信頼性概念における混乱が起こったわけである。本節では、この問題について、概念フレームワークが意図しなかった信頼性の意義に関して、会計の測定議論に還元したものを取り上げる。

忠実な表現への概念変更という取り扱いに対して概念フレームワークのデュープロセスの中で多くの反対があったとされており、そこでの含意は、公正価値測定の使用拡大に対する危惧という形で表れている。具体的にその反対意見として、例えば、慎重性の概念を取り除いたことに対しても述べられている。この慎重性は、不確実性の状況下の中での判断を問題としているので、見積りが必要とされる場合の公正価値測定の適用に影響するものと考えられ、このことの削除は、「現在価値⁵測定 (current value measurements) (公正価値を含む)の使用を拡大させる可能性がある。そして、一部の人はこれを、本質的に検証可能でなく誤謬が生じやすいものと考えている」(IASB [2013] para.9.19)とされている。このように信頼性の議論は、公正価値測定の使用拡大の問題として挙げられることがあるのである。

このことをより一般的な形で議論すると、目的適合性と信頼性のトレード・オフの議論として考えることができる。すなわち、この議論は、会計情報の質的特性をアメリカにおいて初めて公式化したAAA [1966]に遡る。そこでは、目的適合性、検証可能性、不偏性、数量化可能性という4つの質的特性が提案され、そのうち、目的適合性および検証可能性の関係がトレード・オフの関係の中で論じられていた(AAA [1966] pp.28,30)。この議論は、FASB [1980] paras.15,90でも議論されている。

このトレード・オフの議論は、米山 [2014] の以下で指摘する考え方と整合的である。すなわち、「企業の活動に精通している経営者だけが有している内部情報は、外部の投資家が行う企業価値の評価にとって有用でありうる。そうした情報を引き出すためには、投資成果の計算・開示に関して経営者に裁量を与えた方がよい。他方で、報告利益の大きさが自身の利害に影響する経営者は、自身にとって『都合の良い』数値へと利益を操作する誘因を持ち合わせている。企業に関する情報が経営者ほど十分ではない投資家は、そうした操作を完全に見抜くことはできない。そうなると、経営者による裁量のある程度制限しなければ、利益の数値は過度に主観的なものになってしまうため、投資家は報告された利益を企業価値の評価などで利用することができない」とされる(米山 [2014] 95頁)。

すなわち、目的適合性を強調する立場からは、経営者に裁量を与えることが必要となるが、利益操作の懸念からその裁量を信頼性の観点から制限すべきことが示唆される。そして、信頼性の後退は、この考え方を崩し、主に取得原価との関係で信頼性が相対的に低い公正価値の測定が拡大することが懸念されるのである。

概念フレームワークが意図しなかった信頼性の概念、すなわち、目的適合性とトレード・オフ関係にある信頼性は、以上のように主観的な見積り数値を抑える性質をもったものと解釈される。そして、この信頼性の後退は公正価値会計の拡張をもたらすものと解釈

⁵この表現は広く時価を指すものであると考えることができる。

されうるのである。

しかし、そのことは無条件にいえるのであろうか。会計対象を忠実に表現しようとしたときに、それが信頼できないといえるのであろうか。この点については、慎重に議論する必要があるのである。

次節では、新たな概念である忠実な表現を検討し、本来の信頼性を意味するこの忠実な表現の概念に質的特性が代わったことが何を意味するのかを明らかにする。

V 忠実な表現の概念とそれとの関連における検証の意味

1 忠実な表現の概念

以上、改訂前の概念フレームワークの検討および信頼性の概念について検討してきたが、信頼性概念に代わる忠実な表現については、IASB と FASB 共同の現行概念フレームワークにおいて、次のように述べられる。

すなわち、「財務報告書は、経済現象を言語と数字で表現するものである。有用であるためには、財務情報は、目的適合性のある現象を表現するだけでなく、表現しようとしている現象を忠実に表現しなければならない」(FASB/IASB [2010] QC12)とされており、意思決定有用性を目的としたときに、それを可能にする会計情報の質的特性として、目的適合性とともな忠実な表現を示したのである。

そして、忠実な表現は、完全で、中立的で、誤謬がないという下位概念に支えられ、基本属性に格上げされ、相互に整合的な概念となっている。そして、この下位の概念を確認したときに検証可能性が字義通りもしくは実質的に存在しないことに留意したい。これまで信頼性概念とそれを支える慎重性概念や検証可能性概念との関係について議論してきたが、忠実な表現とその下位概念との関係は描写という記述も相まって整合的である。

一方で、改訂前の信頼性概念と下位概念の関係も一見すると、整合すると考えられるが、ここまでの議論より整合しない。確かに、信頼性の下位概念である表現の忠実性および検証可能性は両方とも混乱した概念としての信頼性の会計概念として同列であり、そのそれぞれが信頼性に影響しているのが概念規定上は読み取れる。しかし、ここまでの議論から明らかのように、本来的な信頼性は表現の忠実性であると述べた。そうであるのであれば、検証可能性が忠実な表現を支えるということになる。そして、検証可能性と忠実な表現は両立しない可能性があることを確認したところである。したがって、本来の信頼性と検証可能性は不整合であるということを改めて確認したい。

忠実な表現における3つの下位概念は以下のように説明される。

- ① 「完全な描写は、描写しようとする現象を利用者が理解するのに必要なすべての情報（すべての必要な記述および説明を含む）を含んでいる。例えば、ある資産グルー

プの完全な描写は、最低限、当該グループの資産の内容の記述、当該グループの資産のすべての数値的描写、およびその数値的描写が何を表しているか（例えば、当初の原価、修正後の原価または公正価値）の記述を含むことになる。一部の項目については、完全な描写には、当該項目の特質および内容に関する重要な事実、それらの特質および内容に影響を与える可能性のある要因および状況、ならびに数値的描写を決定するのに使用したプロセスなどが含まれることもある」（FASB/IASB [2010]

QC13）とされる。

- ② 「中立な描写は、財務情報の選択または表示に偏りが無い。中立的な描写は、財務情報が利用者に有利または不利に受け取られる確率を増大させるための、歪曲、ウェイトづけ、強調、軽視、その他の操作が行われていない。中立的な情報とは、その情報に目的がないことや行動に影響しないことを意味しない。その反対に、目的適合性のある財務情報は、定義上、利用者の意思決定に相違を生じさせることができる」

（FASB/IASB [2010] QC14）とされる。

- ③ 「忠実な表現とは、すべての点で正確であることを意味するものではない。誤謬がないとは、その現象の記述に誤謬や脱漏がなく、報告された情報を作成するのに用いられたプロセスが当該プロセスにおける誤謬なしに選択され適用されたことを意味する。この文脈においては、誤謬がないことはすべての点で完全に正確であることを意味しない。例えば、観察不能な価格または価値の見積りは、正確であるとも不正確であるとも判断できない。しかし、その見積りの表現は、その金額が見積りであるものとして明確かつ正確に記述され、その見積りのプロセスの内容と限界が説明され、その見積りを作成するための適切なプロセスの選択と適用の際に誤謬が生じていない場合には、忠実となり得る」（FASB/IASB [2010] QC15）とされる。

以上のように、忠実な表現は、改訂前でいう表現の忠実性が信頼性の中心であることを確認できるものであり、中心概念である表現の忠実性が信頼性概念の枠を超え、忠実な表現の概念として格上げされたのである。また、下位の概念として検証可能性がないことも確認できるのである。

また、ここで、注意したいのは、忠実に表現する対象を「経済現象」とした点である。改訂前の忠実に表現するものの対象は、「情報が信頼性を有するためには、それが表示しようとするかあるいは表示することが合理的に期待される取引その他の事象を忠実に表現しなければならない」（IASB [1989] para.33）とされ、「取引その他の事象」という概念となっている。そして、FASB [1980]においては、「会計においては、表現されるべき現象は、経済的資源および債務ならびにそれらを変動させる取引および事象である」（FASB [1980] para.63）とされ、忠実に表現するものの対象は、経済的資源および債務となっている。

それに対し、現行概念フレームワークにおいても、測定の対象を「経済現象」として明らかにした点に、表現の違いはあるが、忠実な表現への指向性を改訂前後で継続してみ

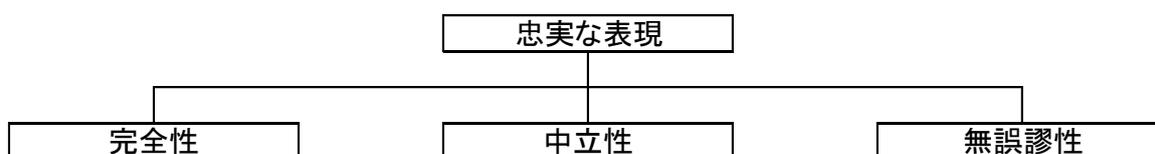
とれる。測定対象の存在の明示が、それを忠実に表現しなければならないという方向性を生むものと考えることができるのである。徳賀 [2008] では、このことは、「会計上の測定がより実在論的にシフトする可能性が高い。現実世界の経済的事物（事象と物）が存在して、それを会計的に表現するという姿勢が貫かれると、現実世界に対象を見いだすことの困難な会計上の認識・測定は否定される」とし、繰延資産を例に挙げている。

もう一つ注意しておきたいのは、先ほどの FASB [1980] の信頼性の概念が表現の忠実性を前提とした概念であったのと同様に、ここでの忠実な表現も目的適合性のある現象を対象とするという前提があるところである。財務報告が有用であるか否かの判断基準とされる質的特性は、財務報告の目的に適うか否かという判断基準となったものと考えられる。本来財務報告の有用性は、会計情報の質的特性の目的適合性と忠実な表現の2つから別々に影響を受ける。しかしながら、忠実な表現の定義に目的適合的な情報を表現するという記述を考慮すると、質的特性が2つの独立した概念から単一的に指向されるようになるのである。換言すれば、質的特性が混乱状態にあった信頼性から忠実な表現に変更されるにつれ、目的適合的な情報が忠実な表現によって（信頼性や検証可能性から一定程度独立した形で）直接的に測定されることになり、財務報告の有用性概念が整理されたものと考えることができる。さらに言い換えれば、意思決定有用性の徹底がなされ、したがって概念フレームワークの演繹性が高まったと考えることができるのである。

以上を要約すると、忠実な表現への概念変更は、表現の忠実性が中心概念であることの確認であり、そのことが概念フレームワークの演繹性の高まりを見て取れるということである。

忠実な表現を中心とした質的特性の関係を示すと以下の図表 3-3 のようになる。

図表 3-3 忠実な表現と下位概念



出典：FASB/IASB [2010] により作成

2 検証の意味

忠実な表現の概念により、検証可能性の概念のいう検証の意味にも影響が及んでいることを指摘することができる。概念フレームワークが意図しなかった、混乱した概念であった信頼性の下位概念における検証可能性は、消極的には、その経済的現象を忠実に表現す

ることを妨げるものであったが、積極的には、どのような意味があるのでしょうか。

現行概念フレームワークが、信頼性を差し替えた理由として、検証可能性について Johnson [2005]⁶に踏み込んだ議論がなされている。そこにおいて、検証可能性には、3つの主要側面があるとしている。すなわち、観察者の合意、経済的現象および事象との対応の保証、ならびに直接的検証および間接的検証の3つである。検証可能性の要請は、そのうち観察者の合意に相当し、「観察者間の合意は、それ単独では評価することができない。それは、経済的事物および事象との対応、直接的検証と間接的検証の比較考量にもとづいて評価されなくてはならない」(Johnson [2005] p.2)旨が示されている。これは、Ⅲ節での検証可能性の限界での論証と整合的である。経済的事物および事象との対応を見ずして検証可能性を評価しても意味がないという旨が指摘されている。

このことより検証可能性は補助的特性として基本的特性から除かれるのだが、以上の Johnson [2005] の議論およびⅢ節の検証可能性の議論、すなわち、忠実な表現を中心とした議論からは、検証可能性の概念それ自体にも影響が及ぶものと考えられる。結論から言うと、忠実な表現との関係によって、検証の意味が区分され、直接的検証が忠実な表現概念に吸収され、間接的検証が主に補強的な質的特性として検証可能性概念として機能するものと考えられる。

直接的検証とは、会計測定値と現実世界の経済的事物とを直接的に突き合わせて、当該会計測定を検証することをいう (Johnson [2005] p.2)。そして、この直接的検証に対する検証可能性は、FASB [1980] の作成に関与しているソロモンズによる「そもそも有用性と信頼性は対立する概念ではなく、不適正な情報は有用ではない情報であり、有用性は信頼性の意味を含んでいる」(Solomons [1986] pp.79-80) の含意から考えることができる。ソロモンズは、会計の中心目的が FASB の概念フレームワークが意思決定有用性にあるのに対して、井尻が信頼性であるという対比を示し、その上で、意思決定有用性の観点から考えるからこそ信頼性が必要であると述べている (Solomons [1986] pp.79)。すなわち、意思決定有用性と信頼性を連続的に見ており、この信頼性の意味するものが忠実な表現を意味していると考えられるのである。

FASB [1980] における検証の意味が目的適合性の観点からすれば、検証可能性のいう検証とは異なり、測定の偏向を排除する検証が強調されることを先に記述したところである。そのような考えを持っているソロモンズの以上の主張から読み取れることは、直接的検証が表現の忠実性に含まれることを意味するのである。なぜなら、本論文を貫く考えに従って「有用性と信頼性は対立する概念ではない」という場合の信頼性は本来的には忠実な表現を意味するからである。そして、Ⅳ節で述べたトレード・オフは生じないということになる。

それに対して、間接的検証とは、同一の会計方法を用いて再計算するとすれば同一の結

⁶ Johnson は、改訂概念フレームワークに深く関係している旨が推察されるとして、藤井 [2010] で指摘される。この項の議論は、徳賀 [2008] を参考に記述している。

果となることによって検証することをいう。つまり、測定対象と測定値との直接的な突き合わせはできないが一定の測定方法が重要な誤謬やバイアスなしに適用されていることをいう (Johnson [2005] p.2) とされる。これは、補強的な質的特性たる検証可能性として忠実な表現を支えることになる。

忠実な表現の観点からは、このうち、直接的検証が整合的であるといえるのである。間接的検証がなされていることと忠実な表現は必ずしも関連性があるといえないと考えられるが、そうであるのであれば、間接的検証は忠実な表現の構成要素とはなりえないことになるのである。

以上、信頼性および忠実な表現をみてきたが、信頼性の概念から忠実な表現への概念の変更、つまり、忠実な表現への議論の意義は、以下のように大きく3つにまとめることができる。

第1に、慎重性ないし検証可能性の後退は、表現の忠実性さらには目的適合性を中心とした概念規定の整理による必然的結果であり、その方向性の徹底をみることができるといふこと。第2に、現実世界の経済的現象という文言にみられるように、既に存在する経済現象の存在を前提とした上で、それを如何に表現しようとするのかという方向性があらためて確認されたということである。そして、第3に、忠実な表現との関係でいう検証の中心は直接的検証でありそれは、忠実な表現それ自体に含まれるということである。

VI おわりに

忠実な表現の第1の意義は、目的適合的な情報をなるべく認識する方向性が高まったことにある。このことは、本論文のこれまでの議論だけではなく、公開草案として出されている財務報告に関する概念フレームワーク (IASB [2015]) においてQC第16項の規定が削除されたことからさらに裏づけられる。すなわち「忠実な表現は、それだけで、必ずしも有用な情報とはならない。…見積りの不確実性が非常に高い場合には、その見積りは特に目的適合性が有用ではないことになる」という規定が削除されたのである。概念レベルが異なる意思決定有用性と忠実な表現ではあるが、目的適合的な情報を忠実に表現するという忠実な表現の概念はこの2つの概念を連続的に見ているのであり、忠実な表現が可能であれば、有用な情報を提供するに至るということである。

忠実な表現の第2の意義は経済的現象の議論を高めるということである。これは、第1の意義とも関係し、忠実に表現する対象の経済的現象とは目的適合的な情報であることを意味するので、目的適合的な情報とは何かということを追求する必要がある。かつては、目的適合的であることと、忠実に表現することは対立するもしくは異なるものであった。例えば、Barth [2007] において、取得原価は、現実世界の経済現象を忠実に表現するが、目的適合的ではないかもしれない (Barth [2007] p.12) という指摘がされるが、このような指摘は、成立されなくなってくるものと思われる。というのも、この指摘は、忠

実な表現と目的適合性が相反する可能性を示唆しているが、しかし、忠実な表現が対象とするのは、そもそも、目的適合的な情報のみであるからである。

そして、忠実な表現との関連における第3の意義は検証可能性の位置づけが変わったということである。直接的検証が忠実な表現の中で主に議論され、間接的検証が補強的な質的特性として発揮される取り扱いになったのである。

以上の議論により、目的適合性の概念は、忠実な表現の概念と連続的にとらえることができることになったという点が特に重要となる。というのも、第1章において検討したように、目的適合性によっては、取得原価会計の論理は成立しないという指摘をしたが、先の Barth [2007] にもあるように、忠実な表現の概念と取得原価は結び付くのである。したがって、目的適合性と忠実な表現が連続的なものであるので、この議論によって、取得原価と公正価値がともに認められる議論ができるということになる。

以降では、この忠実な表現の議論の適用例を検討したい。

第4章 ニッシム=ペンマンにおける混合測定会計

I はじめに

本章では、混合測定会計の適用を考えるうえで重要な示唆に富む先行研究として、ニッシム=ペンマンの議論を検討する。彼らは、最終的に公正価値の五原則という形で、ある測定対象が公正価値で測定できるか否かの判断基準を示している。それは、混合測定会計の論理が隠されている。会計測定を2元的に考えるとそれは、結局、取得原価すべきかどうかをも暗に主張していることになるからである。この議論との関係で裁定取引の経済学という考え方が示されており、これがここまで議論してきた忠実な表現概念を伴うものである。本論文の趣旨からして、ニッシム=ペンマンを検討することは重要な意義があるのである。

ニッシム=ペンマンは公正価値会計を直接の検討対象としている。これは、今日の会計に係る検討と整合するものである。すなわち、今日概念フレームワークの動向、特に2010年公表のIASBおよびFASBが共同で公表した概念フレームワーク（以下、FASB/IASB [2010] という）をみると、意思決定有用性という目的への適合性が強調され、会計測定値として公正価値の適用が拡張される方向をみることができる¹。このような動向は、会計の対象をどこまで公正価値で測定できるのかという議論に換言することができる。そして、「どこまで」なのかの制約条件として信頼性の概念があったと考えられるが、現行概念フレームワークにおいて、この概念が忠実な表現の概念にとって代わられたことにより、公正価値測定の範囲はますます拡張するという論理が成り立ちうる。

このような議論は、第1章における公正価値類型の議論や将来キャッシュ・フローモデルの議論と同じように、財務報告の目的に適う情報として公正価値情報を第一に据えて、一定の条件の下で、それを積極的に開示しようとするものである。つまり、公正価値指向の会計計算構造を想定したものとなっているのである。

他方で、対象資産ないし負債の種類に応じて、もしくは特定の資産ないし負債のおかれている状況によって、その都度、公正価値およびそれと比較される取得原価²のどちらが会計情報として優れているのかを考慮し、その上で、会計測定が決定されるあり方が存在する。ニッシム=ペンマンにおける混合測定会計がそれである。

¹ 第1章で述べたが、目的適合性の強調を根拠として公正価値会計への指向性があることをここでは指摘している。しかしながら、会計測定に関しては2018年3月に出された改訂概念フレームワークは目的適合性のみを強調するわけでもなく、公正価値拡張の議論一辺倒でもなくなってきている。

² この測定基礎は、取得原価の他に歴史的な原価のような別の表記のされ方をすることもありますが、取得原価で統一することとする。

本章において、この混合測定会計のあり方を示したものとして Nissim and Penman [2008] を挙げることにする。彼らは、公正価値測定を単に拡張しようとするものではなく、当該測定の有用性は認めながらも、公正価値の測定が可能であるための基準を設け、その基準を満たした場合にのみ対象資産ないし負債が公正価値で測定できるものとし、基準を満たさないものを取得原価で測定するということを主張する。結果として、混合測定会計となるのである。彼らは、いわば、公正価値測定の適用範囲を限定すべきであると考えており、上で述べた概念フレームワークの動向と好対照をなすものである。

Nissim and Penman [2008] も FASB/IASB [2010] と実質的に同じ会計目的を前提に議論を組み立てていると思われる。にもかかわらず、公正価値の範囲に関して、対照的となるのはなぜなのだろうか。後にも述べるが、Nissim and Penman [2008] には取得原価という測定値もある場面において、目的適合的であることを明示していることを挙げることができる。本章では、ニッシム＝ペンマンの主張する混合測定会計がいかなるものであるのかを検討したい。

II 公正価値会計とは何か

本節では、Nissim and Penman [2008] が、想定している公正価値会計とは、いかなるものであるのかを確認する。彼らは、公正価値で測定する資産・負債を限定し、特定資産への公正価値という測定基礎の適用を公正価値会計 (Fair Value Accounting) と呼ぶ。彼らの公正価値会計とはいかなるものであろうか。

彼らは、公正価値会計の適用については、3つの考え方があることを示し、「このことが公正価値会計とは何かという議論に混乱を生じさせている」と主張する。3つの考え方とは以下の様なものである。

適用例 1 : 公正価値が「混合属性モデル」における代替的測定値としてさまざまな形で適用されるケース この適用方法のもとでは、同一の資産や負債であっても、あるとき取得原価で評価され、別のときには公正価値で評価されるというように、公正価値は取得原価と二者択一的に用いられる。

適用例 2 : 入口価値として公正価値が継続的に適用されるケース 資産はその取替原価 (replacement cost) で再評価される。これにともない、損益計算書でもカレント・コストが用いられ、未実現 (保有) 損益が (包括) 利益として認識される。

適用例 3 : 出口価値として公正価値が継続的に適用されるケース 資産・負債は各会計期間 (末) にカレントな出口価値に評価替えされる。評価替えに伴う未実現損益は (包括) 利益の一部として認識される。

適用例 1 は、「実質的には緩和された歴史的な原価会計である」(Nissim and Penman [2008] p2)とされ、その本質が取得原価会計にあるとされる。この場合の公正価値会計は、減損処理や取得原価決定のために公正価値を利用するような特定の状況でのみの取り扱いである。例えば³、有形固定資産の減損についていえば、収益性の低下したときないし帳簿価額が回収可能価額を超えるようなときにおいて、IAS 36 *Impairment of asset* および固定資産の減損に係る会計基準は当該固定資産を回収可能価額で測定することを要求している。この回収可能価額とは、売却コスト控除後の公正価値（処分費用控除後の時価）と使用価値のいずれか高い方とされ（IAS 36 par.6 および減損基準1項注1-4）、公正価値の測定が取り入れられている。また、FASBの基準においては、SFAS 121 *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of* において、回収可能価額ではなく、帳簿価額を直接公正価値に評価することを要求している⁴。

ここで、問題となるのは、適用例 1 の本質が、なぜ取得原価会計といえるかである。固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書によると、減損処理は、「金融商品に適用されている時価評価とは異なり、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではなく、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の減額である」（三 基本的考え方 第1項）とされる。公正価値を測定に利用する場面があるにもかかわらず、取得原価会計であるとされるのである。

このことを説明する根拠は、公正価値が使われるのは、帳簿価額が回収可能価額を下回る場合だけであり、また、その特定の場面におかれたとしても、使用価値が使われる場合のように、公正価値が使われるとは限らないからである。したがって、単に公正価値が使われることその一点をもって公正価値会計の適用とは言い難いということである。

しかし、ここでの注目すべき点は、むしろ、同一資産であるにもかかわらず、状況に応じて適用する測定基礎が複数与えられている点である。取得原価会計および公正価値会計は測定基礎をその名前に冠したものであるため、測定基礎が複数存在する状況下においてどちらの名前で呼ぶのかは難しくなる。そのため、Nissim and Penman [2008] が取得原価会計であると呼ぶにしても、測定基礎として公正価値が使われるのであれば、公正価値会計と呼ばれる可能性もあるのである。

この適用例 1 の議論は、前章において整理した、取得原価会計枠内の議論と整合的である。適用例 1 を公正価値会計としているのは、公正価値測定が含まれることを理由としているが混合測定会計の 1 類型である取得原価会計枠内の議論で整理した方がよいと考える。

適用例 2 では、「偶然生じた価格変動の影響なども含める歴史的（経路依存的）な利益数

³ Nissim and Penman [2008] では、主に FASB の基準で説明しているが、本論文では、必要に応じて IASB 基準や ASBJ 基準も取り上げる。

⁴ 以上減損に係る基準で扱われる公正価値は必ずしも統一的ではないが、ここでの議論では、「公正価値」という用語が使われているか否かに注目している。そこでの中身については検討しない。

値に代えて、将来の利益に関するより優れた指標であると主張される利益数値を算定するために、カレント（インプット）・コストと（カレント）収益との対応が図られる。実際、利益（収益からカレント・コストを控除して計算される利益）と保有損益（holding gains）とを区別することにより、取得原価会計のもとで算定表示される利益の源泉が明らかにされ、財務報告が改善されると主張されてきた」（p.4）とされる。

以上の2つの適用例では、「財・サービスを市場に提供したという事実に基づいて事業活動から得られる付加価値が認識され、その認識に出口価値が利用され」（pp.2-3）、すなわち、財・サービスそのものではなく活動から得られる付加価値の認識に出口価格が使われ、標準的な収益認識の基準が維持される。適用例1については加えて「費用と収益との対応については修正が加えられる。たとえば、適用例1に示した取得原価から公正価値への資産の評価切り下げは、期待収益が消滅した時点で、（資産原価と）将来の収益との対応関係を『フレッシュ・スタート』させることを意味する」（p.3）のである。

適用例1が取得原価会計であるのに加え、適用例2の取り扱いも同じように取得原価会計であることが確認できる。「取得原価会計のもとで算定表示される利益の源泉」を明らかにするという記述にそれは示唆される。適用例1および適用例2は、取得原価会計を改善させるものとして捉えることができるのである。

他方で、適用例3の公正価値会計は「歴史的な出口取引を待つことなしに付加価値を認識するという意味で、取得原価会計とは好対照をなす」（p.4）とされる。そして、「適用例3では、対顧客取引による収益（売上高）というトップラインの概念は姿を消し、利益は貸借対照表で表示される公正価値の変動額にすぎないものとなる。その際、公正価値は将来の取引から得られると予想される収益に基づいて決定される。したがって、適用例3の会計上の論点は取得原価会計のそれとはまったく異なる」（p.4）とされる。

Nissim and Penman [2008] では、適用例3を公正価値会計として取り扱う。ただし、適用例3をとると言っても、すべての資産・負債に公正価値が適用されるというわけではない。そして、適用例3を限定的に適用されるケースを「混合属性モデル」と言うことがあるが、その意味は、「同一の資産・負債に対して公正価値と取得原価が代替的に用いられるという意味」の適用例1における混合属性モデルとは異なる。

以上、Nissim and Penman [2008] における公正価値会計では、公正価値すなわち出口価値を資産および負債に継続的に適用する。そこでは、一定の条件をもとに補助的に公正価値を測定基礎として扱うわけではなく、同一資産に対しては継続して積極的に適用するというものである。適用例3と適用例1および適用例2との決定的な違いは、出口価値で付加価値を認識するタイミングである。適用例3は、財・サービスを市場に提供したという事実依存しない、出口価値を利用して付加価値を認識するものである。

第1章において、公正価値会計は取得原価会計枠外の議論として整理した。この点に着目すると、適用例3を公正価値会計とするニッシム=ペンマンの捉え方は、本論文と整合的であるといえる。

II 会計の目的と測定基礎

以上のように、Nissim and Penman [2008]における公正価値会計は、出口価値としての公正価値を、出口取引を待たずに継続適用するものであるということを確認した。そして、公正価値会計の定義に加えて確認しなければならないことがある。そもそも当該公正価値会計を適用するのは、なぜなのかということである。

このことを確認するためには、会計の目的がいかなるところにあつて、その目的と公正価値会計および取得原価会計がどのような関係にあるのかを検討する必要がある。本節では、Nissim and Penman [2008]において主張される会計目的ならびに当該目的と公正価値会計および取得原価会計の関係を概観する。

彼らは、株主は次の2つの目的のために会計情報を必要とすると主張する。すなわち、

(1) バリュエーション目的

「株主は、持分の(公正)価値に関する情報を得るために会計情報を利用する。つまり、株主の関心は保有株式の価値(評価)にある。」(p.8)

(2) スチュワードシップ目的

「株主は、使用人である経営者のスチュワードシップを評価するために会計情報を利用する。つまり、株主の関心は、経営者が投資活動および営業活動をどれほど効率的に営んだのか、また結果として保有株式の価値がどれほど増加したのかをモニターすることにある。」(p.8)

彼らは、バリュエーション目的は、「(価値算定の基礎になる)将来キャッシュ・フローに関する情報を投資家に提供することであり、IASBおよびFASBが掲げる財務報告の目的と整合」(p.9)すると主張する。彼らは、IASB [2010]が財務報告の目的を一般目的としていることと、ここで株主に焦点を当てていることの区別は問題としていない。

これに対して、両審議会では、スチュワードシップ目的は1つの独立した報告目的として提示しないことを選択したため、その考え方が異なっている。⁵そして、彼らは、「公正価値会計はスチュワードシップのモニタリングという任務に深く関係している」(p.9)と主張するのである。

以上の目的に照らして、公正価値会計について考えると、「公正価値会計は、エクイティ・

⁵ IASBの2015年の概念フレームワークの改訂における公開草案では、スチュワードシップ(受託責任)の文言を復活させようとする提案がなされている。受託責任の用語を復活させる提案となっているが、ただし、目的適合的な情報に受託責任の評価の情報が含まれるとしてその位置づけが、従属的である(IASB [2015] pars.BC1.6-1.9)。2018年の完成版概念フレームワークにおいても、スチュワードシップの文言は使われているもののその用語の位置づけは従属的・補足的である。

バリュエーションという任務、そして経営者のスチュワードシップのモニタリングという任務を遂行するうえでどの程度役立つのであろうか」(p.8)という議論となる。すなわち、公正価値会計という製品がデザインおよび品質の点で、どれほど顧客である株主に役立つのかという観点から優劣が判断されるのである。この方法を、彼らはダイヤモンド・アプローチと呼んでいる。

公正価値会計の適用に関するものを含め、会計上の問題に対して、理論研究および実証研究はいずれも決定的な提言をしてこなかったと断言する。彼らは、「1950年代から1970年代にかけての『会計理論』確立の時代」(p.7)に「取替原価会計、インフレーション会計、剥奪価値会計、そして(懸案の)出口価値会計など」(p.7)の処方箋が生み出されたが、「問題を解消するには至らなかった」(p.7)という。

また、「実証研究は公正価値測定と株価の相関関係の有無を立証することで、公正価値が『投資家にとってレリバン』であるかどうかを把握するのに役立つが、取得原価会計(取得原価会計も投資家にとってレリバンであることが研究により証明されている)に代えて公正価値を報告すべきかという政策的な対処策を示すものではない」(pp.7-8)という。

さらに、「実際、実証研究に基づく推論には限界がある。というのも、株価に基づいて『レリバンス』が判断されるが、株価は現行の会計実務から得られる情報に基づいて決定されており、会計実務が異なれば株価も違ったものとなる可能性があるためである」(pp.7-8)。

そこで、株主を顧客に見立て、会計という製品のデザインがどの程度顧客に役立つのかという視点を考慮することを、彼らは主張するのである。

このような会計の目的と公正価値会計および取得原価会計とはどのような関係にあるのかを以下では検討する。

「公正価値会計と取得原価会計は、競合的で相互排他的な情報伝達方法」であり、「両者の相違は、それぞれの会計が採用するデザイン(設計思想)の違いに起因する」(p.12)とされる。上で述べた目的に照らして、それぞれのデザインはどのようなものであろうか。

まず、彼らは、「公正価値会計は(理想的には)、貸借対照表上の諸資産・諸負債を(株主にとっての)公正価値で評価することによって株主向けの報告目的を満足させる。公正価値会計の損益計算書は、貸借対照表で算定された公正価値の変動を報告するものであり、利益概念から損益計算書が導出されるわけではない。したがって、公正価値で評価された貸借対照表と損益計算書が提供する情報は以下のような諸特性をもつ」(p.13)と主張する。

- (1) 「貸借対照表は、価値に関する情報を十分に報告する。よって、バリュエーション目的は貸借対照表によって満足される。」
- (2) 「利益は、将来利益に関する情報も価値に関する情報も提供しない。利益は価値変動であるため、将来の価値変動額を予測するものでも、価値に関する情報を提供するものでもない(一般に、価値は「ランダムウォーク」に従うと考えられている)。ヒックス学派の経済的利益の定義に従えば、公正価値会計における利益測定の問題が解消される

と主張されることがある。しかし、貸借対照表を公正価値で測定する場合の利益概念は特殊であり、そのような主張には限定を付すべきである。むしろ、損益計算書の情報が不十分であることを懸念する必要はない。なぜならば、貸借対照表が価値を十分に説明するからである。」

- (3) 「利益は価値に関する情報を伝達するものではないが、各会計期間に生じた価値に対するショックを測定するので、リスクに関する情報を提供する。1期間の損益計算書はボラティリティの当期実現額を示すだけであるが、利益のボラティリティを時系列にみれば、当該事業のリスクが示される。よって、公正価値会計はボラティリティを生じさせるという批判的な意見には十分な根拠があるとはいえない。むしろ、リスクの表示(可視化)は公正価値会計の持つ望ましい属性である。」
- (4) 「利益は、価値を付加する活動における経営者のスチュワードシップを株主に報告するものである。」

要するに、公正価値会計は、バリュエーションに関する情報を貸借対照表で直接的に説明し、リスク・エクスポージャーとスチュワードシップに関する情報を損益計算書で提供する。

これに対して、取得原価会計については、以下のような誤解に注意する必要がある。すなわち、「取得原価は『古い原価』であり、現在の価値を示すものではないといわれ、その改善策としてしばしば公正価値会計が提案されてきた」(p.14)。しかし、「これは取得原価会計の設計上の欠陥ではなく、取得原価会計の設計上の特性」(p.14)であって単にバリュエーションおよびスチュワードシップに関する情報の伝達方法が違うという認識がまず重要である。

「取得原価会計は、仕入先からインプットを購入し、それを事業計画に基づいて製品へと変換させ、その製品を顧客に対して原価より高い価格で販売することによって事業価値を創出するという見地に立って」おり、「取得原価会計は、当該事業計画から獲得が予想される成果の(現在)価値を報告するものでも、個々の資産の(現在)価値を報告するものでもない。むしろ、取得原価会計は当該事業計画の遂行状況を報告するものであり、インプット市場とアウトプット市場における実際の取引が実質的に確認されたときに初めて価値の増加(利益)が認識される」(p.14)。

「以上のような事情から、取得原価会計のもとでは、主たる関心は貸借対照表ではなく損益計算書におかれる。取得原価会計では利益概念が鍵となり、利益は顧客との取引から受け取った(市場)価値と仕入先との取引で引き渡された価値との差額として計算される」

(p.15)。そして、「取得原価会計のもとでは、利益概念が第一義であり、貸借対照表は損益計算書の残余物と位置づけられる。事業資産・事業負債は、収益・費用の記帳時点と現金受払時点にズレが生じる場合に、貸借対照表に認識される。取得原価会計のデザインに従うと、諸資産は対応の産物として生じるものであり、通常、公正価値で評価されることはない。諸

資産は（顧客との取引から）将来キャッシュ・フローを生み出すものではなく、キャッシュ・フローを獲得するために費消されるもの（つまり、費用として対応づけられる価値の喪失分）とみなされる（ただし、受取債権のように収益の認識から生じる諸資産は例外である）。諸負債は必ずしも第三者に対する義務に相当するものではなく、発生費用、前受収益、繰延税金などのように、利益測定プロセスに基づいて負債計上の正当性が認められるものもある。これに（余剰資金の運用対象である市場性のある有価証券や負債金融に係る返済義務などの）金融資産・金融負債を加えれば、貸借対照表の要素がすべて揃い、持分は負債に対する資産の超過額を意味する」（p.15）。

こうして、取得原価に基づく貸借対照表および損益計算書が提供する情報は次のような特徴を持つとされる。

- (1) 「貸借対照表は、価値に関する完全な情報を提供しない。」（p.15）
- (2) 「利益は、顧客および仕入先との取引によって付加された価値を報告することによって、バリュエーションに資する情報を提供する」。そして、「取得原価利益は価値算定の基礎となる将来利益を予測するものであり、将来利益や価値に関する情報を提供する。」（p.15）
- (3) 「取得原価はバリュー・アット・リスク⁶に関する情報を提供するが、その内容は限定的である。利益が伝達するのは価値に対するショックではなく、収益・費用に対するショック、つまりインプット市場とアウトプット市場における取引上のリスクに関する情報である。」（p.15）
- (4) 「利益は、インプット（購入）市場とアウトプット（販売）市場との裁定取引に関する経営者のスチュワードシップを測定したものである。経営者の業績は、2つの市場取引における効率性の程度によって評価される。」（p.15）

以上の議論をみてもわかる通り、公正価値会計および取得原価会計は、方法が異なるが、ともにバリュエーションおよびスチュワードシップ目的に適う。すなわち、理想的な公正価値会計は、会社の評価を十分に行えるような正味の簿価を報告するが、その利益はバリュエーション目的にとって十分な情報を提供しない。一方、理想的な取得原価会計の貸借対照表は会社の価値を報告するものではないが、利益はバリュエーションに資する十分な情報を提供するといえ、それぞれの目的を達成する手段が違うに過ぎない旨が主張されるのである。

しかしながら、彼らは、このような理想的な公正価値会計および取得原価会計は達成困難なものと主張する。そして「会計はすべての価値関連情報を補足する完璧な貸借対照表を構築しようという望みがない」という意味で、「取得原価会計は1つの救済策を提供するかも

⁶ バリュー・アット・リスクはリスク分析手法の1つであり、一定の保有期間内に、一定の確率の範囲内で生じると予想される期待最大損失額である。

しれない」(p.9)と述べる。他方、取得原価会計のほうも「複雑な販売契約が存在する場合の収益認識は難解であり、長期性資産に関する費用の『対応付け』も困難である」といい、今度は「逆に公正価値会計が救済策を提供しうるかもしれない」(p.10)と主張するのである。ここに、混合測定会計の必要性が、公正価値会計および取得原価会計の限界ないし相互補完の形で示されているのである。ここで問題となるのは、限界・相互補完として混合測定会計の必要性が指摘できたとして、どのように目的を達成するのであろうか。同一の目的に対して、手段(測定基礎)が複数ある構造はどのようなものとなるのであろうか。次節では、混合測定会計の必要性について、公正価値会計の問題点の観点から検討し、IV節で公正価値を限定する原則を確認し、彼らの混合測定会計の論理がどのようなものかを明らかにしたい。

Ⅲ 公正価値会計の問題点

Nissim and Penman [2008] は、公正価値測定の適用範囲を限定すべきであると主張し、その根拠の一つに公正価値には不確実性が存在するという点を挙げる。Penman [2011] には、次のような指摘がある。すなわち、取得原価会計と比べて「公正価値会計における貸借対照表は、リスクの多いものとなる。公正価値が市場価格に基づくものであっても将来キャッシュ・フローを用いて見積もられたものであっても、公正価値はリスクのある結果の予測値である。企業価値が貸借対照表に表わされるのではなく、バリュー・アット・リスクがあらわされるのである」(Penman [2011] pp.177-178)。このことは、次の2点を意味する。

第1に、「レバレッジに関してのものである。公正価値会計の使用の増加は報告されるレバレッジと、レバレッジから生じる表面化したリスクを低下させるが、これは企業の負債の公正価値が低下する状況において悪い方向に働く。負債額が少なくなるだけでなく、企業の経営悪化に関して利益が報告されることになる」(Penman [2011] p.178)ことを指摘する。

そして、第2に、「このような会計のもとでは(未実現の)収益に基づいた分配が行われるということである。このような分配とは公正価値による収益から支払われるボーナスであったり、株主に対する配当であったりするが、これは利益が実際に獲得されるまでは配当してはならないという原則を壊すものである。価値評価のための会計とは、不確定な状態にある公正価値利益に影響を受けるものではなく、実際に配当しうるものの価値を内包したものである」(Penman [2011] p.178)

以上の議論から、2つのことが明らかになる。まず、公正価値の問題点として、不確実性を挙げる点ができるという点である。株主にとっての価値を評価することが会計の目的であることを述べてきたが、公正価値によってその価値を評価する際に、その評価には不確実性があるのである。他方で、取得原価であれば、それが存在しないということが指

摘できる。

次に、バリュエーション目的に資する場合における株主にとっての価値が意味するものは何かということである。それは、そのような不確実なものではなく、実際に配当しうるものを想定しているのである。不確定な公正価値利益がバリュエーション目的の会計とならならないというのであれば、公正価値の適用範囲は限定的なものとならざるを得ない。

以上より、バリュエーション目的の会計においても、取得原価会計が必要であることが示唆される。価値情報を提供するのには、直接的には公正価値であるといえるが、公正価値には不確実性という問題が内在している。他方で、取得原価という測定基礎は、相対的に不確実性が生じないものであり、取得原価利益は、一般に実際に配当しうる利益となるのである。

したがって、ここにバリュエーション目的のためには、公正価値および取得原価の混合測定会計が必要であるといえる。

IV 公正価値会計の五原則

Nissim and Penman [2008] は、以上述べてきたように、理想的な公正価値会計および取得原価会計の限界を示し、現実的には、会計計算構造として混合測定会計を主張している。その主張は、もっぱら、公正価値の測定がどのような場合に可能かという形で公正価値会計の範囲の問題として展開される。以下では、この点を検討したい。

Nissim and Penman [2008] は、一対一の原則、資産・負債対応の原則、情報保存の原則、無裁定見積りの原則および正しい調整の原則の 5 つを示している。

理想状況と現実が異なる場合には、これら 5 つの原則が満たされるか否かにより公正価値会計が取得原価会計よりも優位に立つかどうかを検討される。ある資産・負債が、5 つの原則を満たすのであれば、公正価値会計が優位であるとして良いというものである。

一対一の原則、資産・負債対応の原則および情報保存の原則の最初の 3 つの原則は、FASB および IASB が設定した「公正価値測定」における公正価値ヒエラルキーレベル 1 に区分される、「企業が測定日において入手しうる同一の資産または負債の活発な市場における公表価格」との関連で議論される。そして、無裁定見積りの原則、および正しい調整の原則の後の 2 つの原則は、レベル 2（すなわち活発な市場における類似資産または負債の公表価格など、資産または負債について直接的または間接的に観察可能な、レベル 1 に含まれる公表価格以外の価格）および、レベル 3（すなわち予測キャッシュ・フローの割引現在価値や価格決定モデルなど、資産または負債の観察不能なインプットを用いた価格）に適用されるものと考えられる。

原則 1 一対一の原則

「公正価値会計は、株主にとっての価値が市場価格に対するエクスポージャーによって決定される場合にのみ、株主向けの報告目的に適うものとなる。言い換えれば、公正価値が妥当するのは、会社が営利事業を通じて市場価格に価値を付加しないケースである。」

(Nissim and Penman [2008] p.24)

原則2 資産・負債対応の原則

「公正価値会計は、特定の事業計画に関連した総計としての純資産レベルにおいて厳格に適用し得る」(Nissim and Penman [2008] p.29)。

原則3 情報保存の原則

「公正価値会計は、価格が取得原価情報に基づいて決定されていない場合にのみ、取得原価会計の代替的な選択肢となる」(Nissim and Penman [2008] p.33)

原則1は株主にとっての価値が、市場価格となる場合を想定している。逆に言うところ「会社が複数の市場価格を使って裁定取引をしている(あるいは市場価格に価値を付加している)場合、つまりある価格で購入し他の価格で販売している場合には、公正価値は株主向けの報告目的には適さない」(p.25)。また、公正価値情報がスチュワードシップ目的にかなうのは、この原則1を当該測定対象が満たす場合だけであり、「それ以外の状況では、株主は、経営者がインプットをアプトプット(市場で価値をもたらすもの)へと変換する際の効率性の尺度を必要とする」(p.25)とし、「取得原価会計は原理上、売上高、利益額、純事業資産収益率および利益成長率などを通じて、そのような情報を提供する」

(p.25)としている。この原則1が「最上位の原則に位置づけられる」(p.40)とされる。

原則2において、ここでいう対応という言葉は、収益と費用の対応すなわち「損益計算書における対応ではなく、貸借対照表における対応である」。「つまり、諸資産・諸負債が事業計画に沿って一体として利用される場合、当該資産・負債の公正価値の総計が結合利用された公正価値を報告するように、諸資産・諸負債の対応が貸借対照表上で図られなければならない。これに伴って、当該資産・負債から生じる利得・損失も、損益計算書上で対応づけられなければならない」(p.29)とされる。

また、原則2に関連して次のような対応の問題が議論される。すなわち、「取得原価会計は、対応に関して重大な問題を内包している。それは、収益と費用の対応づけに関するルールが数多く存在するためである。そのため、公正価値会計が「無数のルール」を回避しうる一手段として奨励されることがある」(p.29)という議論である。対応という問題から取得原価会計と公正価値会計を比較すれば、収益と費用の対応の中には、個別対応、期間対応、効果に着目した対応等様々な対応が考えられ、その様々な対応を客観的なものとするためにルールが複数必要になることが考えられ、収益と費用ほどには資産と負債の対応は無数のルールは必要なくそれを回避することができるメリットを公正価値会計に見出しうるということである。

しかし、「公正価値会計も対応について少なからず問題を抱えている。むしろ、取得原価会計には明確な利点がある。それは、諸資産・諸負債を結合して利用することから生じる利益—1つの要約数値—を報告するという利点である（利益が分離可能な諸資産・諸負債から生じる場合には、損益計算書を異なる源泉別に区分開示すれば、さらなる柔軟性が提供される）。個々の資産・負債の出口価値を合算しても、公正価値会計によってビジネス・モデルから得られるシナジー価値を把握するのは困難である」（p.29）。この点は、興味深いところである。利益とは何かを、利益原因は何かという議論だとみなせるのであれば、対応概念についても検討の余地が存在するのである。

次に原則3についてだが、仮に「公正価値の決定に取得原価情報が必要であるときに公正価値会計を適用すれば、（取得原価）情報は消失する。つまり、市場価格は有益どころか情報価値を減少させてしまう。しかも、情報価値の少ない価格を財務諸表で再利用すると、品質の低下した会計と非効率的価格のスパイラル（悪循環）が起きる」（p.33）ため、価格が取得原価情報に基づいて決定されていない場合に公正価値会計を適用するのである。

また、仮に取得原価とは無関係の価格を利用すればよいというわけではない。市場にバブルや昨今のサブプライムローン問題などが発生した場合において、価格がファンダメンタル価値から乖離している場合においては、公正価値会計の適用は適当ではないといえる。

この原則3は、公正価値は取得原価に基づいてはいけないという点で、取得原価会計と公正価値会計の峻別を要求するものであると同時に、公正価値の限界が述べられている。

原則4 無裁定見積りの原則

「会計上、特定の市場に関連する仮想的な価格の見積りが認識されるのは、当該見積額が活発な類似市場で観察される価格やインプットから得られ、異なる2つの市場間にも当該見積数値にも裁定が存在しない場合だけである」（Nissim and Penman[2008]p.35）

原則5 正しい調整の原則

「公正価値の見積りがおおむね公正であるとの確証を得られることが前提となるが、公正価値会計が適切なのは、市場での取引価格と照合して会計処理をし、それを補足的な情報として報告する場合だけである」（Nissim and Penman[2008]p.40）

原則4および原則5は見積もりが必要な場合について記述されるが、裁定取引であるか否か、すなわち、取得原価か公正価値かという選択論拠が内在していることに注意する必要がある。

以上の五原則を考慮して、公正価値会計を適用すべきか否かが決定される。この場合には、

まず資産負債項目に注目することを出発点とし、公正価値で測定する項目を確定し、当該項目は、出口取引を待つことなしに株主にとっての価値として貸借対照表において表示される。当該資産ないし負債そのものの性質から公正価値の測定が導かれるのである。他方、これらの原則を満たさないものに関しては、公正価値で測定されず、取得原価会計が適用される。取得原価会計が適用される項目は、出口取引を待つ株主にとっての価値として貸借対照表に表示されることになる。

ここには、公正価値の側面からの検討ではあるが、混合測定会計の論理が背後にあるものと思われる。そのことが、以下で述べる裁定取引の経済学の考え方によって導かれる。

V おわりに

Nissim and Penman [2008] は、まず、公正価値会計を、継続的に出口価値を適用するものであると定義し、当該公正価値会計を適用する原則を、2つの会計目的、すなわち、バリュエーション目的およびスチュワードシップ目的の観点から設定した。

そして、彼らが主張した会計の目的から、公正価値だけではなく取得原価も測定基礎として認められるという帰結がなされるのである。なぜこのような帰結となるのであろうか。

第1に、II節で述べてきたように、公正価値会計および取得原価会計はともに2つの目的に資するということが根拠となる。しかしながら、ここでいう公正価値会計および取得原価会計は、理想的な会計を意味するものであり、それは達成困難なものとされている。そして2つの会計測定値を認める混合測定会計を主張するのである。

第2に、バリュエーション目的の観点から、まず、公正価値会計を想定し、III節で述べたように、当該公正価値会計には不確実性という問題が内在し、その問題を解決するために取得原価会計を適用する。5つの原則の適用により公正価値会計は、以上のような問題が生じないで適用でき、この限りで、バリュエーション目的およびスチュワードシップ目的に資するのである。

ただし、価値を評価するというとき、取得原価の評価によってその目的が達成できるとは、直接的には言い難い。すなわち、バリュエーション目的を達成することと取得原価会計は、直接的には結び付かないと考えることができる。この点を解決することなしには、彼らが主張する会計目的から混合測定会計が導かれる論理は説明できないといえる。

この点について、彼らは、株主にとっての価値とは、どのようなものであるかを考えることによって、対処している。すなわち、III節において「価値評価のための会計とは、不確定な状態にある公正価値利益に影響を受けるものではなく、実際に配当しうるものの価値を内包したものである」(Penman [2011] p.178) と指摘されるように、確定的なものであることを彼らは主張しているものと考えることができる。五原則に適用するものが、株主にとっての価値として確定させてよいものである。そして、取得原価会計が適用され

るものは、実現ないし稼得されて、確定されるまで、取得原価で据え置かれるのである。

つまり、確定されたものこそが、株主にとっての価値であるという論理が、取得原価会計および公正価値会計の統合的な論理となっている。このことについて、彼らが主張する裁定取引の経済学の観点からさらに検討することができる。

すなわち、「事業活動は、通常、異なる市場価格を裁定する企業家のアイデアに基づいている。つまり、企業家は市場取引を通じて資産やその他の生産要素を購入し、組織デザイン（事業計画）に従ってそれらの諸要素を結合し、製品ないしサービスを再び市場に戻し、顧客に販売することによって価値を創造している」（p.42）とされる。そうであれば、販売のタイミングで価値は確定するということになり、株主にとっての価値は、創造された当該価値であると考えるのが自然である。

したがって、公正価値会計が適用されるものは、無裁定取引の対象となるものであり、適時に価値が確定するために、適時に価値評価ができるのであり、他方、取得原価会計が適用されるものは、裁定がなされるため、価値が確定するのが、市場で販売されるタイミングであるから、取得原価でそれまで据え置かれるのである。この点について、角ヶ谷 [2009] では、「企業特種的な価値創造プロセスに関するのか、市場関連的な価値増殖プロセスに関するのか」（59 頁）という価値に関連する区分を示している。裁定がはたらくような事業資産は、企業特種的な価値創造プロセスをたどり、実際の出口取引に到り、市場に価値を付加することになるのである。そして、売買目的有価証券のような裁定のはたらかない金融投資は、公正価値をそのまま適用すればよいということである。価値が発現するのは、市場であると考えるのであれば、裁定取引の経済学という論理は、最終的にたどりつく市場価格までの段階を判断する論理と言い換えることができる。

裁定のはたらく項目に対して、取得原価会計を適用するのは、出口取引によって価値が発現し確実になるからであるとまとめることができるが、それに加えてIVで指摘したように、裁定に関する企業家の行動が忠実に表現され、そのことは、スチュワードシップ目的にも適うといえるからである。

以上、Nissim and Penman [2008] は、確定された価値こそが、株主にとっての価値であり、それを評価するという意味で、混合測定会計の論拠を示したものであるといえる。それは、公正価値会計の適用場面および取得原価会計の適用場面のそれぞれで、スチュワードシップ目的にも資するという特徴も兼ね備えている。2つの目的の演繹的結果として混合測定会計の在り方を主張したものと評価できる。取得原価会計の積極的意義をFASB/IASB [2010] と実質的に同じ目的の下で、示している点が重要である。

彼らは、市場において確定された価値こそが株主にとっての価値であるということを示すことにより統合的な論理を示したということができる。ただし、一時点において、価値情報は、貸借対照表において、価値とし確定されたもの（公正価値で評価されるもの）と未確定のもの（出口取引がなされるまで取得原価で据え置かれるもの）が混在することになる。それは全体としての意味を成しえないのではないという問題がある。そのような情

報は、真にバリュエーション目的に資するといえるのかは定かになつたとは言えない。つまり、株主にとっての価値を確定した価値と定義することは、混合測定会計がバリュエーションにとって望ましいものであることを説明したことにはならないと考えられるのである。

2つの目的に資する統合的な議論をした点の中で、根本的に重要なことは、会計上の取引を2つに分けたことである。この2つの取引とそれを忠実に表現することになる取得原価と公正価値という2つの測定値を結び付けた議論をしている点に注意する必要がある。

第1の取引として挙げるのは、価値創造の取引とすることができる。原始的な例としては、購入市場から安く仕入れて、売却市場で高く売ることにより、価値創造をするものである。このような取引は、仕入時点の価格である取得原価と株主にとっての重要な利益である（出口取引により）確定された利益を測定するために売却市場で成立した価格を突き合わせることになる。

第2の取引として挙げるのは、無裁定の取引である。これには、購入市場や売却市場の差異は存在せず、価値は即座に決まり、その価値を意味する公正価値が重要な測定値となる。

このような測定対象を明らかにした点が、忠実な表現の議論が混合測定会計の統合的な議論を導出するという本論文の主張につながるのである。

次の章では、混合測定の議論のもう一つの適用例として、収益認識の問題を取り上げる。

第5章 収益認識の観点からみた混合測定会計の論理

—IFRS 第15号を中心として—

I はじめに

本章では、収益認識の議論と利益観の検討を通して混合測定会計の議論を発展させることを目的とする。

まず、混合測定会計を忠実な表現と関連させて議論するための適用例として収益認識の議論を検討する。収益認識の議論は資産測定の議論と関係している。評価差額を収益として認めるか否かという問題は資産を期末時点で公正価値に評価替えするか否かという議論と表裏一体である。

ここでは、合わせて利益観の種類の議論をする。この議論の中で、資産負債中心観と収益費用中心観の議論が出てくるが、本章において当該中心観の混合が示され、そのことが、混合測定会計と関係を持つことを示す。

2002年から従前の収益認識の基準を新しくするため、収益認識プロジェクトが発足し、2014年5月に、国際会計基準審議会（IASB）が、米国財務会計基準審議会（FASB）とともに収益認識の基準を開発し、国際財務報告基準（IFRS）第15号 **Revenue from Contracts with Customers**（『顧客との契約から生じる収益』以下、IFRS 第15号という）を公表したところである。IFRS 第15号は、2018年1月1日以後開始する事業年度に発効することになった。

これまで、収益である売上高は、財務諸表のトップラインであり、最も重要であるといわれる¹にもかかわらず、これに関して、包括的で十分整合的な会計基準は存在しなかった。このIFRS 第15号の開発に当たり、IASBとFASBの両審議会は、「収益は財務諸表利用者にとって非常に重要な数字であることから、両審議会は、IFRSとUS GAAPで収益に関する共通の基準が、高品質のグローバルな会計基準の単一セットという目標の達成に向けての重要な一歩だと考えた」（IASB [2014] BC15）と主張する。つまり、IFRS 第15号は、これからの会計基準設定における一里塚であり、特定の指向性をみることができるのである。

その指向性の一つの具体的なものとして資産負債中心観による収益認識の設定を挙げることができる。これによると収益の概念は、資産の増加や負債の減少の側面から、定義付

¹ 収益認識の基準としては、公開草案を2回出しており、また、基準として成立してまだ適用前の段階である2015年7月に、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の修正を公表しており、発効も一年延期された（当初は、2017年1月1日が発効日であった）。このような紆余曲折をみると、その重要度を示唆するものといえる。

けるものとなり、従属的な定義づけであるので大きな変更を強いるものとなる。しかし、概念フレームワークとの整合性の観点から、従来の収益認識のあり方、すなわち収益費用中心観を否定することが、基準設定の経緯の一つであるからである。一方で、こうして開発された IFRS 第 15 号は、概念変更を問題としての開発であったにもかかわらず、従前の基準と概念上相違がないとの見解が存在する。そこで問題としたいのは大きく 2 つである。第 1 に、IFRS 第 15 号は、従前の収益認識と異なるものとして、ゆえに実質的にみて、資産負債中心観の収益認識であるといえるのかどうかということである。第 2 に、どのような点が従前の概念と異なるのかということである。

本論文の目的は、資産負債中心観による収益認識とはどのようなものであるかを明らかにし、ここでいう資産負債中心観は、取得原価による測定・評価をも内包したものであることを明らかにすることを通じて、混合測定会計の論理を追求することにある。

この目的のために、II では、IFRS 第 15 号の公表の背景ないし経緯をみて、資産負債中心観からすれば、従属的な概念である収益の認識においても当該中心観に基づく会計が展開されてきているかどうかについて検討する。III においては、収益費用中心観および資産負債中心観という両中心観の収益認識における主な相違点をみて、資産負債中心観には類型があることを確認する。そして、IV において、IFRS がどのような点において資産負債中心観であるのかを明らかにすることにより、その含意として混合測定会計の論理が存在することを明らかにしたい。

II IFRS 第 15 号公表の経緯

1 実現・稼得概念の問題と設定主体の当初目的

IFRS 第 15 号が公表された理由として、本基準の「はじめに」や「結論の根拠」を要約すると、以下のように整理できる (IASB [2014] IN4)。

- ① 収益認識について、IFRS と US GAAP の基準が異なっており不整合であるということ。
- ② 双方の要求事項に改善の余地があったこと。
 - ②-a IFRS に対しては、従前の収益認識の基準は限定的なガイダンスしか示していなかったため、複数要素契約などの複雑な会計処理に対応できなかった。
 - ②-b US GAAP に対しては、当該会計原則は、大まかな収益認識の概念と特定の業種または取引に関する多数の収益要求事項で構成されており、経済的に類似した取引について異なる会計処理が行われる結果となる場合があったこと。

いわゆる本業といわれる事業に対して、その事業形態の多様性ないし複雑性から収益認識の基準を適用するとなるとガイダンス不足や過剰となることが従前において指摘されたのである。この問題を解決するために、多数に及ぶ収益認識の基準を単一の基準に集約す

るのが、本基準の目的ということになる。しかしながら、ここに、収益認識のプロジェクトは、先に述べたように、上記の問題点を解決することのみが目的ではなく、特定の指向性を有しているということを指摘できるのである。それは、実現・稼得概念のような従前の収益認識概念に関する問題意識に起因するものである。

収益は、従前、実現・稼得されたタイミング、および所有に伴うリスクおよび経済的価値の移転等に基づくタイミングで、認識することとなっていた。この点について、企業が、実現・稼得するとは、どのような場合を指すのかが曖昧であること、そして、それゆえに経営者の恣意的な利益操作の余地があることが指摘されたのである。

この収益認識の問題点を実現・稼得概念の否定により克服し、収益認識の基準がより客観的な判断基準となるように開発するのが収益認識プロジェクトの本質的な目的といえるのである。具体的には、収益費用中心観による収益認識ではなく、資産負債中心観による収益認識基準を開発することにあるといえる。それは、概念フレームワークにおける資産および負債概念によって収益および費用を定義する概念規定とも整合することにもなる。

IFRS 第 15 号および US GAAP は次の方法により、改善されるという (IASB [2014] BC3)。

- ① 収益認識の問題に対処するための、より堅牢なフレームワークを提供する。
- ② 企業、業種、法域および資本市場間での、収益認識の実務の比較可能性を改善する。
- ③ 企業が参照しなければならないガイダンスの量を減らすことにより、財務諸表の作成を単純化する。
- ④ 認識される収益の性質、金額、時期および不確実性を財務諸表利用者がより適切に理解するのに役立つ拡充した開示を要求する。

このうち、②および③は、本節最初に述べた本基準の公表理由と整合的である。本論文では、①を中心に議論したい。なぜなら、①の達成は、概念フレームワークの資産・負債の定義と収益の定義を統一する、より踏み込んで言及すると、収益の定義を資産負債アプローチに基づくようにするということに関係するからである。④は、主に開示の問題であり、財務諸表利用者にとっては、重要な関心事であると考えられるが、本論文においては直接の対象とはしていない。

以下では、収益認識プロジェクトの基準設定に関する変遷をみながら、その目的の達成具合を確認する。

2 基準設定プロセスにおける変遷

収益認識プロジェクトにおいて、収益モデルの可能性として、現在出口価値モデル、顧客対価モデル、および実現・稼得モデルを想定して、上で述べたように実現・稼得モデルが否定され、資産負債中心観のモデルと考えられる現在出口価値モデルおよび顧客対価モ

デルが、検討の対象となった。

まず、現在出口価値モデルは、顧客との契約により生じる資産と負債の公正価値に基づいて収益を認識するモデルである。顧客との契約を締結すると、顧客に対する履行義務とその履行を条件として対価の請求権が生じることになる。このモデルは、履行義務および請求権のそれぞれを公正価値で測定して、その差額を収益認識の対象とするものである。当該差額は、借方差額であるならば、契約資産、貸方差額であるならば、契約負債として貸借対照表に計上されることになる。

このモデルは、2008年公表の Preliminary Views on Revenue Recognition in Contract with Customer (『顧客との契約における収益認識の予備的見解』以下、DP という) において検討対象とされた。このモデルに従うと、一般に、対価に対する請求権の測定値が残存履行義務の測定値を上回る可能性が考えられるため、企業が契約を開始した時点で、すなわち、履行義務の充足を待たずして収益を認識することになってしまう。また、残存履行義務についての現在出口価値は通常観察可能ではないという問題点がある。これらを主な根拠としてこのモデルは棄却されたのである (IASB [2014] BC25)。

ここでの議論において注意したいのは、収益認識のプロジェクトにおいて重視しているのが、履行義務の充足を収益認識の決定要因としている点である。履行義務を充足すれば、負債の減少により収益を認識することになるので、収益認識の決定要因となることはいうまでもないことである。しかし、対価請求権に起因する資産の増加による収益認識は基本的に認めていないのである。ここでは、資産の増加ではなく、負債の減少に着目しているということである。

次に、顧客対価モデルを検討してみる。このモデルは、DP においてもその後の公開草案ないし IFRS 第 15 号に至るまで貫かれたものとなっている。これは、顧客との契約から生じた請求権および履行義務とともに顧客対価により同額で測定するものとなっている。そして、先ほど確認したように、履行義務の充足に伴って、すなわち、負債の減少として収益を認識するものである。

顧客対価モデルを現在出口価値モデルと比較すると、測定値が異なる点が、大きな違いである。つまり、顧客対価モデルでは、契約開始時点により、契約資産および契約負債は原理的に生じないものとなる。この点は現在出口価値モデルと比較したときに、相対的に実現・稼得過程モデルに類似したものといえることになる。契約開始時点における会計処理は特に違いがないのである。そして、差額概念としての契約資産および契約負債の意義は、かなり限定的なものとなる。むしろ、当該意義は存在しないとも言い得るかもしれない。というのも、契約開始時には、請求権および履行義務が同額で測定されるため、契約資産ないし契約負債という当該差額概念は認識されないからである。また、その後も、履行義務の充足のみを収益認識の決定要因とするのであれば、そのことは、資産および負債の変動の結果として収益を認識するという資産負債中心観の全うな帰結といくぶん不整合なものといえるのである。

しかしながら、それでも、契約資産および契約負債の概念が継承された収益認識の形を維持し、現在出口価値モデルと同じように資産負債中心観による収益認識といえるのである。なぜなら、履行義務の充足による負債の減少を収益認識の条件としているからである。つまり、この顧客対価モデルも資産負債の増減に起因した収益認識決定の考え方であるからである。その点、この差額概念は限定的であるにもかかわらず、資産負債中心観による収益認識の考え方の含意があり、そして、この考え方自体は、現在出口価値モデルの提案から継承されてきたものであることにも注意が必要となる。

2010年に公表された **Exposure Draft, Revenue Recognition from Contracts with Customers** (『顧客との契約から生じる収益の認識』以下、ED という) においては、この差額概念すらも明示されず、履行義務の充足される場合は顧客が引き渡された財またはサービスの支配を獲得したときとされた (IFRS 第 15 号 BC21)。ここで問題となるのは、履行義務の充足される場合というのがどのような場合であるのかということである。収益認識のプロジェクトが収益の認識において問題としたのが、実現・稼得概念が曖昧であることであった。直感的には、履行義務の充足の時点、すなわち、顧客が支配を獲得した時点がいつなのかという問題もいつ実現・稼得したのかという問題と同様の曖昧さが存在する可能性がある。

さらに重要なことは、この支配の概念を用いたモデルは、当該 ED 以降において、一時点で充足される履行義務に加えて、一定の期間にわたり充足される履行義務に対しても適用することになったことである。一定の期間にわたり履行義務が充足される場合とはどのような場合であるのかはさらに難しい判断が必要であると思われる。したがって、当初から問題視された収益認識の曖昧さに、むしろ拍車がかかる可能性があるのである。

このようにみると、収益認識プロジェクトにおける新たな収益認識のモデル開発は、当初の目的に対する未達成が示唆されるのである。これらの問題についてはⅢ、Ⅳ、Ⅴの議論を通して改めて検討したい。ここでは、まず、資産負債中心観による収益認識について検討する。

以上をみたように、収益認識プロジェクトにおける収益認識の基準は、不十分なものとなるかもしれないが、資産負債中心観による収益認識といえると考えられると主張したい。なぜなら、ここまでの議論によると、当該プロジェクトの基準は、負債である履行義務の充足を決定要因として収益を認識するものとなっているという点においては、当該プロジェクトの一貫した取り扱いであり、この点において資産負債中心観による収益認識の本質を見出すことができると考えるからである。

ここで、問題となるのは、資産負債中心観とは何かということである。収益費用中心観である実現・稼得過程アプローチを否定したものであるから、資産負債中心観であるという論理は、必ずしも成立しないとも考えられる。当該中心観を明らかにしないことには、IFRS 第 15 号が、資産負債中心観による収益認識であるか否かは議論できないのである。

Ⅲ 資産負債中心観における収益認識

1 利益観としての2つの中心観

後述するが、収益費用中心観および資産負債中心観について、焦点を当てるところによりさまざまな解釈が存在する。ここでは、これらの考えを初めて示した FASB の討議資料を参考に、両アプローチの最も基本的な相違点を確認して、収益の認識の問題に焦点を当ててこの違いを明らかにする。

まず、収益費用中心観について、「ある論者たちは、利益が、儲けを得てアウトプットを獲得し販売するためにインプットを活用する企業の効率性の測定値であるとみなしている。彼らは、なによりもまず、利益を1期間の収益と費用との差額に基づいて定義する。その支持者たちは、収益・費用の概念は、資産・負債の概念よりも正確に定義することが可能であり、したがって、当該各概念に基づき、利益は、より一層明瞭に指し示すことができる」と主張する。収益・費用—すなわち、企業の収益稼得活動からのアウトプットと当該活動へのインプットの財務的表現—は、このアプローチにおける鍵概念である。収益・費用は、関連する現金の収入・支出が生じた期間ではなく、アウトプットとインプットが生じた期間に認識される。ある論者たちは、企業の収益獲得能力を測定することがその目的であると主張する。」(FASB [1976] par.38) と説明されている。

この考え方の特徴は、収益および費用の概念を出発点とした概念規定であり、その概念は、企業の効率性ないし企業の収益獲得能力の測定を目的として規定される。そして、その計算要素である収益は、企業の収益稼得活動からのアウトプットとされるのである。言い換えると、収益稼得活動の成果が収益として認識されるということであり、何をもって成果が得られるとするのかが、収益認識を規定していると解釈できる。

他方、資産負債中心観について、「ある論者たちは、利益とは1期間における営利企業の正味資源の増分の測定値であるとみなしている。すなわち、彼らはおもに利益を、資産・負債の増減額に基づいて定義するのである。正の利益要素—すなわち収益—は当該期間における資産の増加および負債の減少に基づいて定義される。そして、負の利益要素—すなわち費用—は当該期間における資産の減少および負債の増加に基づいて定義される。資産・負債—前者は企業の経済的資源の財務的表現であり、後者は将来他の実体（個人を含む）に資源を引き渡す義務の財務的表現である—はこのアプローチにおける鍵概念である。その支持者たちによれば、資産・負債の属性およびそれらの変動を測定することが、財務会計における基本的な測定プロセスとなる。その他の財務諸表の構成要素—すなわち、所有者持分または資本、利益、収益、費用、利得、損失—はすべて、資産・負債の属性の測定値相互間の差額、あるいは当該各測定値の変動額として測定される。」(FASB [1976] par.34) と説明されている。

この考え方の特徴は、資産および負債の概念を出発点とした概念規定であり、その概念

は、正味資源の増分の測定を目的として規定される。このときの正味資源が増えたのはいつなのかということが、収益認識を規定するのである。

以上のように、収益費用中心観と資産負債中心観において、収益の認識を規定するのは、前者においては、成果とは何かということであり、後者においては、正味資源の増加とは何かということである。注意したいのは、両者は想定している利益が異なっているということである。想定している利益が異なるのだから、概念規定は異なるという立てつけとなっている。

しかし、この概念規定から特定の測定値は、演繹されてはいない。資産・負債と収益・費用のどちらが、鍵概念であるかは、利益概念と密接不可分であるにもかかわらず、最終的に利益の金額を決定する測定値は、演繹されないのである。つまり、利益概念と特定の測定値の間には、何か別の媒介する概念が存在するものと考えられるのである。それが何かという問題が、本論文の解決すべき問題と関係がある。

そして、その問題の解決と平行的に存在する本論文の目的の1つは、資産負債中心観による収益認識（特に、IFRS 第15号のいう収益認識）を明らかにすることである。そしてこれを明らかにするためには利益概念から離れた議論も必要であると考えている。

次項において述べるが、資産負債中心観にはいくつかの解釈があると考えられる。資産負債中心観には類型があるということを述べたい。そして、そのことを考えるために、利益とは何かという問題だけではなく、利益観から離れた形で望ましい測定基礎とは何かという問題を検討する必要がある。また、このような問題は、現行会計制度において取得原価測定と公正価値測定ないし純利益と包括利益の混合を認めているところからも重要な検討対象といえるのである。

以上のような理解から、資産負債中心観による収益認識を検討するに当たり、資産負債中心観とは何かということ、資産負債中心観の類型化の議論に基づいて検討することにした。

2 資産負債中心観の類型

前項において、資産負債中心観は、資産・負債概念を出発点ないし鍵概念にするものという考え方を基本として、正味資源の増分の測定を目的としたものであることを確認した。ただし、正味資源の増分の測定と測定基礎が切り離されていたのである。

藤井〔2015〕によると、この利益観としての資産負債中心観を測定基礎が切り離された定義問題に限定された資産負債中心観と呼び、2004年における概念フレームワーク改訂プロジェクトにおける資産負債中心観を測定問題に拡張したものであると位置づけている（藤井〔2015〕pp.188-194）。測定問題にまで拡張したとき、個々の資産の再評価を行うか否か、換言すると、測定基礎として時価をとるのか取得原価をとるのかという議論が生じ、そして、評価差額を期間損益に参入するか否かの議論が生じるので、3つの類型が存

在すると思われる。

まず第1に、個々の資産の再評価を行い、評価差額を期間損益に参入する資産負債中心観について検討する。

この類型に基づくと、収益の認識は資産負債の価値変動が認識されるのであれば、それはすなわち利益が増加するという論理が成り立つものである。したがって個々の資産の再評価は必ず行う必要があり、評価損益がそのまま期間損益に算入されることになる。

例えば、時価の変動により収益を上げる売買目的有価証券は、その定義からも明らかなように資産負債の価値変動が当該資産の再評価ないし期間損益の算入の根拠となっているのである。この点、評価差額が実現可能であるというところから収益費用中心観によってその処理の説明も可能であるが、他の類型との関係において資産負債中心観の第1の類型と位置付ける。なぜなら、資産・負債概念を鍵概念としていると考えることができるからである。対して、企業の効率性ないし企業の収益獲得能力の測定とは、関係が希薄であると考えられるからである。

以上の議論は、利益算定を資産負債の価値変動と同値であるという論理から導出される資産負債中心観の類型である。「利益とは1期間における営利企業の正味資源の増分の測定値である」とするFASB [1976]における利益観と最も整合するものである。

第2に、ここで資産負債の価値変動があったとしても、それがすなわち利益であるといは、当然にはいえないという議論が考えられる。例えば、資産負債の変動があったとしてもその変動が未実現であるときは、その変動は純利益から排除されることとなっている。その結果、個々の資産の再評価を行うが、評価差額は利益には参入しないという論理が成立するのである。

このとき、この論理が成立するか否かということと付随的に問題が生じることになる。すなわち、解釈変更後の算定する利益とは何かという問題である。言い換えると、資産負債価値変動ではない、利益とは何かということである。例えば、Penman [2011]「価値評価のための会計とは、不確定な状態にある公正価値利益に影響を受けるものではなく、実際に配当し得るものの価値を内包したものである (Penman [2011] p.178)」に示唆されているような確定されたものが利益となるという考え方が利益解釈の1つとなる。

評価差額を認識して、それを期間損益として処理しない例として、その他有価証券を時価で評価して、評価差額を純利益に含めない場合が想定できる。評価差額を利益としないのは、上記「確定された利益」ではないからであるということができる。評価差額を生じさせるのは、資産負債中心観の観点であるが、評価差額を利益としないのは、当該中心観とは関係がない。したがって、この第2の類型は、収益費用中心間との併存の可能性を示唆している。

最後に、第3の類型についてである。ここまでの議論は、個々の資産の再評価を行うということを前提とした議論である。しかしながら、資産や負債の認識は決算時点のみが問題とされるわけではない。むしろ当初認識から問題とするべきである。資産負債を鍵概念

にするという論理は、それを決算時点の評価のみに求めることを要求しないのではないかと考える。そして、当初認識の場面のみにおいて、資産負債概念に着目した認識を行い、期末評価は行わないという類型が導出できるのである。価値の増減のそのものが認識できないもしくは事実上できないのであれば期末評価は行わないことになり得る。これが第3の類型である。IFRS第15号の収益認識は、この類型により説明されるものと考えられる。仮にこの第3の類型により説明が成立し、そして、その実質的な意義が示せるのであれば、資産負債中心観の類型化の議論にも一定の意義が見いだせるものと考えることができる。次節においては、このことを論証する。

IV 混合測定会計の論理

IVでは、以上を踏まえて、混合測定会計の示唆を得たい、本論文では、資産負債中心観は、定義の問題から測定の問題に拡張してきたことをみた上で、測定問題の議論を展開する中で、3つの類型をみてきたのである。混合測定会計とは、1つの会計制度の中で、ある対象が、公正価値で測定される中で、また別の対象が、取得原価で測定されることをいう。同じ資産負債中心観を採用するとしても、再評価を行うか否かという形で、測定基礎が異なることがある。それを単なる形式論で終わらせないように議論する必要があるのである。

IFRS第15号の問題として、収益認識プロジェクトの現在出口モデルを採用することを通じて、資産負債中心観による収益認識を可能とするという当初の目的が達成できていないということをIIで確認したが、それ以外にも主に2つの問題がある。1つ目は、既に指摘したが、当該収益認識は、概念フレームワークと整合するような資産負債中心観による収益認識といえるのかどうかという問題である。また、2つ目として、収益の認識時点として、「企業は、約束した財またはサービス（すなわち、資産）を顧客に移転することによって企業が履行義務を充足したときに（または充足するにつれて）、収益を認識しなければならない。資産が移転するのは、顧客が当該資産に対する支配を獲得したとき（または獲得するにつれて）である」（IASB [2014] par.31）の規定にも表れているように、履行義務の充足のタイミングは1時点と一定の期間にわたるもの（括弧の規定部分）との2つが包含されており、それを統一的に取り扱うことが可能であるのかという問題である。

以上の1つ目の問題から、前節における資産負債中心観の第3の類型を考え、2つ目の問題から包括的な収益認識のあり方をみてみたい。この2つの問題の関連を検討して、そのことを通じて混合測定会計の論理を展望したい。

1 収益の早期認識

収益の認識をいつにするかという問題は、収益が利益の計算要素であることを考えれば、想定する利益概念から考えるのが筋であるといえるが、今問題としたいのは、資産負

債概念を鍵概念として中心に据えて、その結果収益が認識されると考える資産負債中心観による収益認識である。Ⅲ節で確認したように、利益概念から離れた議論、つまり第3の類型が論理的に成り立つことになるため、想定する利益とは何かとは別の観点から考えることは可能である。以下ではそのありうる観点として収益の早期認識の問題を提示したい。実はこの問題を考えることは、当初、収益認識プロジェクトが現在出口価値モデルを適用しようとしていたこととも無縁ではない。

収益認識の新基準の開発経緯を改めて鑑みると、概念フレームワークとの整合性がその契機として存在したのは先に述べたとおりである。概念フレームワークは、財務報告の目的に投資意思決定有用性を掲げ、それに基づき会計情報の質的特性が規定される関係にある。この規定関係に基づいて検討することが、収益認識の問題を考える上でも重要である。

収益の認識を投資家に有用な情報を提供するという観点から考えると、一定の条件の下で、なるべく早期に行うということが考えられ、そのことが公正価値の適用の誘因と考えることができるのである。ここでは、早期認識の問題について、特に問題となる長期請負工事契約について実現稼得概念の問題点を指摘することで検討し、意思決定有用性と公正価値については Scott [2008] を引用する形で確認したい。

早期の認識ということの問題としたときに、長期請負工事契約が問題となる。というのも、従前の実現稼得モデルにおいては、実現稼得のタイミングは契約開始時点から離れたものとなってしまう、取引が行われることで、はじめて収益の認識が行われるのである。実現稼得が否定されるケースとしてこのことを挙げるができる。

そのように考えると、早期認識の問題と資産負債中心観による収益認識の問題は関連性を指摘できるのである。

これへの対処として、伝統的には完成工事の原価やそれに対する対価の金額を進捗度に応じて配分するという会計処理を行う進行基準が認められてきたのであるが、この対処は、資産負債中心観の収益認識の開発を導かないことになる。というのも進行基準は、配分という言葉に表れているように、収益獲得能力を算定するという収益費用中心観から導出されるものであり、資産負債中心観からは導出できない。進捗度という概念は、資産負債の価値とは結びつかないものであり、成果の概念と結びつくものであると考える。関連して議論することができるとしても、資産負債を鍵概念とした議論にはならないものと考えられる。

したがって、資産負債中心観による収益認識として収益認識の早期の認識は別の考え方を導入しなければならない。そして、これを踏まえたときに公正価値の測定が対処方法として浮上することになるのである。このことは、以下で引く Scott [2008] の指摘が示唆している。すなわち「意思決定有用性についての測定パースペクティブとは、会計専門家が財務諸表本体に信頼性が確保される範囲で公正価値を取り入れる責任を負い、投資家が企業価値を予測する手助けをすることに会計専門家がこれまで以上に関わる、財務報告に対する

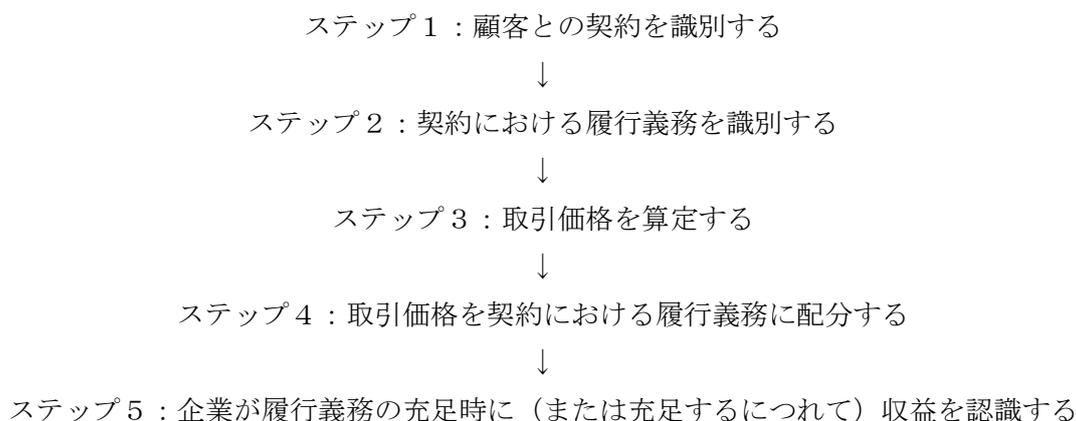
アプローチである（Scott [2008] p202）の考え方に表れているのである。現在出口価値モデルが当初検討対象となったことも早期の収益認識とは無縁ではないと思われる。したがって、このモデルの棄却が意味することは、資産負債アプローチによる収益認識であるかどうかという問題に加え、早期の収益認識足らしめるかどうかという問題でもあるのである。

2 IFRS 第 15 号の収益認識

前項の問題を解決するためのあり得る第一の方法は、繰り返しになるが、契約をなしたときにその対価請求権および履行義務を公正価値で評価することを通じて収益を認識するということであるが、現在出口価値モデルの否定という形で採用されていない。

このことを解決するのが、以下において示す IFRS 第 15 号の規定における収益認識の 5 つのステップである。

IFRS 第 15 号の収益認識は、以下の 5 つのステップにおいて行われる。（IASB [2014] IN7）



この 5 つのステップには、留意すべき点がある。それは、IFRS 第 15 号のコア原則として、「企業が収益の認識を、約束した財またはサービスの顧客への移転を当該財またはサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように行わなければならないとするものである」（IASB [2007] IN7）という規定である。この規定における対価という取引価格に基づく収益認識は、収益費用中心観の帰結のように一見するとみえる。このことも IFRS 第 15 号が資産負債中心観による収益足り得るのかに疑念を与える。

しかしながら、ステップ 1 およびステップ 2 で挙げられるように、まず契約時点で履行義務を識別し、履行義務を識別し分割するというプロセスに留意したい。このプロセスは履行義務の識別からスタートしている点で、資産負債中心観が採用されているのであり、

さらに踏み込んだ言い方をすれば、資産負債中心観からのみ導出されるものである。そして、次項の検討を通すことで、このような収益費用中心観を否定して資産負債中心観であるという主張を裏付けたい。

3 履行義務の識別・分割と収益認識における混合測定

前項までで IFRS 第 15 号は資産負債中心観による収益認識であることを確認してきたところである。本項では、最後にここにいう資産負債中心観にはどのような意義があるのかを明らかにする。そのことは、混合測定への示唆を与えるだろう。

1 項において主たる問題とした収益の早期認識を、IFRS 第 15 号の基準で考えると、履行義務の識別・分割という手続きによって解決できるということを主張したい。まず、区別して識別可能な履行義務について、次のような規定がある。複数の顧客との約束が含まれる契約について、企業は、当該契約に含まれる財またはサービスが別個のものかどうかを評価することが必要である。以下の 2 つの要件の両方に該当する場合には、別個のものであるとして会計処理することとなる (IASB [2014] 第 27 項)。

(1) 財またはサービスが別個のものとなりうる場合

顧客がその財またはサービスからの便益を、それ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができる。

(2) 財またはサービスが契約の観点において別個のものである場合

財またはサービスを顧客に移転するという企業の約束が、契約の中の他の約束と区分して識別可能である。

そして、長期の請負工事にもさまざまな義務があるということを認識するという点が指向され、それが適切に分割されていれば、工事が完成され、引き渡される以前に収益認識が行われる可能性がでてくる。早期認識が可能なのである。このことにより資産負債中心観に基づいて、したがって概念フレームワークと整合性を保ったうえで、収益の早期認識を可能足らしめるのである。

履行義務の識別は、困難であることが多い。それにもかかわらず収益認識の決定要因であるのであるからどの時点で履行義務が充足するのかは強調する必要がある。すなわち、「履行義務の充足がいつの時点であるか議論が分かれるときに貨幣性資産の取得もその指標となるとされる。貨幣性資産の取得と履行義務の充足を関らしめると、結局のところ、履行義務の充足と実現稼得の考え方は、外形的な表現の違いに過ぎず、本質的に変わらないと主張されることとなる。しかしながら、貨幣性資産の取得は実現稼得過程によって決定的に重要であるのに対して、履行義務の充足の議論においては指標に過ぎないのである²が、履行義務の識別は、顧客による財・サービスの支配という反対概念によって

² この点については、辻山 [2008] では「従来モデルである実現+稼得過程アプローチにおけ

担保できると考えられ、貨幣性資産の取得ではなく履行義務の識別であるという指向性が改めて確認できるのである。

しかしこのことは整合性を担保したことだけではなく、それ以上の意義があると考ええる。それは、複数要素契約の会計処理に適切な基準を提供したことを中心として、適用対象に限定はあるものの、事業活動に関する包括的な議論ができていているということである。その言葉自体に現れているが、契約には複数の要素があるものが考えられ、それを忠実に表現することが可能となったのである。そのことは、資産負債から概念規定をするというところからのみ生じるものと考えられるのである。

要するに、複数要素契約という実態を認識するためには、資産負債概念から検討しなければならないというところに意義が見出せるのである。そこに資産負債中心観の意義が出てくるのである。このことは、概念フレームワークにおいて、会計情報の質的特性として忠実な表現が標榜されたこととも整合的である。すなわち、概念フレームワークは、「財務報告書は、経済現象を言語と数字で表現するものである。有用であるためには、財務情報は、目的適合性のある現象を表現するだけでなく、表現しようとしている現象を忠実に表現しなければならない」(FASB/IASB, 2010 QC12)とされており、意思決定有用性という目的にとって、それを可能にする会計情報の質的特性として、目的適合性とともに忠実な表現を示したが、この忠実な表現を達成するものとして資産負債中心観の意義を見出すのである³。

以上、複数要素契約に対する忠実な表現を可能足らしめるということに資産負債中心観の意義を見出したのだが、Ⅲ節での議論を改めて整理したい。すなわち、包括利益のような利益と結びつけない資産負債中心観と会計測定を媒介するものは何かということである。

改めて考えると、複数要素契約に対する会計処理が利益の概念それ自体を変革するとは当然にはいい難い。したがって、利益概念とは離れた形で資産負債中心観の類型を想定する必要があるいえる。それが、第3のタイプの資産負債中心観である。IFRS第15号は、取引価格に基づいて収益を認識するものであり、すなわち、決算認識において公正価値で評価替えを行わず、取得原価評価ということになっているのである。

る収益を履行義務と呼び換え、稼得過程を履行義務の消滅過程と呼び換えたに過ぎない」(辻山 [2008] p50) という指摘や、これを引用し、「顧客対価の配分によって履行義務を測定する当初取引価格(筆者注:顧客対価モデルと同一のものと考えられる)アプローチと実現稼得過程アプローチの間に実質的な差異は生じない。あるいは同一のモデルをフロー面から見れば実現稼得過程アプローチになり、これをストック面から見れば資産負債アプローチになるともいえる」(松本 [2015] p280) という指摘にも表れている。ただし、松本 [2015] は、契約資産・負債によって収益を認識する構造自体を評価しており、「当初取引価格アプローチを導入した意味は小さくない」(松本 [2015] p280) としている。

³ この点、藤井 [2015] は、経済事象の忠実な表現の議論と測定問題に拡張した資産負債中心観を関連付けて議論している(藤井 [2015] pp.190-194)。

これまでの議論から明らかなように、資産負債中心観には類型が3つあり、そのどの類型も否定されない制度となっている。そこには、利益の概念として、一方で一部の資産に対して資産負債の価値変動の測定を担わせて、他方で一部の資産に対して資産負債の価値変動以外（例えば、確定された利益）の測定を担わせているということが含意される。そのことが制度において、公正価値および取得原価という測定の混合をもたらしているのである。

V おわりに

本章では、IFRS第15号が資産負債中心観による収益認識を開発してきたということをも材料として、資産負債中心観による収益認識の問題を分析して検討した。ここで問題となるのは大きく分けると2つである。

第1に、資産負債中心観による収益認識としてIFRS第15号を捉えることができるのかということである。IASBは概念フレームワークとの整合性を意図していたため、資産負債アプローチによる収益認識を開発したはずであるが、現在出口価値モデルが否決されたことや取得原価評価が維持された点を見ると、ここに問題があると思われるのである。しかし、履行義務の識別からはじまる収益認識は、資産負債中心観による収益認識といえるのである。

第2に、そうであるとして、そのように捉えることの意義がどこにあるのかということである。これは複数要素契約を忠実に表現するためには不可欠である点からいえるであろう。

この議論の過程で、資産負債中心観には、いくつかの類型があるという論理を確認した。制度会計においても3つの類型のどれもが適用されている、または適用されていくと考えることができる。同じ資産負債中心観であるにもかかわらず、それが3つに分かれる根拠は、利益概念と当該中心観を切り離すことから生じる。

この利益概念と切り離された資産負債中心観を採用するということは、従前の利益概念を維持したうえで、新しい会計処理や忠実な表現に対応しようとすることを示唆するものといえる。ただし、たとえ純利益が維持されたとしても、その意味には解釈の変更があるとも考えられる。

資産負債中心観を採用して、一方で公正価値測定がなされ、他方で取得原価測定がおこなわれるのは、利益概念が何かという問題と特定の測定基礎として何が望ましいのかという問題はともに考える必要を示唆している。このことは、会計測定との関係で2つの取引を想定して、取得原価測定と結びつく議論として、利益に関して確定された利益を提示したニッシム=ペンマンの議論が参考になる。

改めて、混合測定会計の議論において、忠実な表現の概念が重要であることが本章で明らかになった。本章では、公正価値会計と直接的な関係にある資産負債中心観から取得原

価が生じる論理を確認したが、ここでは、ニッシム=ペンマンの議論でもでてきた確定された利益の議論が生じ、また、複数要素契約の議論を確認した。以上の議論がともに忠実な表現の概念と関係を持つことに注意したい。

第6章 正統性概念と混合測定会計の論理

I はじめに

本章の目的は、広い領域を対象とした正統性それ自体を検討することにより混合測定会計の論理を明らかにすることである。第2章では、サッチマンにおける正統性概念を取得原価および公正価値という1つの会計測定値が単独では十分な正統性をもたないゆえに混合測定会計の正統性が導かれるということを確認した。しかし、ここには正統性概念が内包する3つの正統性の議論に終始しており、正統性それ自体の検討が含まれていない。そこで広く正統であるとはどういうことなのかを明らかにしたうえで、改めて混合測定会計の論理を検討する必要があるのである。

翻って第1章で論じた会計測定の混合の問題は、会計測定値の中心として、取得原価と公正価値があると考え、取得原価を中心とした会計制度の中で、公正価値測定を取り入れる視点と公正価値を中心とした会計制度の中で、取得原価の位置づけはどのようなものなのかという視点の2つがあった。このような考え方は、取得原価および公正価値の測定値は単独では十分な正統性を得ることができないということを示唆している。

第2章において、サッチマンによる正統性概念を導入し、オミロス＝ジャックによる会計測定の制度的歴史の中で、会計測定値はそれぞれ単独では十分な正統性をもちえず、そのことをもって混合測定が必然であるということを確認したのである。

正統性概念それ自体ないし混合測定会計それ自体を検討するにあたり、忠実な表現という会計上の質的特性の議論を第3章において検討した。意思決定有用性が正統性概念におけるプラグマティックな正統性を考えるうえで重要な概念であるが、概念フレームワークの改訂の中で、この意思決定有用性と概念レベルが異なる忠実な表現の内容が、「目的適合的な情報を忠実に表現する」という概念規定に変更され、この2つの概念を連続的にみるようになった。忠実な表現が可能であれば、有用な情報を提供するに至るということである。この点、忠実な表現は正統性を検討するうえで重要な役割をもつことになる。

忠実な表現を敷衍して議論するにあたり、第4章および第5章がその事例と位置付けて議論を整理したい。

II 正統性概念と混合測定会計の論点

混合測定会計の論理を明らかにするのに正統性概念を適用する理由は、混合測定会計の論点を抽出することにある。先にも述べたが、サッチマンの正統性概念は内包関係が存在する。正統性概念それ自体の定義に加え、それが、3つの側面に分類できるものとなって

いる。その側面それぞれで、対立する場面が想定される。その対立する議論が統合できるのであれば、正統性それ自体を議論できることになるのである。そのことを、先行研究を通じて確認したい。

山本[2008]および山田[2010]において、金融不安という背景のもと、IASBの組織としての正統性が検討された。というのも、その組織の特殊性、すなわち国家の枠を超えた組織でありながら民間組織であるので、その存在を認めるための尺度として正統性が必要であるからである（山田[2010]p.25）。

そこでの正統性は、「専門性・効率性」と「アカウンタビリティ・透明性・民主制」という時に両立しない基準によって評価されるもの（山本[2008]p.183）とされている。

混合測定会計においては、どのような基準が設定されるであろうか。混合測定会計それ自体は組織ではない。山本[2008]および山田[2010]と同様に議論ができるのかが問題となる。しかし、第2章において論じたように、正統性概念は組織だけではなく、それから切り離された行為にも適用できるのである。

とくに現行会計制度は正統性の議論と多くの点で整合する。まず、正統性には評価者の存在が重要であるが、この場合意思決定を行う利害関係者を想定する。したがって意思決定有用性を財務報告の目的とする現代会計はこの正統性の議論と整合的である。すなわち、利害関係者が、ある会計測定値を有用であると考えた場合、そこにはプラグマティックの正統性があると考えることができるのである。規範的に望ましいと考える場合にモラルの正統性があると考えることができるのである。

ただし、正統性概念は、そのうちに、3つの側面が存在するため複雑な指標となり、また、すでに述べたように社会学における利用はその曖昧な指標であるとされていたから、会計測定値に対して徒に混乱を与え、何の示唆も与えないおそれがあることに注意が必要である。

実際、混合測定会計の正統性は、各測定値が正統性のうち、ある側面からは是認されるが、別の側面からは否定されるという状況からくることも考えることができる。例えば、公正価値会計は会計情報利用者の意思決定有用性の観点からプラグマティックな正統性の側面が是認されるが、検証不能であるという点でモラルの正統性の側面で否定される、という説明がなされ、取得原価会計はその逆であれば、そこで調整を働かせるために混合がなされる等により説明できる可能性があるのである。

さらに、同じ正統性の側面から、取得原価および公正価値がともに大きく見れば、正統であると主張され、同じ側面であってもより細かく検討すると、正統性が一方は是認され、他方が否定されるようなことが起こり得る。例えば、取得原価会計（客観性・検証可能性の点）も公正価値会計（会計目的に適っている点）もモラルの正統性において一定程度認められるが、前者は結果の正統性において正統性をもち、後者は、手続きの正統性の観点から正統性をもつという説明がなされることも考えられるのである。

したがって、正統性の3つの側面を統合的に議論することが重要であり、継続的な正統

性があるものを見出す必要がある。特に先にも述べたが、自明の正統性が満たされるのであれば、当該項目は制度として強固なものであると考えることができるのである。一方で、3つの側面のうちいずれかは十分な正統性があるとしても他の一面においては正統性を著しく毀損するようであれば、全体としては十分な正統性が発揮できないと考えられる。

まず、取得原価会計は、主たる実務として採用され続けてきたという認知の正統性と、客観性・検証可能性があり、望ましい測定値であるとしてモラルの正統性があると考えることができるが、そこにはそれとは異なる別の観点からの正統性に対する脅威もあった。

すなわち、19世紀において、貸借対照表における評価は、事業の継続と未払いの負債への支払い能力を表示するべきであるという考えの下、真実かつ公平の倫理に基づくべきであるとする主張があったとされる。当該取得原価の正統性に対する脅威があったということである。

しかしながら、同時期の企業の大規模化・複雑化によって時価評価が実行不可能であることにより取得原価評価が広く行われた。また、モラルの正統性に関しては、取得原価は客観的であり受託責任に資するものであるという利害関係者の評価がある。

このように、考え方の変化や経済状況の変化等が、取得原価に対して、ある時期には正統であるとし、またある時期には、正統ではないとするのである。

ただし、Edwards and Bell[1961]、Chambers[1966]、およびSterling[1970]等は、インフレーションを背景として会計人たちは資産および負債の価値を反映するために一般購買力の変化を調整して取得原価の測定を否定し、時価は現在のものであると考えられるので、客観的であると述べており、取得原価会計は、望ましい測定値ではないとしてモラルの正統性はこの観点から否定される可能性があるのである。

したがって、取得原価会計は、理解可能という点で認知の正統性の側面から受け入れられやすいものであるが、モラルの正統性の観点からは限定的にしか肯定されず、プラグマティックの観点からは、取り上げて評価される対象ではないところとなっている。そのことは、意思決定有用性との観点からの自明の議論として取得原価会計の議論が生じないことからいえる。

これに対して、公正価値会計は、認知の正統性については強く是認できないが、プラグマティックの正統性やモラルの正統性を主張することができると思うことができる。なぜなら、投資家等の利害関係者にとって有用な情報を提供するのが公正価値であるとされるからである。そして、そのような認識の下で、公正価値が測定されるのは望ましいと考えられるのでモラルの正統性（少なくとも手続きの正統性）が満たされるものとなっている。

しかしながら、金融資産および金融負債の公正価値については、制度として適用されるが、その使用は限定的である¹。たとえば、固定資産の公正価値オプション等限られた場

¹ ここでの議論は、基本的に日本の金融商品に関する会計基準を前提としているが、国際的な

合のみであって、非金融資産等への公正価値の使用は限定的であり、金融資産に該当するものであっても満期保有目的の債権は取得原価が原則で償却原価法の適用も認められるという規定となっており、また、持合株式のようなその他有価証券も公正価値評価するとしても、評価差額は損益として認識されない規定にもなっている。

ここに、認知の正統性の問題をあげることができる。すなわち、意思決定に有用であると理解されるのは、金融資産・金融負債の取得原価と比べたときの相対的なものであり、無条件に有用であると理解されているわけではないのである。

ただし、公正価値の使用に関しては、意思決定有用性の観点からだけ議論されるわけではない。ここまで議論してきたように会計基準の質的特性である忠実な表現の観点からも述べられるのである。

以上、取得原価および公正価値の使用に関する正統性概念を検討してきたが、ここから混合測定会計の正統性についての判断基準を抽出することができる。すなわち、伝統的に使用されてきた取得原価は、認知の正統性の観点からは是認されるものであるが、ある特定の場面においてはプラグマティック・モラルの双方において問題を抱えたものであるといえる。そのため、それを補う会計測定値として公正価値をあげることができるが、「補う」というように公正価値には意思決定有用性の観点からプラグマティックの正統性から是認されるものの、意思決定有用性と公正価値の結びつきに関して認知されきれない部分が存在している。場合によっては、モラルの正統性のいう測定値の正しさにも問題（本当に望ましいのかという問題）を抱えている可能性がある。一方で、公正価値測定は忠実な表現の観点から議論されることもあり、この忠実な表現から取得原価評価評価が導き出されるのは既述したとおりである。

混合測定会計の論理は、取得原価会計のモラルの正統性の限界の部分である「客観性」の問題と、意思決定有用性および公正価値測定の関係、ならびに忠実な表現による公正価値測定および取得原価測定の意義の3つの議論に集約されるのである。

III 混合測定会計の説明論理

前節では、正統性概念によって3つの混合測定会計の論点を抽出した。すなわち、①取得原価会計の正統性のモラルの側面である「客観性」は公正価値会計との関係で、どのように考えるべきかという点、② プラグマティックおよびモラルの側面である公正価値会計が意思決定有用性に適うのか否かという点、③ 忠実な表現が、公正価値会計だけでなく取得原価会計としても適用されるという点である。

まず、取得原価という測定値の客観性は、検証可能であるというところからきているということである。第1章で論じたように、取得原価は実際に取引されたという事実が重要なものであり、それが本質であるという Paton and Littleton [1940] における議論から

会計基準も少なくとも公正価値を強制するものとはなっていない。

るものである。

しかし、この客観性を取得原価の本質と捉えない議論や、そもそもこれは、客観的でないという議論がある。すなわち、Paton [1946] では、取得原価は、その本質は、事実と成立した変わらない価格であるのではなく、取得したものの価値の尺度として重要であると論じている。また、Edwards and Bell[1961] Chambers[1966]、および Sterling[1970]等は、現在のものではないので、取得原価は客観的ではないと主張しているのである。

以上のように、取得原価の「客観性」は概念として限界がある。一方で客観的であるとされ、他方で客観的ではないというのでは概念として成立していない。ここにいう客観性の意味は検証可能性があるという意味である。

「客観性」という概念を使うのであれば、取得原価会計および公正価値会計は、ともに「客観的」であり、前者は検証可能性であるという点で、後者は現在の価格であるという点でそれが言えるのである。このように考えると、「客観性」の概念の不明確性が混合測定会計の説明論拠になっている部分がある。

次に②の問題である、公正価値会計が無条件に意思決定有用性に適うのかどうかは、当然にはいいがたい。というのも、第3章において述べてきたように、信頼性概念の後退によって、意思決定に有用であれば、公正価値測定が適用される可能性が高まった現行概念フレームワークにおいても、検証可能性を目的とした測定は否定されていないからである。このことは、意思決定有用性に適う（から望ましい）測定値を採用するという手続きの正統性（モラルの正統性）は必ずしも認められないということの意味しており、さらに、信頼性と意思決定との関連性のトレード・オフがなくなった議論中でもなお存在しているということである。

最後に③の問題である、忠実な表現の問題であるが、これは、①の問題と②の問題とともに同時に解決するヒントが隠されていると考えられる。会計が対象とする事象である会計事象を忠実に表現するのであれば、そして、それが、会計情報利用者に認知できるのであれば、そのような会計情報は客観的であるといえないだろうか。また、忠実な会計情報は、対象企業の経済活動をよりよく理解し、それとは別の経済活動をしているという異論の余地は起こりえず自明性があるといえるかもしれない。また、第3章で論じたように、公正価値測定の直接的な概念である目的適合性と忠実な表現の概念が連続的になったと考えれば、公正価値はいうまでもなく、取得原価も含まれる余地が生じ、取得原価がある場合には、意思決定に資するという議論ができる可能性がある。

すなわち、忠実な表現の議論を中心に議論を組み立てることが、混合測定会計自体を直接的に正統性概念の検討の俎上に上げることにつながり、混合測定会計の論理を明らかにすることにつながる可能性があるのである。以下では、この点を踏まえ議論を整理したい。

まず、会計測定値の問題は、投資家にとっての意思決定有用性概念によって影響を受け

てきたと考えることができる。具体的には、取得原価会計の正統性に対する脅威を与え、公正価値会計の正統性を促してきたと考えられる。意思決定有用性概念はその意味で、公正価値会計単独の正統性を導くものでありえて、混合測定会計の正統性を直接に導くものではないのである。

しかし、意思決定有用性は、先にも述べたように、概念レベルの異なる忠実な表現と連続的な概念に変化してきたのである。というのも、忠実に表現する対象を目的適合的な情報であると明確にしたからである。同語反復的であるが、そこでいう目的適合的な情報とは、経済的現象であるとしているが、忠実に表現する対象の経済的現象とは目的適合的な情報であることを意味するので、目的適合的な情報とは何かということを追及する必要がある。かつては、目的適合的であることと、忠実に表現することは対立するもしくは異なるものであった。例えば、Barth [2007] において、取得原価は、現実世界の経済現象を忠実に表現するが、目的適合的ではないかもしれない (Barth [2007] p.12) という指摘がされるが、このような指摘は、成立されなくなってくるものと思われる。というのも、この指摘は、忠実な表現と目的適合性が相反する可能性を示唆しているが、しかし、忠実な表現が対象とするのは、そもそも、目的適合的な情報のみであるからである。

したがって、意思決定有用性の議論の検討は、忠実な表現の議論の検討を同時に意味することになるのである。そして忠実な表現を議論の中心に据えたときに、ニッシム＝ペンマンの裁定取引の経済学や確定したものだけが株主にとっての利益を意味するという考えは、プラグマティックな正統性もさることながら、取引には大きく2つのものがあるから会計測定値も2つあるということを示し、取引の理解を促すという意味で認知の正統性を付与したものであり、公正価値の原則を示している意味で、規範的な意味でモラルの正統性をも獲得できるものであるといえる。また収益認識の基準の議論においては、意思決定有用性の追求すなわち公正価値モデルという議論が必ずしも成立しないということを確認できるのである。この重要な基準において取得原価会計の可能性が示されるのは、意思決定有用性の下での取得原価会計の認知の正統性を高めるものであるといえよう。

IV おわりに

本論文では、混合測定会計とは何かを明らかにし、取得原価会計と公正価値会計という相異なる測定の混合をいかに説明すべきかということを検討した。

混合測定の説明の議論として、取得原価の枠内の議論、公正価値会計類型の議論、将来キャッシュ・フロー議論等をそれぞれ検討し、その限界を示した。限界が生じる理由は、取得原価と公正価値ないし時価はその本質を異にするからである。

そこで、一貫した議論からの検討ではなく、それぞれの測定値は異なるものであり、異なるものであるのならば、混在された測定値をどのように統合するのかという議論の必要

性を指摘したのである。ここでは、正統性概念はこのことを可能としうるものであることを指摘した。

そして、改めて混合測定会計の論点を抽出すると、3つの論点が抽出された。すなわち、①取得原価会計の正統性のモラルの側面である「客観性」は公正価値会計との関係で、どのように考えるべきかという点、②プラグマティックおよびモラルの側面である公正価値会計が意思決定有用性に適うのか否かという点、③忠実な表現は、公正価値会計だけではなく取得原価会計としても認知できるかどうかという点である。

そして、この3つの議論を統合的に解決するものとして、忠実な表現が重要である。会計は、そもそも企業の経済の実態を描写するものであるということを改めて確認したい。

混合測定会計の論理を検討するにあたっての問題は、その混合の程度が収束困難であることであった。この問題を解決するために、3つの側面が内包される正統性概念を適用した。すなわち、混合測定会計の論理は、広い領域で議論する正統性それ自体を明らかにすることによって導かれるのである。そのことが混合の程度を決定して、この議論を収束させるのである。

本論文の検討から、混合の程度の議論を収束させる正統性は、忠実な表現によってなされるということである。忠実な表現の追及によって混合測定会計が会計制度の必然となるのと同時に、これによって生じる混合測定会計は、投資家にとって有用なものであるだけでなく、あるべき会計を意味し、さらには、会計人にとって十分理解しうる会計の体系であるといえるのである。

参考文献

[和文]

- 井尻雄士 [1968] 『会計測定の基本』 東洋経済新報社。
- 市川紀子 [2016] 「計算構造の類型の再検討—IASB の収益認識基準および概念フレームワークにおける資産負債中心観の変化—」 『会計』 第 189 巻第 2 号 66-80 頁。
- 上野清貴 [2014] 『会計測定思想史と論理』 中央経済社。
- 北村敬子編 [2014] 『財務報告における公正価値測定』 中央経済社。
- 高坂紀広 [2013] 「『公正価値会計』による収益認識の検討」 『日本簿記学会年報』 第 28 号 80-86 頁
- 真田正次 [2010] 「国際会計基準の正統性モデルに関する一考察」 『京都大学経済論纂』 第 183 巻第 1 号 443-468 頁。
- 真田正次 [2017] 「IFRS の正統性—複雑化するデュープロセスのなかで」 『企業会計』 第 69 巻第 8 号第 33-40 頁。
- 辻山栄子 [2008] 「収益認識と業績報告」 『企業会計』 第 60 巻第 1 号 39-53 頁。
- 角ヶ谷典幸 [2009] 「原価主義会計と混合測定属性モデルの論理と課題」 『会計』 第 176 巻第 3 号, 49-63 頁。
- 角ヶ谷典幸 [2012] 「公正価値会計のフレームワーク—Nissim と Penman の所説を手掛かりにして—」 『産業経理』 第 72 巻第 3 号, 54-63 頁。
- 徳賀芳弘 [2003] 「資産負債中心観における収益認識」 『企業会計』 第 55 巻第 11 号 35-42 頁。
- 徳賀芳弘 [2004] 「会計における利益観—収益費用中心観と資産負債中心観—」 (斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』 V 章) 中央経済社。
- 徳賀芳弘 [2008] 「「信頼性」から「忠実な表現」への変化の意味」 友杉芳正ほか編『財務情報の信頼性』 税務経理協会, 22-30 頁。
- 徳賀芳弘 [2012] 「会計基準における混合会計モデルの検討」 『金融研究』 日本銀行金融研究所, 141-204 頁。
- 永野則雄 [2013] 「会計の概念フレームワークにおける忠実な表現から信頼性の U ターンにむけて (1)」 『経営志林』 第 50 巻 3 号, 65-77 頁。
- 平敷慶武 [1990] 『動的低価基準論』 森山書店。
- 山田耕嗣・佐藤秀典 [2014] 『コア・テキストマクロ組織論』 新世社。
- 山田康裕 [2009] 「取得原価主義からみた現行会計」 『会計』 175 巻 5 号 634-647 頁。
- 山田康裕 [2010] 「IASB の正統性」 『京都大学経済論纂』 第 184 巻第 3 号 25-40 頁。
- 山本吉宣 [2008] 『国際レジームとガバナンス』 有斐閣。
- 米山正樹 [2011] 「公正価値測定の理論的基礎—Nissim and Penman [2008] を中心として—」 『産業経理』 第 70 巻第 4 号, 73-82 頁。
- 米山正樹 [2014] 「概念フレームワーク—概念フレームワークに関する分析視座—」 平松一

- 夫・辻山栄子責任編集『会計基準のコンバージェンス』中央経済社，85－117頁。
- 松本敏史 [2003] 「収益費用中心観における収益認識」『企業会計』第55巻第11号26-33頁。
- 松本敏史 [2015] 「収益認識プロジェクト—理論と慣習の相克」（辻山栄子編著『IFRSの会計思考—過去・現在そして未来への展望—』第8章）中央経済社。
- 藤井秀樹 [2007] 『制度変化の会計学—会計基準のコンバージェンスを見すえて—』中央経済社。
- 藤井秀樹 [2010] 「会計制度形成の現代の特徴と展開方向—改訂概念フレームワーク草案における「忠実な表現」に寄せて—」『経済論叢』第184巻第3号，75－93頁。
- 和田博志 [2008] 『会計測定の基本理論』森山書店。

[英文]

- American Accounting Association [1966] *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA.
- Barth, M. (2007) Standard-setting measurement issues and the relevance of research *Accounting and Business Research* pp.7-15.
- Barth, M. E., and W. Landsman [1955] Fundamental Issues Related to Using FairValue Accounting for Financial Reporting, *Accounting Horizons*, Vol. 9(4) pp. 97-107.
- Cairns, D. [2006] The use of fair value in IFRS. *Accounting in Europe*, Vol.3 pp.5-22
- Canning, B.J. [1929] The economics of accountancy : a critical analysis of accounting theory. *New York: Ronald Press*.
- Chambers, R.J. [1966] *Accounting, evaluation and economic behavior* Prentice-Hall.
- Dewing, I and P.O. Russel [2008] Financial integration in the EU : the first phase of EU endorsement of international accounting standards. *Journal of Common Market Studies*. Vol.46 (2), pp.243-264.
- DiMaggio, P. J. and W. W. Powell [1983] The iron cage revisited : Institutional isomorphism and collective rationality in organization fields, *American Sociological Review* Vol.48, pp147-160.
- Dowling, J. and J. Pfeffer [1975] Organization Legitimacy: Social Values and Organizational Behavior, *The Pacific Sociological Review*, Vol.1 pp.122-136.
- Edwards, and Bell [1961] *The theory and measurement of business of income*. University California Press.
- FASB [1976] *An Analysis of Issue Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB.

- FASB [1980] SFAC2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002)
- FASB [1995] *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of*. FASB.
- FASB/IASB (2010) *The Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- FASAC (2005) *Joint Conceptual Framework Project (Attachment F)* .
- Hague, I.P.N. [2004] IAS39 : underlying principles. *Accounting in Europe*, Vol1, pp.21-26.
- Henry, E. [2009] Early adoption of SFAS no. 159 : lessons from games (almost) played. *Accounting Horizons* Vol.23(2). pp.181-199.
- IASB [2005] Information for Observers, Agenda Paper7, *Qualitative Characteristics1:Relevance and Reliability*.
- IASB [2008] Discussion Paper, *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contract with Customer*, IASB.
- IASB [2010a] *the Conceptual Framework for Financial Reporting*. IASB.
- IASB [2010b] exposure Draft, *Revenue Recognition from Contracts with Customers*, IASB.
- IASB [2011] Exposure Draft, *Revenue Recognition from Contracts with Customers*, IASB.
- IASB [2013a] IAS 36 *Impairment of asset*. IASB.
- IASB [2013b] *Discussion Paper A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- IASB [2014a] *Exposure Draft, he Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- IASB [2014b] *IFRS 9 Financial Instruments and its related Basis for Conclusions and Illustrative Examples*.
- IASB [2014c] IFRS 15, *Revenue from Contracts with Customers*, IASB.
- IASB [2015a] Exposure Draft, *Clarifications to IFRS 15*, IASB.
- IASB [2015b] *Exposure Draft, The Conceptual Framework for Financial Reporting*. IASB
- IASB [2018] *Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- IASB [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- Johnson, L.T. [2005] Relevance and Reliability, *The FASB Report*.
- Langendijk, H, Swagerman, D. and W. Verhoog . [2003] Is fair value fair? Financial reporting from an international perspective. *Chichester*: John Wiley and Sons.
- Lev, B. [1989] On the Usefulness of Earnings and Earnings Research: Lessons and

- Direction from Two Decades of Empirical Research, *Journal of Accounting Research* 27 (Supplement), pp.190-215.
- MacNeal, K. [1939] *Truth in accounting*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Maurer, J. G. [1971] Readings in organizational theory: Open system approaches. New York: *Random House*.
- Meyer, J. W. and B. Rowan. [1977] *Institutionalized Organization and Environment*, Harvard Business Press.
- Nissim, D. and S. Penman [2008] *Principles for the application of fair value accounting*, CEASA White Paper Number Two, Columbia Business School, July (角ケ谷典幸・赤城論士訳.2012『公正価値会計のフレームワーク』).
- Omiros, G. and L Jack [2011] In Pursuit of Legitimacy : A History Behind Fair Value Accounting, *The British Accounting Review*, Vol. 43, pp.311-323.
- Paton, W. A. [1946] Cost and Value in Accounting, *Journal of Accountancy*, Mar.pp192-199.
- Paton, W. A., and A. C. Littleton [1940], *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA (中島省吾訳. 1953『ペイトン＝リトルトン会社会計基準序説』、森山書店) .
- Penman, S. [2007] “Financial reporting quality: Is fair value a plus or a minus?”, *Accounting and Business Research*, Special Issue, International Accounting Policy Forum, pp. 33–34.
- Penman, S. [2011] *Accounting for Value*, Columbia Business School Publishing.
- Scott, W.R. [2015] *Financial Accounting Theory*, Pearson Education Canada, Ind,(太田康弘；椎葉淳；西谷順平訳.2011『財務会計の理論と実証』、中央経済社).
- Solomons, D. [1986] *Making Accounting Policy: The Quest for Credibility in Financial Reporting*, Oxford University Press.
- Sterling, R.R. [1970] *Theory of the measurement of enterprise income*. Lawrence: University Press of Kansas.
- Suchman, M. C. [1995] Managing Legitimacy : Strategic and Institutional Approaches, *Academy of Management Review* Vol.20No.3, pp571-610.
- Walker, R.G. [1992] The SEC’s ban on upward asset revaluations and the disclosure of current values. *Abacus* Vol.28(1), pp.3-35.
- Zeff, S.A. [2007] The SEC rules historic cost accounting:1934 to the 1970s. *Accounting and Business Research*, Special Issue: International Accounting Policy Forum, pp.48-62.